

だい じ ふじ さとしょうがいしゃ
第6次藤の里障害者プラン
ふじえだししょうがいしゃけいかく
(藤枝市障害者計画)
あん
(案)



れいわ ねん がつ
令和6年3月



藤枝市

- この計画冊子には、各ページの端に音声コード(Uni-Voice)を掲載しています。コードをスマートフォンなどで読み取ることで、内容を音声で聞くことができます。
- この計画冊子には、ユニバーサルデザインのコンセプトにもとづき、多くの人が見やすく、読みやすいように工夫されている「UD フォント」を使用しています。

目次

だい しょう けいかく さくてい	第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 けいかく さくてい はいけいおよ しゅし	1 計画策定の背景及び趣旨	2
2 けいかく たいしょう	2 計画の対象	3
3 けいかく い ち	3 計画の位置づけ	4
4 SDG s の 17 のゴールに貢献する 藤枝市の 17 の目標	4 SDG s の 17 のゴールに貢献する藤枝市の 17 の目標	6
5 けいかく き かん	5 計画の期間	7
6 けいかく さくていたいせい	6 計画の策定体制	8
だい しょう しょうがい ひと と ま じょうきょう	第 2 章 障害のある人を取り巻く状況	9
1 くに けん どうこう	1 国・県の動向	10
2 とうけい	2 統計データからみる藤枝市	14
3 ちようさけっか ふじえだし	3 アンケート調査結果でみる藤枝市	23
4 かんけいだんたい けっか ふじえだし	4 関係団体ヒアリング結果でみる藤枝市	37
5 だい じ とりくみじょうきょう	5 第 5 次プランの取組状況	40
6 かだい	6 課題のまとめ	44
だい しょう きほんりねん きほんもくひょう	第 3 章 基本理念と基本目標	51
1 けいかく きほんりねん	1 計画の基本理念	52
2 し さく たいけい	2 施策の体系	53
3 ほんけいかく すいしん かん しひょう	3 本計画の推進に関する指標	54
だい しょう しさく てんかい	第 4 章 施策の展開	57
基本目標 1 し みる り かい こうりゅう そくしん	基本目標 1 市民の理解と交流の促進	58
基本目標 2 けんりようご すいしん	基本目標 2 権利擁護の推進	62
基本目標 3 じりつ む せいかつしえん じゅうじつ	基本目標 3 自立に向けた生活支援の充実	66
基本目標 4 こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ すいしん	基本目標 4 雇用・就業、経済的自立の推進	76
基本目標 5 き め りょういく きょういく しんこう	基本目標 5 切れ目のない療育・教育の振興	81
基本目標 6 こま ほけん いりょう じゅうじつ	基本目標 6 きめ細やかな保健・医療の充実	84
基本目標 7 あんぜん あんしん せいかつかんきょう じゅうじつ	基本目標 7 安全・安心な生活環境の充実	88
基本目標 8 ぼうさい ぼうはん かんせんしやうたいさくとう じゅうじつ	基本目標 8 防災・防犯・感染症対策等の充実	92

だい しょう けいかく すいしんたいせい 第 5 章 計画の推進体制	97
1 ちょうないれんけいたいせい せいび 1 庁内連携体制の整備	98
2 けいかく しんこうかんり 2 計画の進管理	98
3 くに けん きんりんし れんけい 3 国や県、近隣市との連携	100
4 かんけいきかん かんけいだんたい し み ん れんけい 4 関係機関や関係団体、市民との連携	100
5 あら けんとう ひつよう じこう たいおう 5 新たな検討が必要となる事項への対応	100
しりょうへん 資料編	101
1 さくていけいか 1 策定経過	102
2 いいんめいぼ 2 委員名簿	103
3 ようごかいせつ 3 用語解説	105

だい 第 1 しょう 章 けいかく さくてい 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景及び趣旨

平成18年12月、国連総会にて「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されたことに伴い、わが国においても批准に向けた国内法の整備等が行われました。

まず、平成23年に「障害者基本法」の改正が行われ、「すべての国民が障害のある・なしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現」という新たな理念の下、地域社会における共生、差別の禁止、社会的障壁の除去等の基本原則が規定されました。

それ以降、様々な国内法の整備や制度改革が行われ、平成25年12月に国会において、国内法が「障害者権利条約」の求める水準に達したと承認され、平成26年に批准書が国連に提出されました。その後も、障害のある人の福祉向上に向け、様々な施策の見直しや制度の検討が継続的に行われています。

本市では、障害者基本法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）*の理念を踏まえ、平成30年3月に「第5次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」を策定し、様々な障害福祉施策を推進してきました。

この間、国においては、各種の法整備を進め、障害者の文化・芸術活動の推進や視覚障害者の読書環境の整備、医療的ケア児等及びその家族への支援の充実・強化、障害者による情報の取得・意思疎通に係る施策の推進等、様々な場面で障害のある人に対する施策を推進してきました。

この度、本市の「第5次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」の計画期間が満了することを受け、上記のような国の動向やこれまでの本市の施策の推進状況、障害のある人等の意識・実態等を踏まえ、新たに令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画に基づき、障害のある・なしにかかわらず誰もがお互いを尊重し、支え合う共生社会の実現を目指し、総合的・計画的な障害者施策を推進します。

2 計画の対象

本計画において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病
 その他心身の機能に障害があり、障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活
 に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳*を所持している人には限定されません。
 また、障害のある・なしにかかわらず、互いに尊重し、認め合い、支えあう主体として
 藤枝市に暮らす市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の
 実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

さまざまな「障害」

身体障害
 (身体障害者福祉法)

手・足を思うように動か
 せない
 見えない
 聞こえない
 うまく発声できない
 内臓の働きが弱い など

知的障害
 (知的障害者福祉法)

18歳までに起こった知的
 発達の遅れのために社会
 生活に適應する能力に
 制限がある状態

精神障害
 (精神保健及び精神障害者
 福祉に関する法律)

統合失調症
 気分障害(うつ病、躁うつ病
 等)
 依存症(アルコール、薬物、ギャン
 ブル等)

**てんかん など
 強度行動障害**

直接的な他害(噛みつき・頭突き等)や間接的な他害(睡眠の乱れ・同一性の
 保持等)自傷行為等が通常考えられない頻度・形式で出現している状態

高次脳機能障害*

けがや病気によって脳に損傷を負うことで発生する記憶力や注意力、身体機能などのさまざまな障害

重症心身障害
 身体障害1・2級かつ知的障害重度(A)

難病

原因が分からない
 治療法が未だない

人工呼吸器、たんの吸引
 人工的水分栄養補給(胃ろう、経管栄養)
 医療的ケアが必要な障害

発達障害

自閉症スペクトラム
 学習障害(LD)
 注意欠陥多動性障害(ADHD)
 知的障害を伴う場合がある

3 計画の位置づけ

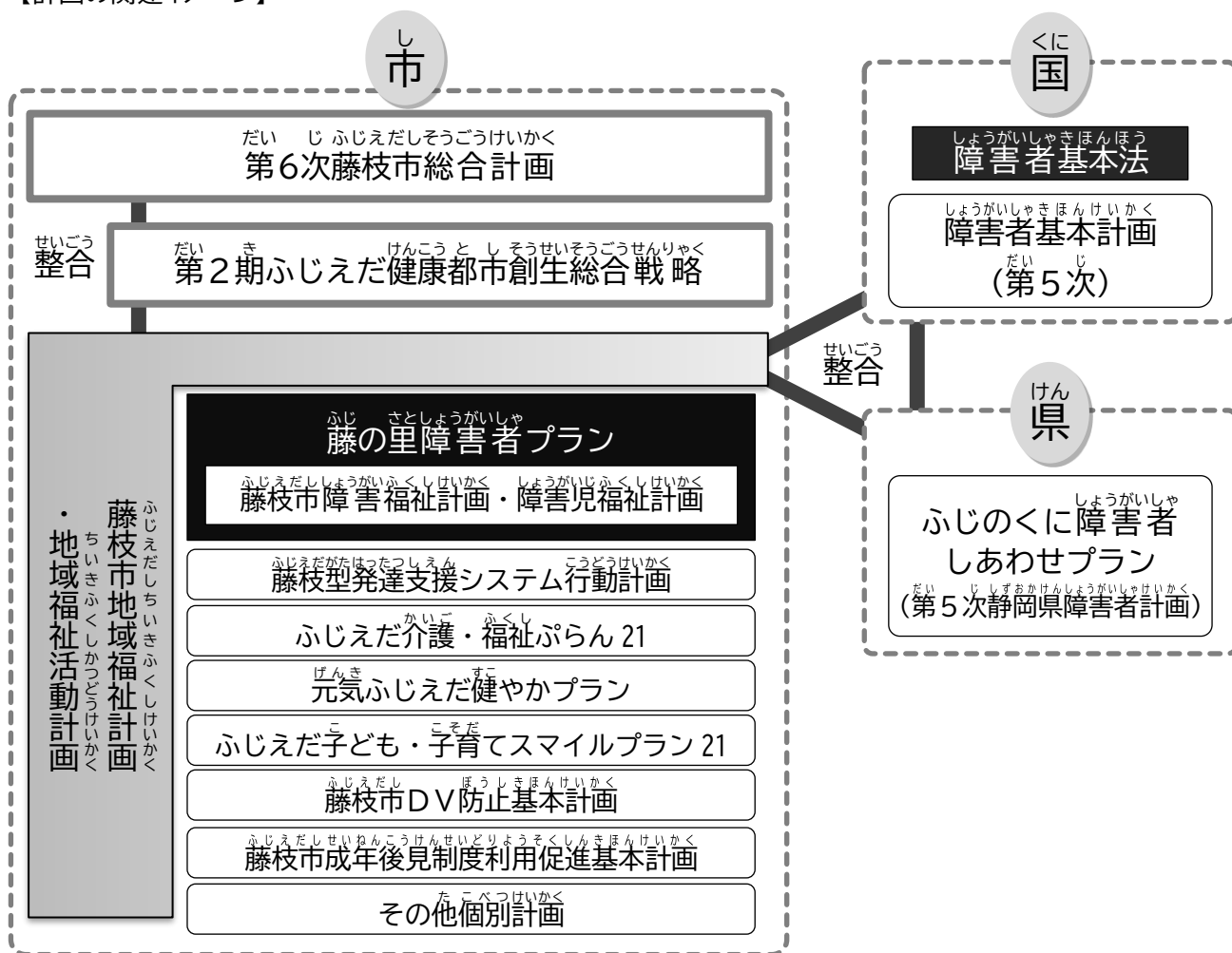
本計画は、障害者基本法第11条第3項を法的な根拠とし、本市の障害者施策の基本的な方向性や目標を示すために策定するものです。

本計画は、「第6次藤枝市総合計画」を最上位計画とするとともに、本市の福祉分野の総合計画といえる「いきいき藤枝ささえあいプラン～第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画～」を踏まえつつ、他の関連する計画との整合を取りながら策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」との整合を図りました。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「藤枝市障害福祉計画及び障害児福祉計画」は、本計画の基本理念や目標を実現するための計画として調和を図り、基本理念等を反映させています。

【計画の関連イメージ】



【^{ふじ さとしょうがいしゃ}藤の里障害者プラン^{およ}及び^{ふじえだしょうがいふくしけいかく}藤枝市障害福祉計画・^{ふじえだしょうがいじふくしけいかく かんけい}藤枝市障害児福祉計画の関係】

けいかく 計画	こんきよほう 根拠法	けいかく がいよう 計画の概要
^{ふじ さとしょうがいしゃ} 藤の里障害者プラン	^{しょうがいしゃきほんほう} 障害者基本法	^{しょうがい} 障害のある ^{ひと} 人に関わる ^{しかく} 施策を ^{そうごうてき} 総合的・ ^{たいけい} 体系的に ^{しめ} 示した 計画で本市における ^{きほんりねん} 基本理念や ^{もくひょうとう} 目標等を ^{さだ} 定める計画
^{ふじえだしょうがいふくしけいかく} 藤枝市障害福祉計画	^{しょうがいしゃそうごうしえんほう} 障害者総合支援法	^{しょうがいふくし} 障害福祉サービスの ^み 見込み ^{りよう} 量や ^{ていきようたいせい} 提供体制、 ^{ちいきしえん} 地域支援 ^{じぎょう} 事業の ^{じっし} 実施体制等について ^{しめ} 示した ^{けいかく} 計画
^{ふじえだしょうがいじふくしけいかく} 藤枝市障害児福祉計画	^{じどうふくしほう} 児童福祉法	^{しょうがいじつうしよしえん} 障害児通所支援や ^{そうだんしえん} 相談支援の ^{ていきようたいせい} 提供体制の ^{かくほうとう} 確保等につい て ^{しめ} 示した ^{けいかく} 計画

4

SDGsの17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標

本市では、SDGsの実現に向けて地方自治体として取り組むべき目標を、本市独自のローカルSDGsとして掲げており、SDGsの17のゴールに貢献する本市独自の目標を設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。本計画に掲げている施策・事業についても、SDGsの17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。

◆SDGsとは？

持続可能な世界の発展を実現するため国連サミットで採択された、2030年までに達成すべき国際目標です。17の長期的なビジョン(ゴール)と169の具体的な開発目標(ターゲット)で構成され、貧困の撲滅やジェンダーの平等など、「誰一人取り残さない」社会を目標に掲げています。本計画の基本的な方針に関連するローカルSDGsのゴールは、以下の9項目です。

1 誰もが自立して暮らせるまちをつくる	3 誰もが健康で元気なまちをつくる	4 質の高い教育と学び続けられる環境をつくる	5 女性が集まり活躍するまちをつくる	8 力強い地域産業と多様な働き方を生み出す	10 多文化共生のまちをつくる	11 災害に強く快適な居住環境をつくる	16 平和で安心して暮らせるまちをつくる	17 あらゆる主体が協働・協奏するまちをつくる
------------------------	----------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------	--------------------	------------------------	-------------------------	----------------------------



5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。ただし、国の法改正などの動向をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5年度 2023	R6年度 2024	R7年度 2025	R8年度 2026	R9年度 2027	R10年度 2028	R11年度 2029
藤枝市総合計画	第6次計画(前期計画)			第6次計画(後期計画)			
藤枝市地域福祉計画	第5次計画			第6次計画			
藤の里障害者プラン (藤枝市障害者計画)	第5次	第6次計画					
藤枝市障害福祉計画	第6期	第7期計画			第8期計画		
藤枝市障害児福祉計画	第2期	第3期計画			第4期計画		
ふじえだ介護 ・福祉ぷらん 21	第8次	第9次計画			第10次計画		
元気ふじえだ 健やかプラン	第3期計画			第4期計画			
ふじえだ子ども・子育て スマイルプラン 21	第2期計画			第3期計画			
藤枝型発達支援 システム行動計画	第2期計画			第3期計画			
藤枝市DV防止 基本計画	第3期計画			第4期計画			
藤枝市成年後見制度 利用促進基本計画	第1次計画			第2次計画			

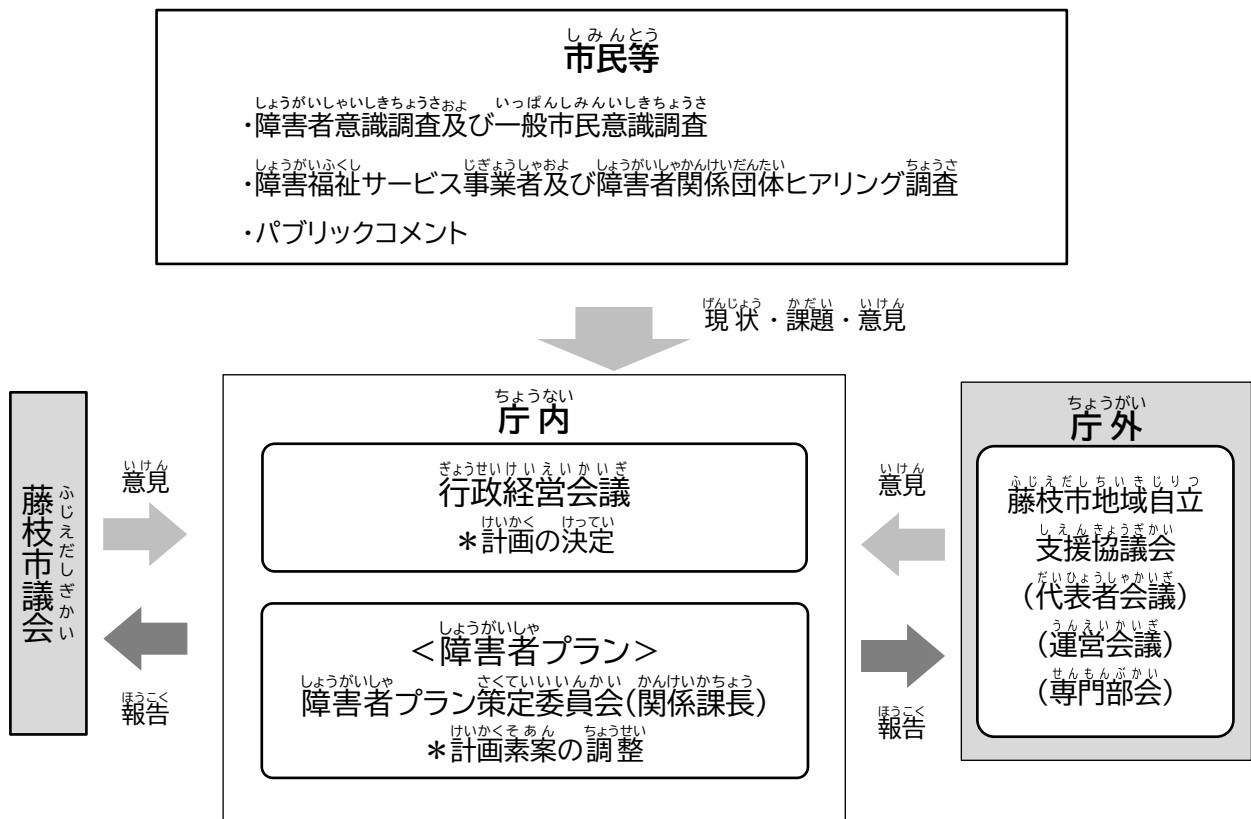
6

けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

本計画は、障害者団体関係者、自治会（住民代表）、民生委員、医療関係者、社会福祉関係者、関係行政機関の幅広い分野から構成する「藤枝市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）」において、検討を行いました。

策定に向けては、障害のある人の生活実態やニーズ、本市の障害福祉に関する現状を把握するため、障害者意識調査及び一般市民意識調査を実施するとともに、障害福祉サービス事業所や障害者関係団体等を対象としたヒアリング調査も実施しました。また、広く市民の意向を反映させるため、パブリックコメント*による市民意見聴取を行い、策定しました。

【計画策定の体制】



だい 第 2 しょう 章 しょうがい 障 害 のある人 を取り巻く ま じょうきょう 状 況



1 くに けん どうこう 国・県の動向

(1) くに どうこう 国の動向

① 「障害者基本計画（第5次）」の方向性

令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。
同計画では、方向性に「社会情勢の変化」が追記され、新型コロナウイルス感染症*への対応やSDGsの視点が踏まえられています。また、「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ*（向上に向けた新技術の利活用）、障害のある女性、こども及び高齢者等への配慮等の言及が追記されています。

② 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の方向性

令和5年度を初年度とする5か年の総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和4年12月に閣議決定されました。
障害者施策に関連するものとして、「デジタル共生社会の実現」「大都市圏の医療・介護問題への対応」「障害福祉分野のデジタル化」「地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり」「障害者の特性に応じた就労支援」「障害者のテレワーク雇用の推進」「障害者等による文化芸術活動」などの取り組みがあります。

(2) けん どうこう 県の動向（ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画）

令和4年度から令和7年度までの4か年を計画期間とする「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画」では、基本目標を「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現とし、重点施策を以下のとおり示しています。

【「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次静岡県障害者計画」の重点施策】

- 1 法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮*の提供促進
- 2 親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり
- 3 新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実
- 4 医療的ケア児等に対する支援の充実

(3) 法改正等の動き

① 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（令和6年4月施行）

障害者総合支援法では、障害のある人の地域支援体制の充実や、精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備に加え、多様な就労ニーズへの支援及び障害者雇用の質の向上など就労に関する見直しが行われました。

児童福祉法では、虐待発生件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が増加している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うため、児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障害児施設の入所児童への自立支援の強化などについて見直しが行われました。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正

精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害のある人の権利擁護を図るものであることを明確にし、地域生活の支援の強化等により精神障害のある人のニーズに応じた支援体制を整備するための見直しが行われました。

③ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）制定

平成30年6月、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし制定されました。

文化芸術の鑑賞、創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進拡大などの施策の推進が規定されています。

④ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）制定

平成30年12月、全ての国民が障害のある・なし、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし制定、施行されました。

⑤ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）改正

令和4年12月、障害のある人の雇用を一層促進するため、事業主の責務として障害のある人の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化や、短時間で働く重度の障害のある人や精神障害のある人の実雇用率への算定による障害のある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上が規定され、令和6年4月までに全面施行されました。

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）改正

令和3年6月、民間事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めることなどが規定され、令和6年4月に施行されます。

⑦ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）制定

令和3年6月、医療的ケアが必要な子どもを育てる家族の負担を軽減し、健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的とし制定され、同年9月に施行されました。

⑧ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法）制定

令和4年5月、障害のある全ての人々が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定、施行されました。

⑨ ^{こうれいしゃ}高齢者、^{しょうがいしゃどう}障害者等の^{いどうどう}移動等の^{えんかつか}円滑化の^{そくしん}促進に関する^{かん}法律（^{ほうりつ}バリアフリー法）
^{かいせい}改正

^{へいせい}平成30年^{ねん}5月^{がつ}、^{きほんりねん}基本理念として「^{きょうせいしゃかい}共生社会の^{じつげん}実現」、^{しゃかいてきしょうへき}「社会的障壁の^{じょきよ}除去」に^{りゅうい}留意すべき^{むね}旨が^{めいかくか}明確化され、また^{くにおよ}国及び^{こくみん}国民の^{せきむ}責務に、^{こうれいしゃ}高齢者、^{しょうがいしゃどう}障害者等に対する^{たい}支援（^{しえん}鉄道^{てつどう}駅利用者による^{えきりようしゃ}声かけ等）について^{こえ}規定され、同年11月^{きてい}に^{どうねん}施行されました。

^{れいわ}令和2年^{ねん}5月^{がつ}、^{とうきょう}東京オリンピック・パラリンピックを契機とした^{けいき}共生社会実現に向け^{きょうせいしゃかいじつげん}た^{きうん}機運の^{じょうせいとう}醸成等を受け、^う公共交通分野の^{こうきょうこうつうぶんや}バリアフリー*^{すいじゆん}水準の^{そこあ}底上げに加え、^{くわ}移動等円滑化に係る^{いどうどうえんかつ}「心のバリアフリー」の^か施策など^{かか}ソフト対策の^{こころ}強化について^{しさく}規定され、^{たいさく}令和3年^{きょうか}4月^{きてい}に^{れいわ}全面施行されました。

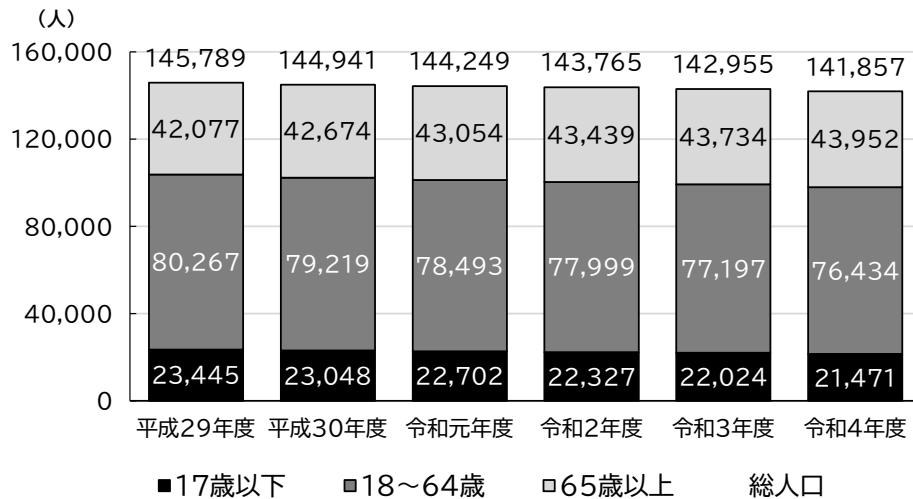
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少しており、令和4年度は141,857人となっています。

年齢区分別にみると、17歳以下及び18～64歳以下の人口は減少していますが、65歳以上は増加しています。

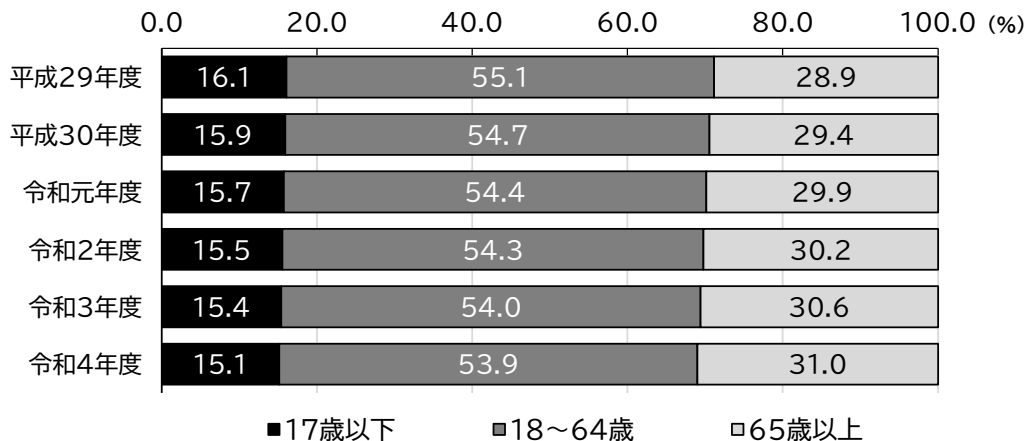
年齢区分別の人口構成比をみると、令和4年度は17歳以下が15.1%、18～64歳以下が53.9%といずれも低下しています。一方65歳以上は上昇しており、令和4年度は31.0%となり、少子高齢化が進行しています。

ねんれいくぶんべつじんこう すい
【年齢区分別人口の推移】



しりょう じゅうみんきほんだいちょう かくねん がつ にちげんざい
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

ねんれいくぶんべつじんこうこうせいひ すい
【年齢区分別人口構成比の推移】



しりょう じゅうみんきほんだいちょう かくねん がつ にちげんざい
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 障害のある人の状況

① 身体障害のある人の状況

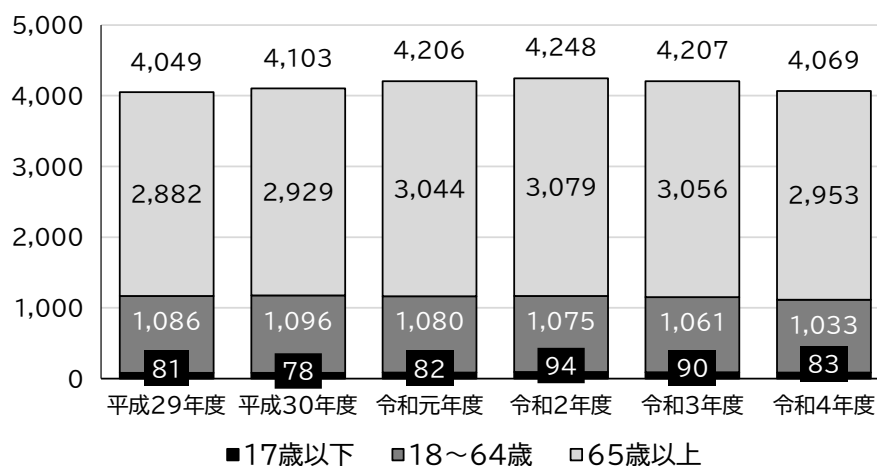
年齢別の身体障害者手帳所持者の状況は、令和4年度は65歳以上が2,953人と最も多く、次いで18～64歳が1,033人、17歳以下が83人で合計すると4,069人となっています。平成29年度からは17歳以下は横ばいで推移し、18～64歳は減少しています。65歳以上は増加しているものの、令和2年度以降は減少に転じています。

等級別では、令和4年度は1級が1,598人と最も多く、次いで4級が849人、3級が661人となっています。平成29年度からは3級が増加しているものの、令和4年度は前年度より減少しています。他の等級は横ばいもしくは減少しています。

障害種別では、令和4年度は肢体不自由が2,032人と最も多く、次いで内部障害は1,489人となっています。平成29年度からは内部障害のみ増加が続いています。肢体不自由は令和2年度以降は減少に転じ、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害は横ばいもしくは減少しています。

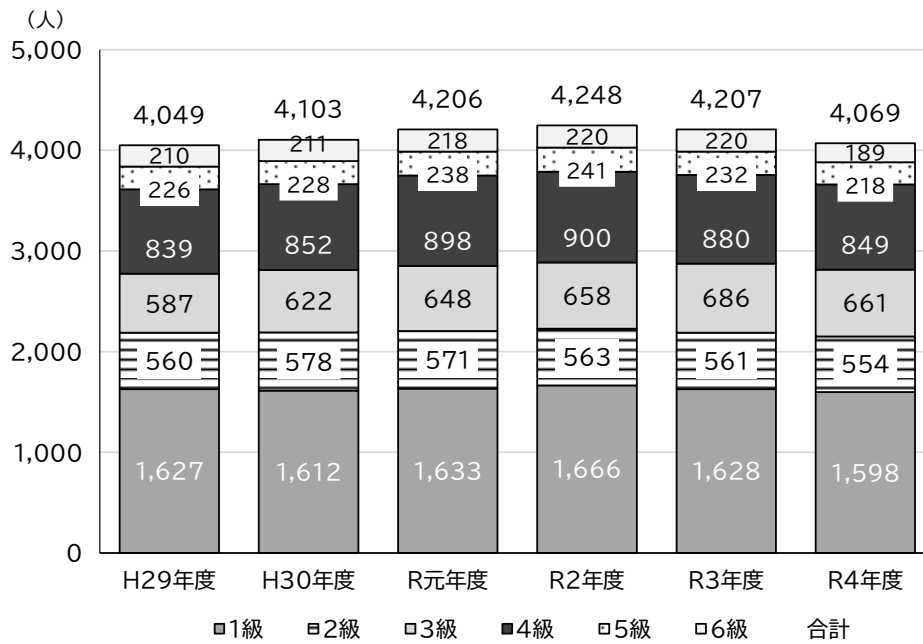
中高齢期に生じた心臓や腎臓等の臓器の疾病に起因する内部障害が増加している様子がうかがえるため、疾病の予防及び早期発見の取り組み強化が求められます。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】



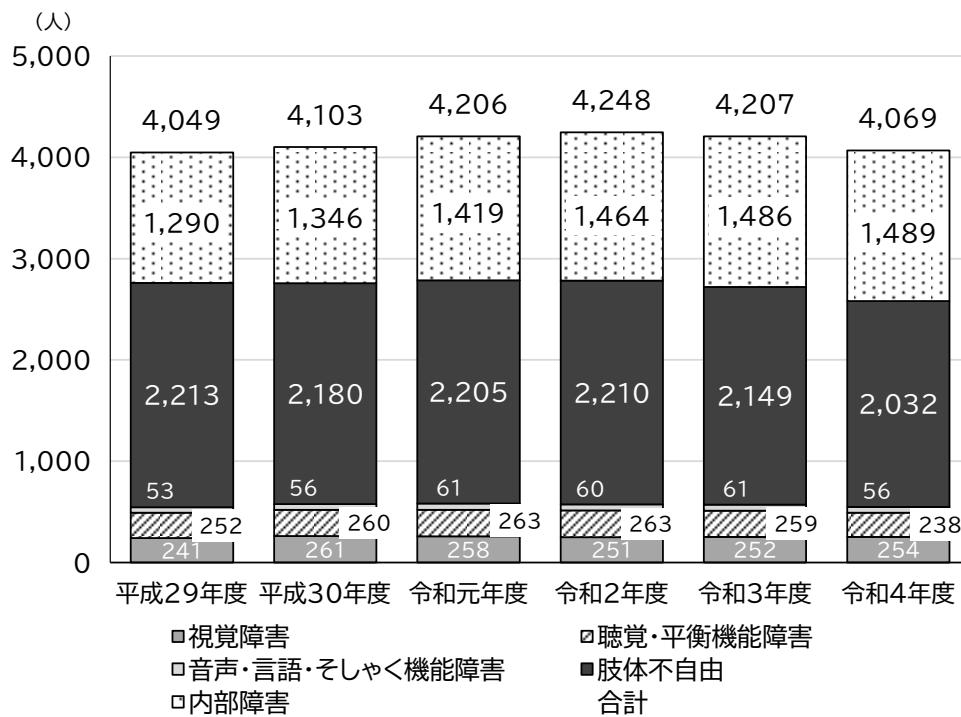
資料：障害福祉課(各年度3月31日現在)

とうきゅうべつしんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう
【等級別身体障害者手帳所持者数】



しりよう しょうがいふくしか かくねんど がつ にちげんざい
資料：障 害 福祉課(各年度3月31日現在)

しょうがいしゅべつしんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう
【障害種別身体障害者手帳所持者数】



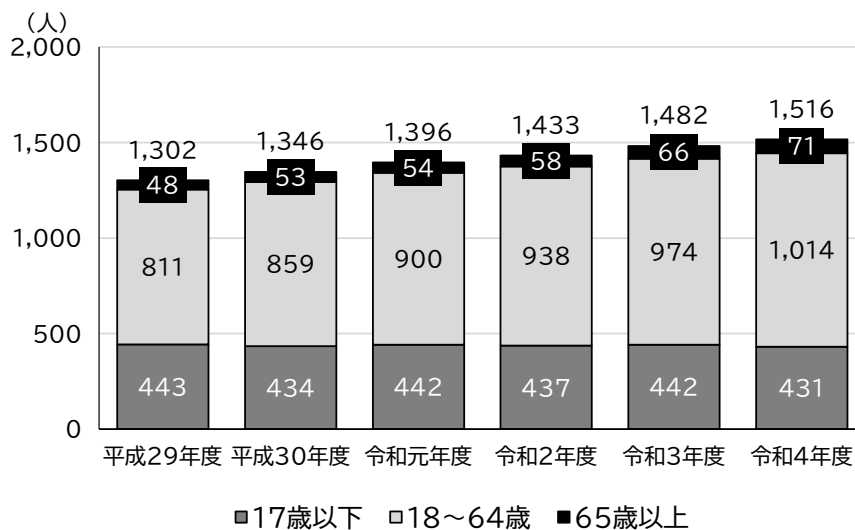
しりよう しょうがいふくしか かくねんど がつ にちげんざい
資料：障 害 福祉課(各年度3月31日現在)

③ 知的障害のある人の状況

年齢別の療育手帳所持者の状況は、令和4年度は18～64歳が1,014人と最も多く、次いで0～17歳が431人、65歳以上が71人で合計すると1,516人となっています。平成29年度からは、17歳以下は横ばいで推移し、18～64歳及び65歳以上は増加が続いています。

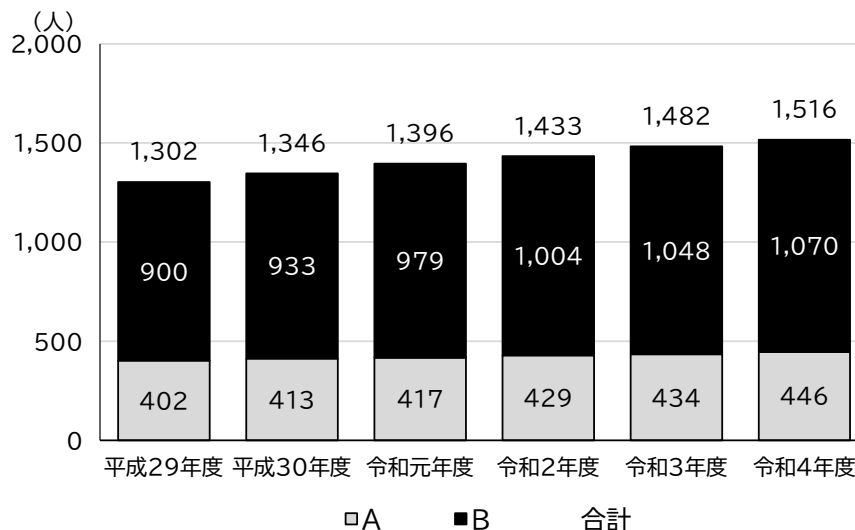
等級別では、令和4年度は療育Aが446人、療育Bが1,070人となっています。平成29年度からは療育A及び療育Bいずれも増加していますが、療育Bの増加が大きくなっています。

【年齢別療育手帳所持者数】



資料：障害福祉課(各年度3月31日現在)

【等級別療育手帳所持者数】



資料：障害福祉課(各年度3月31日現在)

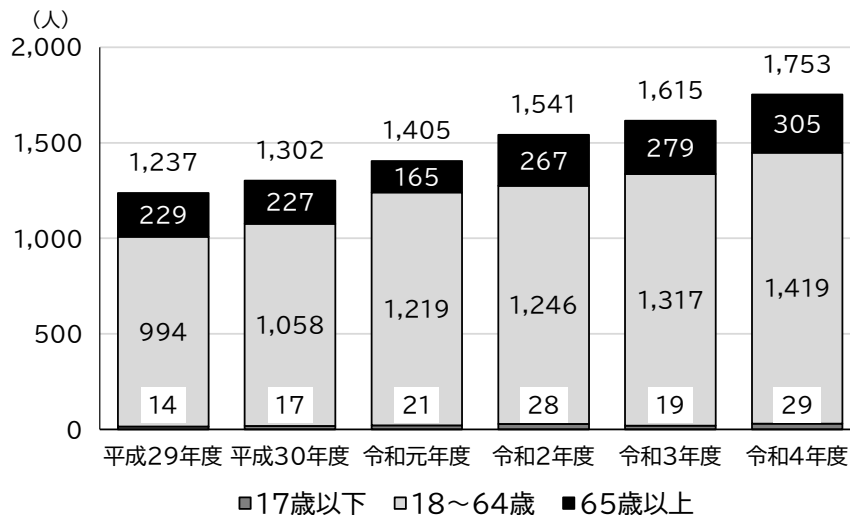
④ 精神障害のある人の状況

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は、令和4年度は18～64歳が1,419人と最も多く、次いで65歳以上が305人、17歳以下が29人で合計では1,753人となっています。平成29年度からは、17歳以下は人数が少ないものの増加傾向がみられ、18～64歳は増加が続いています。65歳以上は令和元年度に減少しましたが、以降は増加しています。

等級別では、令和4年度は2級が1,031人と最も多く、次いで3級が586人、1級が136人となっています。平成29年度からは、1級は漸増し、2級及び3級が大きく増加しています。

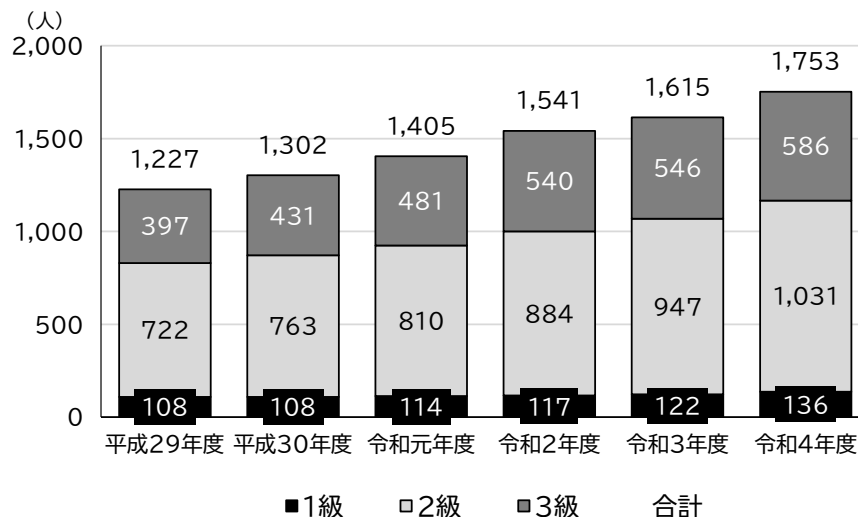
精神障害者保健福祉手帳所持者数は他の手帳所持者数よりも増加が顕著です。18歳以上の発症が多く、近年は高齢者数も増加していることなどをふまえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*構築をはじめとする支援体制の強化が急務となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



資料：障害福祉課(各年度3月31日現在)

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



資料：障害福祉課(各年度3月31日現在)

(3) 障害福祉サービスの利用状況

藤枝市の障害福祉サービスの利用者数の推移をみると、手帳所持者数の増加に比べサービス利用者が全体的に増加していないことがわかりますが、就労継続支援*と共同生活援助（グループホーム）*のサービスで増加率が大きくなっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが影響していると考えられます。

【障害福祉サービスの利用者数】(各年度末時点)

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス						
居宅介護*	151	147	148	145	134	141
重度訪問介護*	6	6	5	4	3	3
同行援護*	13	15	19	20	14	19
行動援護*	5	5	4	3	3	3
短期入所 (ショートステイ)*	125	138	143	126	80	99
日中活動系サービス						
生活介護*	298	298	310	320	317	321
療養介護*	18	18	17	16	15	15
就労移行支援*	54	65	76	45	13	19
就労定着支援*	— (※)	5	8	10	15	12
就労継続支援	315	337	370	425	420	452
自立訓練*	15	17	13	1	4	6
自立生活援助	— (※)	0	0	0	2	3
居住系サービス						
施設入所支援*	100	108	111	106	102	100
共同生活援助 (グループホーム)*	90	100	109	106	110	123
合計	1,190	1,259	1,333	1,327	1,230	1,313

※就労定着支援・自立生活援助は平成30年度に創設されたサービス。

(4) 障害児通所施設における通園児の状況

障害児通所施設における藤枝市の利用児童数の推移をみると、児童発達支援*及び放課後等デイサービス*は漸増し、保育所等訪問支援*や親子通園、並行通園*は減少がみられます。

【障害児通所施設における通園児数】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	129	141	132	141	161	183
保育所等訪問支援	8	15	44	41	37	16
放課後等デイサービス	257	275	309	312	319	335
合計	394	431	485	494	517	534

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
親子通園	45	49	44	35	8	7
並行通園	60	50	52	43	48	42
合計	105	99	96	78	56	49

資料：子ども発達支援センター・障害福祉課(各年度3月31日現在)

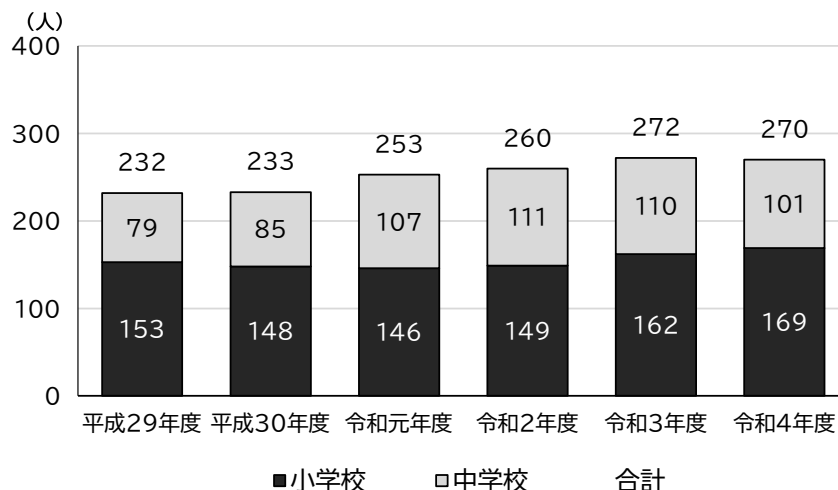
(5) 教育環境の状況

① 特別支援学級の状況

藤枝市の児童・生徒が通う特別支援学級*の在学者数は、令和4年5月1日現在、小学校では169人、中学校では101人で合計すると270人となっています。

平成29年度からは小学校及び中学校ともに漸増しており、個に応じたきめ細やかな支援を必要とする児童・生徒の教育環境の充実が求められています。

【特別支援学級在籍者数】



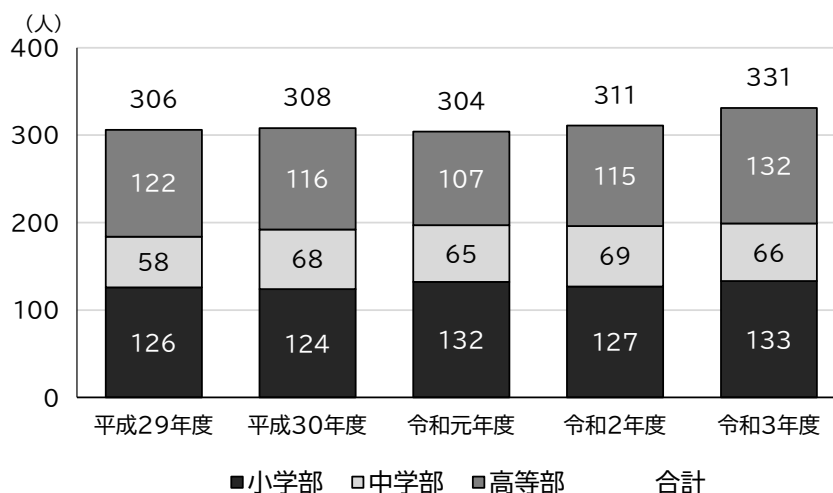
資料：教育政策課(各年5月1日現在)

② 特別支援学校の状況

本市の児童・生徒が通う特別支援学校の在学者数は、令和3年5月1日現在、小学部では133人、中学部では66人、高等部では132人で合計すると331人となっています。

平成29年度からは大きな変化はみられませんが、令和3年度は小学部及び高等部で増加しています。

【特別支援学校の在籍者数】



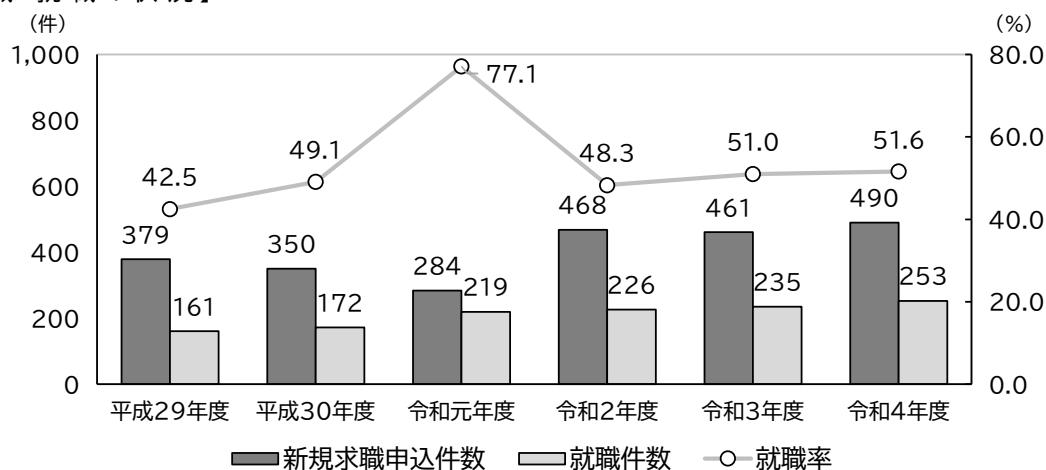
資料：教育政策課(令和5年5月1日現在)

(6) 就労・雇用の状況

① 障害のある人の求職・就職状況

藤枝市の障害のある人の求職・就職状況をみると、令和元年度はコロナ禍において求職数が減少したことから、就職率が77.1%と高くなっていますが、それ以外の年度では50%前後で推移しています。

【求職・就職の状況】



資料：ハローワーク(各年度6月1日現在)

② 障害のある人の雇用状況

藤枝市の障害のある人の雇用状況をみると、一般企業では令和4年度時点で2.45%となっております。また、公的機関では令和4年度時点で2.82%となっており、いずれも法定雇用率を超えています。

【障害のある人の雇用状況(一般企業)】

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
藤枝市	障害のある人の 雇用者数(人)	265	300	280	294	320	323
	雇用率(%)	2.24	2.34	2.11	2.21	2.42	2.45
静岡県	障害のある人の 雇用者数(人)	10,962	11,741	12,537	12,802	13,687	13,875
	雇用率(%)	1.97	2.05	1.85	2.19	2.28	2.32
全国	障害のある人の 雇用者数(人)	495,795	534,770	560,609	578,292	597,786	613,958
	雇用率(%)	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25

資料：ハローワーク(各年度6月1日現在)

【障害のある人の雇用状況(公的機関)】

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
藤枝市	障害のある人の 雇用者数(人)	27	31	33	45	40	35
	雇用率(%)	2.39	2.53	2.64	2.55	3.30	2.82
静岡県	障害のある人の 雇用者数(人)	158	171	186	204	230	223
	雇用率(%)	2.03	2.19	2.35	2.51	2.81	2.70
全国	障害のある人の 雇用者数(人)	3,711	3,903	7,577	9,336	9,605	9,703
	雇用率(%)	1.17	1.22	2.31	2.83	2.83	2.85

資料：ハローワーク(各年度6月1日現在)

3 アンケート調査結果でみる藤枝市

(1) アンケート調査（「障害のある方の生活と意識に関する調査結果」）概要

① 調査の目的

本計画の策定に向け、市民と障害のある人との「関わりの状況や本市が取り組むべき課題に関する考え、また、障害のある人の施策に対する意識やニーズを把握するために実施しました。

② 調査の概要

調査期間	令和5年2月3日（金）～22日（水）
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査方法
回収結果	【一般市民意識調査】配布数1,500件 回収数640件 回収率42.7% 【障害者意識調査】配布数1,500件 回収数752件 回収率50.1% ※ 障害者意識調査の内訳は、身体障害者500件、知的障害者500件、精神障害者500件となります。
名称について	〔身体〕：身体障害のある人 〔知的〕：知的障害のある人 〔精神〕：精神障害のある人 〔障害〕：件数が少ない場合は全体集計を指しています。
結果概要について	結果概要は、調査票の分野別に基づきまとめました。

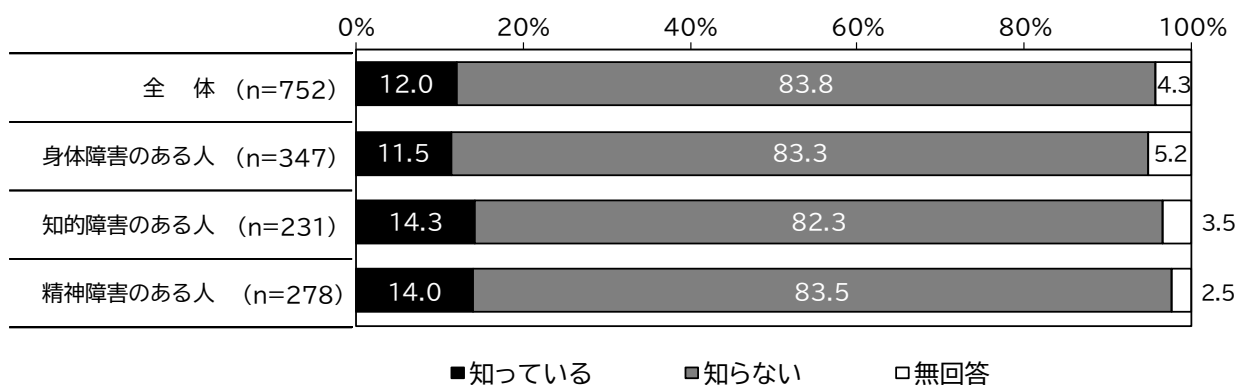
(2) 調査結果のまとめ

① 生活支援について

相談体制について

- 障害者意識調査によると、基幹相談支援センター*の認知状況は、〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「知っている」は1割台で、「知らない」が8割台と多数を占めており、周知を図る必要があります。

【障害：基幹相談支援センターの認知状況】



必要な支援制度・サービス

- 障害者意識調査によると、必要な支援制度・サービスは、〔知的〕は「生活の場の確保（施設入所・グループホームを含む）」が約4割、「通所施設での日常生活の介助、社会生活ができるための訓練、就労のための訓練の充実」「利用手続きや金銭管理など自分の権利を守ってくれる（権利擁護）制度の普及」が3割台半ばと高く、〔精神〕は「職場定着や就労継続への支援」が約3割と高くなっており、障害により様々なサービスや支援が求められています。

【障害：必要な支援制度・サービス】 ※上位3位を抜粋

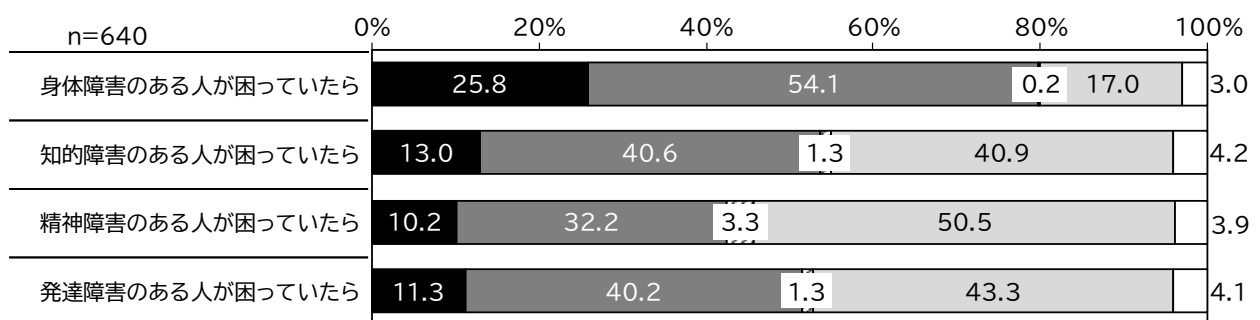
	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	特にな (31.4%)	生活の場の確保(施設入所・グループホームを含む) (40.7%)	職場定着や就労継続への支援 (29.5%)
第2位	生活の場の確保(施設入所・グループホームを含む) (20.5%)	通所施設での日常生活の介助、社会生活ができるための訓練、就労のための訓練の充実 (34.6%)	利用手続きや金銭管理など自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及 (26.3%)
第3位	車いす・補聴器など福祉機器の普及 (16.7%)	利用手続きや金銭管理など自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及 (34.6%)	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実 (22.3%)

② 地域生活・社会参加について

障害のある人に対する地域の支援

- 一般市民意識調査によると、障害のある人が困っていたときの対応は、「積極的に支援したいと思う」と「特に困っていたら支援したいと思う」を合わせた割合は“身体障害者が困っていたら”が約8割と高くなっていますが、“精神障害者が困っていたら”は「支援の仕方がわからない」が約5割と高く、見た目ではわかりにくい障害のある人への理解の促進や啓発を行うことが求められています。

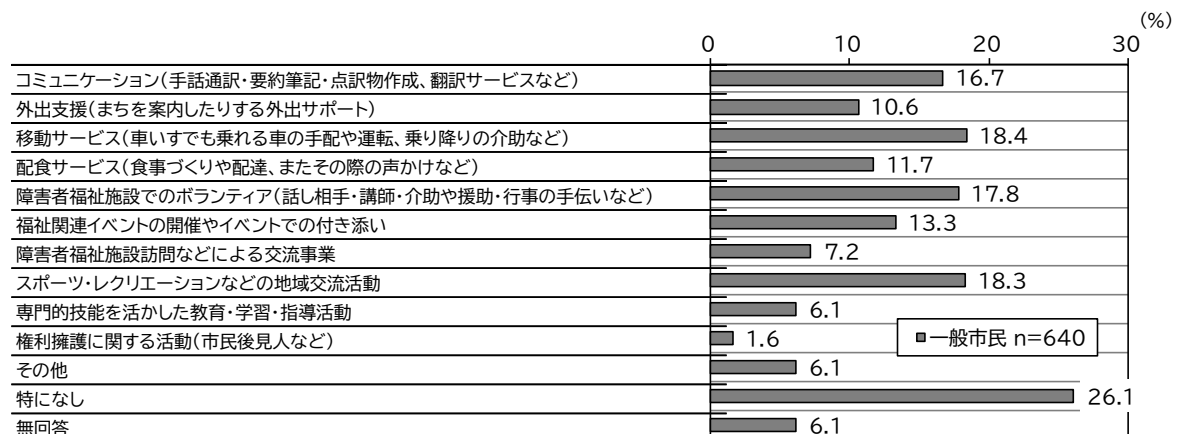
【一般：障害のある人が困っていたらどうするか】



- 積極的に支援したいと思う
- 特に困っていたら支援したいと思う
- 支援したいと思わない
- 支援の仕方がわからない
- 無回答

- 一般市民意識調査によると、障害のある人へ行いたい支援や活動は、「特になし」が最も高くなっていますが、「特になし」「無回答」を除いた何らかの支援や活動を行いたい人は7割弱と多数を占めています。「移動サービス（車いすでも乗られる車の手配や運転、乗り降りの介助など）」「スポーツ・レクリエーションなどの地域交流活動」など、支援を行いたい人たちの思いを地域福祉活動など実際の活動につなげていく環境づくりが必要です。

【一般：障害のある人に対して行いたい支援や活動】



参加したい行事や活動

- 障害者意識調査によると、参加したい行事や活動として〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「旅行」が最も高く、次いで「買い物（日常の買い物を含む）」「趣味などの文化・芸術活動」となっています。障害のある人が希望する様々な活動にあたって、障壁なく参加できる環境をつくっていく必要があります。

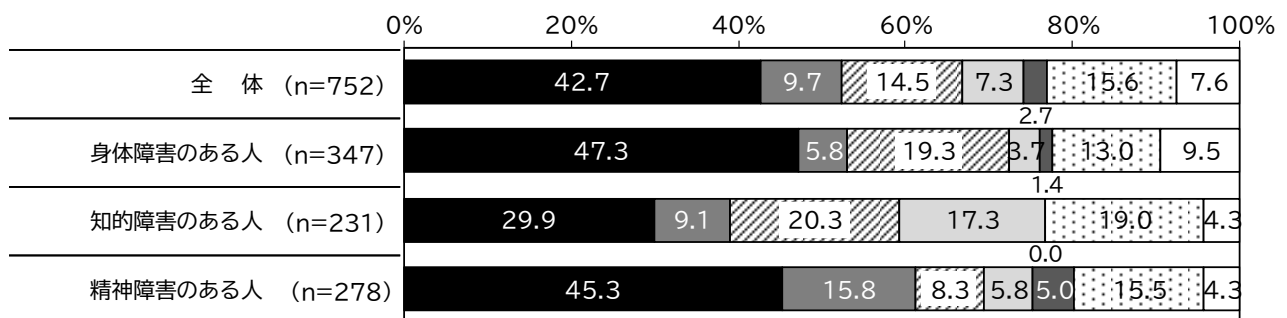
【障害：参加したい行事や活動】※上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	旅行(17.6%)	旅行(26.0%)	旅行(24.1%)
第2位	買い物(日常の買い物を含む) (12.4%)	買い物(日常の買い物を含む) (14.7%)	趣味などの文化・芸術活動 (15.8%)
第3位	趣味などの文化・芸術活動 (7.5%)	スポーツ活動(10.4%)	買い物(日常の買い物を含む) (14.4%)

障害のある人が抱えている不安や将来の暮らしの希望

- 障害者意識調査によると、同居者と離れたときに暮らしたいところは、〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「今住んでいる自宅で引き続き暮らしたい」が最も高くなっていますが、〔身体〕〔精神〕が4割台であるのに対して、〔知的〕は約3割と低く、「入所施設で暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」が2割前後となっています。特に知的障害のある人ではグループホームへのニーズが高くなっており、また自宅などでの一人暮らし等も含めた生活支援の体制整備が求められます。

【障害：同居者と離れたときに暮らしたいところ】



- 今住んでいる自宅で引き続き暮らしたい
- 引っ越してアパートやマンションで暮らしたい
- 入所施設で暮らしたい
- グループホームで暮らしたい
- その他
- わからない
- 無回答

- 障害者意識調査によると、地域で生活するために必要なことは、〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「いつでも何でも相談できる場所や人」が高い割合となっています。これに加えて〔身体〕〔精神〕は「医療機関」が、〔知的〕〔精神〕は「障害のある人への理解」も高い割合となっています。いずれの障害においても、相談の場や機会が生活の中で重要な要素となっていることがわかります。

【障害：地域生活に必要な支援】※上位3位を抜粋

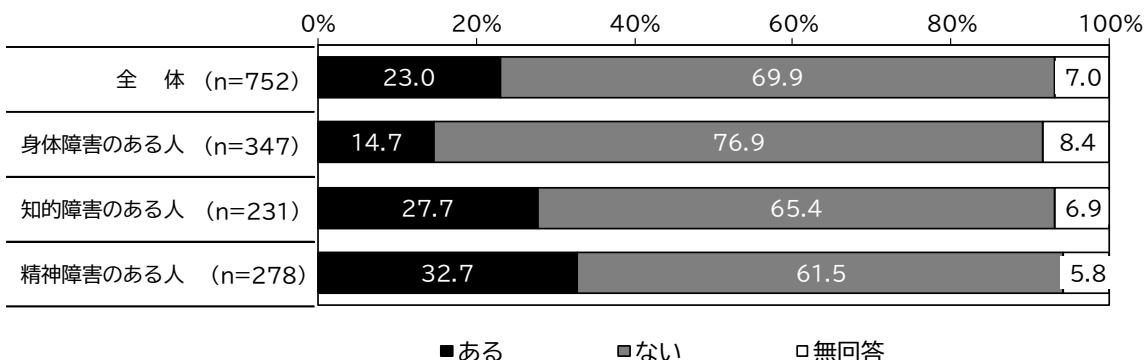
	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	医療機関(49.9%)	いつでも何でも相談できる場所や人(68.4%)	いつでも何でも相談できる場所や人(62.6%)
第2位	いつでも何でも相談できる場所や人(42.7%)	障害のある人への理解(59.3%)	医療機関(51.1%)
第3位	スーパーマーケット、コンビニ(33.4%)	経済的な支援や金銭管理の支援(51.9%)	障害のある人への理解(50.0%)

③ 障害のある人への理解、権利擁護について

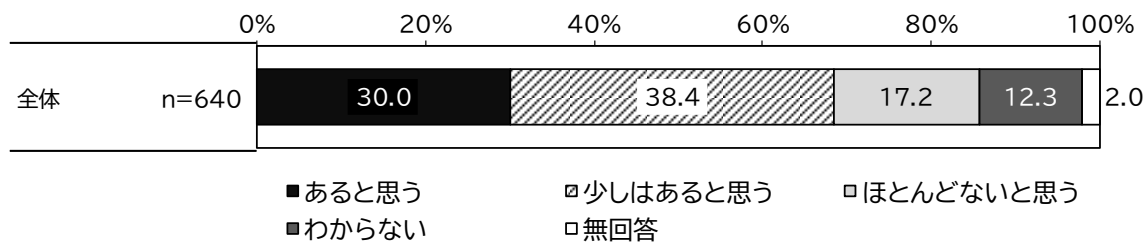
差別や虐待などについて

- 障害者意識調査によると、差別や虐待を受けたと感じることが「ある」人の割合は、特に〔精神〕〔知的〕で高くなっています。差別や虐待を受けたと感じた場面について、〔精神〕は「仕事や収入面」が、〔知的〕は「まちなかでの人の視線」がそれぞれ最も高くなっており、課題がある分野だと考えられます。
- 一般市民意識調査では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせた『あると思う』は7割弱と多数を占めています。この結果は、多くの市民が障害のある人への差別や偏見について問題意識を持っているとも言え、配慮ある行動を行えるように積極的に啓発活動を推進していく必要があります。

【障害：差別や虐待を受けたと感じること】



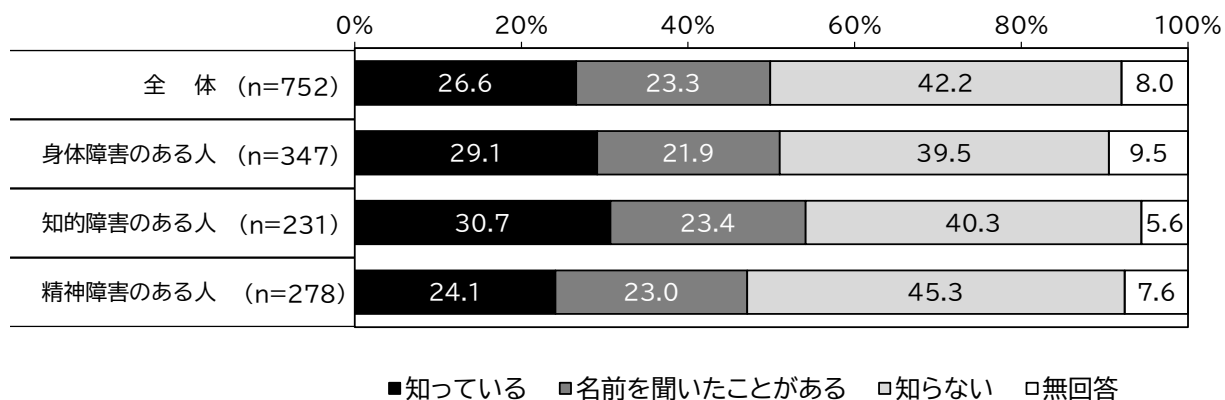
【一般：障害を理由とする差別や偏見があると思うか】



制度の認知度について

- 障害者意識調査によると、成年後見制度の認知度について、身体障害及び知的障害のある人の「知らない」割合は4割前後で、精神障害ある人は4割台半ばとやや多くなっています。制度を必要とする人にしっかりと情報が届くよう、周知していく必要があります。

【障害：成年後見制度の認知度】



④ 外出・移動支援について

外出時の支援について

- 障害者意識調査によると、外出するために整備または支援を必要とするものとして〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「タクシー代・バス乗車券の補助」が最も高くなっています。また、〔身体〕は「道路の段差解消や歩道整備」「障害者用駐車場」も2割台と高くなっています。障害種別による違いもみられ、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要となっています。

【障害：外出するために必要なこと】※上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	タクシー代・バス乗車券の補助 (31.4%)	タクシー代・バス乗車券の補助 (27.7%)	タクシー代・バス乗車券の補助 (36.7%)
第2位	道路の段差解消や歩道整備 (24.8%)	特にない(24.2%)	特にない(32.7%)
第3位	障害者用駐車場(21.3%)	外出時の介助者(ガイドヘルパーを含む)(19.0%)	道路の段差解消や歩道整備 (18.0%)

⑤ 災害などの緊急事態の対応について

災害発生時について

- 障害者意識調査によると、災害時に困ることとして、身体障害・知的障害・精神障害のある人はいずれも「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も多くなっています。また、知的障害のある人は「周囲とのコミュニケーションをとることができない」が、精神障害のある人は「投薬や治療が受けられない」が多いなど、障害により困りごとにも違いがみられます。避難行動要支援者名簿に基づき個別の避難支援計画の作成や、一般避難所での受け入れ体制の確認、障害のある人の避難誘導を想定した訓練の実施など、災害時における支援体制の強化を図る必要があります。

【障害：災害発生時に困ること】※上位3位を抜粋

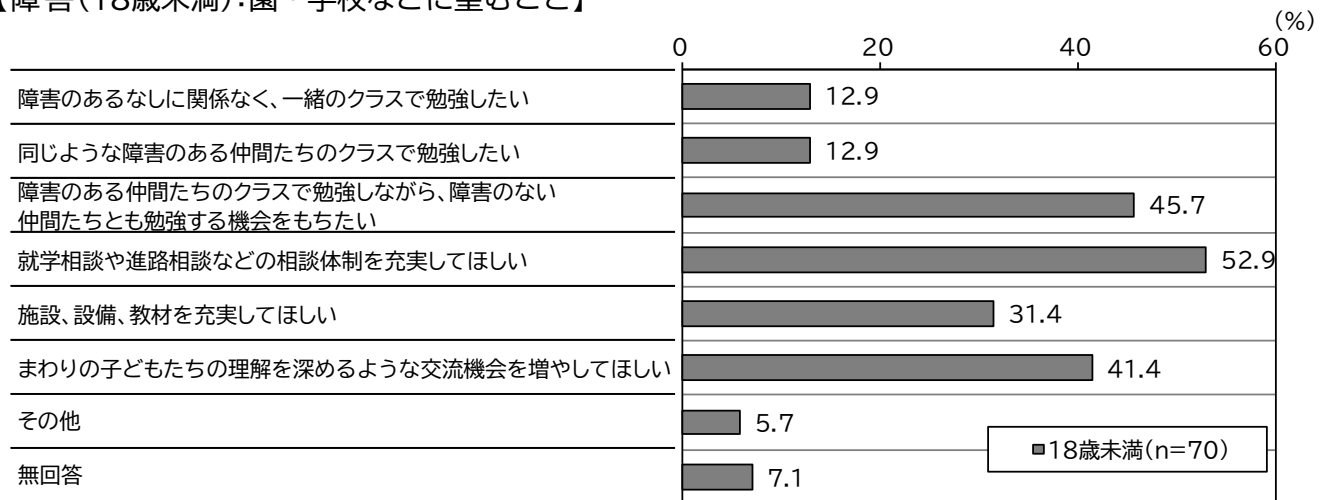
	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	避難場所の設備（トイレなど） や生活環境が不安 (64.8%)	避難場所の設備（トイレなど） や生活環境が不安 (64.5%)	避難場所の設備（トイレなど） や生活環境が不安 (70.1%)
第2位	投薬や治療が受けられない (49.6%)	周囲とのコミュニケーションを とることができない(55.0%)	投薬や治療が受けられない (67.6%)
第3位	安全なところまで、迅速に避難 できない (50.1%)	安全なところまで、迅速に避難 できない (44.2%)	周囲とのコミュニケーションを とることができない (39.2%)

⑥ 教育・療育*について

園・学校などに望むこと

- 障害者意識調査によると、18歳未満の人が園・学校などに望むことについては、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が5割強と最も多く、次いで「障害のある仲間たちのクラスで勉強しながら、障害のない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」「まわりのこどもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」がそれぞれ4割台となっています。障害のある児童・生徒の学びの場の選択肢を増やすとともに、進路等の相談、支援においても切れ目のない支援ができるよう、様々な分野との連携体制の強化を進めることが重要です。

【障害(18歳未満):園・学校などに望むこと】



⑦ 雇用・就業について

職場環境について

- 障害者意識調査によると、雇用・就業に関して必要な環境は、〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「働く時間や日数の調整ができること」「雇う側や同僚が障害を理解してくれていること」が多くなっています。障害のある人が、地域生活と就労を両立させながら、安心して長く働き続けられるように、職場における柔軟な対応や理解など、必要な対応を促進していくことが重要です。

【障害:障害のある人の雇用・就業に関して必要な環境】※上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	働く時間や日数の調整ができること (15.3%)	通勤・通所手段があること (20.8%)	働く時間や日数の調整ができること (33.1%)
第2位	雇う側や同僚が障害を理解してくれていること (12.7%)	働く時間や日数の調整ができること (20.3%)	雇う側や同僚が障害を理解してくれていること (23.4%)
第3位	特になし(10.4%)	雇う側や同僚が障害を理解してくれていること (12.7%)	障害の程度や特性に合った仕事であること (17.3%)

⑧ 保健・医療について

医療について

- 障害者意識調査によると、現在通院（リハビリを含む）している障害のある人が多く、〔精神〕は「1か月に1回以上の定期通院をしている」が約7割、〔身体〕は5割台半ばと高くなっています。〔知的〕は「1か月に1回以上の定期通院はしていない」が5割弱と高くなっています。

【障害：通院状況】



- 1か月に1回以上の定期通院をしている
- 1か月に1回以上の定期通院はしていない
- 入院中
- 無回答

- 医療を受けるうえで困っていることは、「特にない」が最も多いものの、それ以外では〔身体〕、〔精神〕で「医療費の負担が大きい」が高くなっています。経済的な問題が大きいことから、引き続き各種医療費助成制度による負担軽減を図っていく必要があります。

【障害：医療を受ける上で困ること】 ※「特にない」を除く上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
だい い 第1位	医療費の負担が大きい (23.9%)	意思の疎通ができない(手話 などが必要な場合を含む) (18.2%)	医療費の負担が大きい (26.3%)
だい い 第2位	通院費(交通費)の負担が大 きい (15.9%)	通院(病院までの移動)が困 難である (17.7%)	通院(病院までの移動)が困 難である (19.4%)
だい い 第3位	通院(病院までの移動)が困 難である (15.7%)	通院費(交通費)の負担が大 きい (11.7%)	通院費(交通費)の負担が大 きい (18.3%)

⑨ 情報・コミュニケーションについて

情報入手やコミュニケーション

- 障害者意識調査によると、情報を入手したり、コミュニケーションをとったりする上で困ることについて、[知的]の回答率が高く、「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」「読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい（簡単でわかりやすい文章にしてほしい）」「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が4割台となっています。[精神]も同様の項目が3割台と高くなっています。障害特性による違いがみられ、障害のある人の立場に立った情報発信等、情報アクセシビリティのさらなる向上が必要です。

【障害：情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること】※上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
だい い 第1位	とく 特にない (38.0%)	うまく話や質問ができない、 自分の思いを伝えることを控 えてしまう (45.5%)	うまく話や質問ができない、 自分の思いを伝えることを控 えてしまう (39.6%)
だい い 第2位	パソコン・タブレットなどの使 い方がわからない (23.6%)	読むことが難しかったり、 複雑な文章表現がわかりにく い (42.9%)	難しい言葉や早口で話される とわかりにくい(ゆっくり丁寧 な説明がほしい) (32.7%)
だい い 第3位	難しい言葉や早口で話される とわかりにくい(ゆっくり丁寧 な説明がほしい) (21.3%)	難しい言葉や早口で話される とわかりにくい(ゆっくり丁寧 な説明がほしい) (42.9%)	とく 特にない (28.4%)

⑩ 今後の施策の重要度について

重要施策

- 障害者意識調査によると、重要な福祉施策は、〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」が最も高くなっています。その他、〔身体〕では災害時対策等が、〔知的〕、〔精神〕ではサービス利用に関することや情報に関することが上位となっており、取組の充実が求められています。

【障害：藤枝市の福祉施策の重要度】 ※「やや重要」と「重要」を合わせた割合の上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=347)	知的障害のある人 (n=231)	精神障害のある人 (n=278)
第1位	何でも相談できる窓口など 相談体制の充実 (66.0%)	何でも相談できる窓口など 相談体制の充実 (78.8%)	何でも相談できる窓口など 相談体制の充実 (75.9%)
第2位	災害のときの避難誘導體制の 整備・充実 (63.9%)	サービス利用の手続きの 簡素化 (75.7%)	それぞれの障害や特性の配慮 した情報提供の充実 (72.6%)
第3位	道路の段差解消など、バリア フリー化の推進 (61.4%)	それぞれの障害や特性の配慮 した情報提供の充実 (66.2%)	サービス利用の手続きの 簡素化 (70.5%) 自分の生活、財産、権利を守っ てくれるサービスの充実 (70.5%)

⑪ 介助者・支援者の状況について

介助者等の状況

- 障害者意識調査によると、介助・支援していて困ることは〔身体〕〔知的〕〔精神〕いずれも「自分が介助や支援できなくなった場合のことが不安」が最も高くなっています。親亡き後の不安が大きいため、住まいや生活支援、緊急時の対応など、総合的な取組が求められています。また、〔精神〕では「精神的な負担が大きい」も比較的高くなっており、本人のみならず、家族全体の困りごとにも対応できるような相談支援等も重要となっています。

【障害者の介助者・支援者：介助・支援していて困ること】※上位3位を抜粋

	身体障害のある人 (n=165)	知的障害のある人 (n=143)	精神障害のある人 (n=129)
第1位	自分が介助や支援できなくなった場合のことが不安 (53.9%)	自分が介助や支援できなくなった場合のことが不安 (75.5%)	自分が介助や支援できなくなった場合のことが不安 (43.4%)
第2位	災害時や緊急時の対応に不安がある (42.4%)	災害時や緊急時の対応に不安がある (46.9%)	自分の健康に不安がある (34.1%)
第3位	自分の健康に不安がある (39.4%)	自分の健康に不安がある (40.6%)	精神的な負担が大きい (29.5%)

4 関係団体ヒアリング結果でみる藤枝市

(1) ヒアリング調査概要

① 調査の目的

本計画の策定に向け、団体活動等を通じて感じている本市における障害のある人を取り巻く課題や、障害のある人の福祉施策に対する意識やニーズを把握するために実施しました。

② 調査の概要

調査期間	令和5年7月7日～7月21日
調査方法	シートによる調査実施後、対面による聞き取り調査

(2) 調査結果のまとめ

① 生活支援について

障害福祉サービスは民間企業の参入が進み、サービスの供給体制が充実する一方で、関係団体によると、サービスの質に不安を感じている声も聞かれます。また、サービスを提供する側の人材不足や業務負担の多さなどを心配する声も聞かれます。人材の確保やICTの活用による業務負担の軽減など、現場の生産性の向上も図りながら、サービスの量・質の両面から充実を図っていく必要があります。

② 地域生活・社会参加について

障害のある人の社会参加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている様子がうかがえます。スポーツイベントなど障害のある人向けのイベントや行事が新型コロナウイルスにより中止となり、そのまま再開の目途がたっていないものも多く、社会参加の機会の減少が懸念されています。また、文化芸術活動をはじめ、障害のある人のみが参加するイベントではなく、一般市民とともに活動できる場が多くほしいという声も聞かれるため、様々な分野において、関係機関や団体が連携し、障害のある人の社会参加をしやすいような環境整備や機会づくりが求められています。

③ 障害のある人への理解、権利擁護について

障害理解に関する啓発イベントや相互理解のための交流などが実施されていますが、関心のある人は障害福祉に関するイベントや講演会等に参加するものの、関心のない人は障害のある人がいても気づかない、気づこうとしないといった声も聞かれました。障害福祉に関心のない人に対しても、障害特性や障害のある人についての関心や気づき、理解へつなげていけるように、取り組んでいく必要があります。

④ 外出・移動支援について

ヘルプマークの普及、周知を図ることも大切であるという指摘もありました。ヘルプマークをきっかけに、障害のある人への気づきや外出時のサポートのきっかけになる可能性もあるため、ヘルプマークの一層の普及、周知を図っていく必要があります。障害のある人が自らの望む社会参加を進めていくためには、ユニバーサルデザイン*のまちづくりと並行して、生活移動や通院、社会参加などにおける外出の支援が重要です。

⑤ 災害などの緊急事態の対応について

災害時については、避難やその後の避難所生活等の各段階で様々な課題が聞かれました。障害により災害時に必要な支援や配慮が異なるという指摘があり、また、医療機器など電源の確保が必要な人への対応なども重要です。個々の特性に合わせた避難支援が求められているため、平常時から周囲と情報やニーズ等を共有していく必要があります。

⑥ 教育・療育について

共生社会づくりは、幼少期の相互理解から生まれることから、障害のある・なしにかかわらず、ともに学ぶ機会が重要であるという声がありました。幼児期からのこどもの教育は、お互いを知ろうとすることから始まり、理解につながる教育が大切であるということです。特別支援教育*も重要ですが、ともに学ぶ機会づくりを促進してほしいという意見も聞かれました。

⑦ 雇用・就業について

障害のある人の雇用にあたっては、職場の理解が重要であり、障害特性などを知ってほしいという意見が多く聞かれました。障害のある人を雇用することでプラス効果があったという企業からの声もあることなど、もっと周知してほしいという意見もでています。また、人間関係等でストレスを抱えて退職するケースもあるので、継続的かつ長期的な相談支援があるとよいという意見がありました。

⑧ 保健・医療について

保健・医療に関しては、特に精神疾患について学ぶ場が少ないという指摘があり、早期に気づくことで症状の進行が軽く済む可能性があるので、様々な機会を活用して学ぶ機会を設けた方がよいという意見もありました。各種検診等による障害の早期発見・早期医療のための機会の充実とあわせて、心の健康づくりなどの正しい知識の周知なども必要となっています。

⑨ 介助者・支援者の状況について

介助している家族については、在宅で障害のある児童をケアしている保護者の負担が大きく、相談窓口では言えない悩みを抱えているケースもあるということです。レスパイト*や相談等の支援が求められています。また、親亡き後の不安を感じている声も多く、将来的な在宅生活のための場について、グループホームや一人暮らしをしたいなどの様々なニーズに対応し、居住支援や住まいの確保支援を図っていく必要があります。

5 第5次プランの取組状況

(1) 第5次プランの評価実施概要

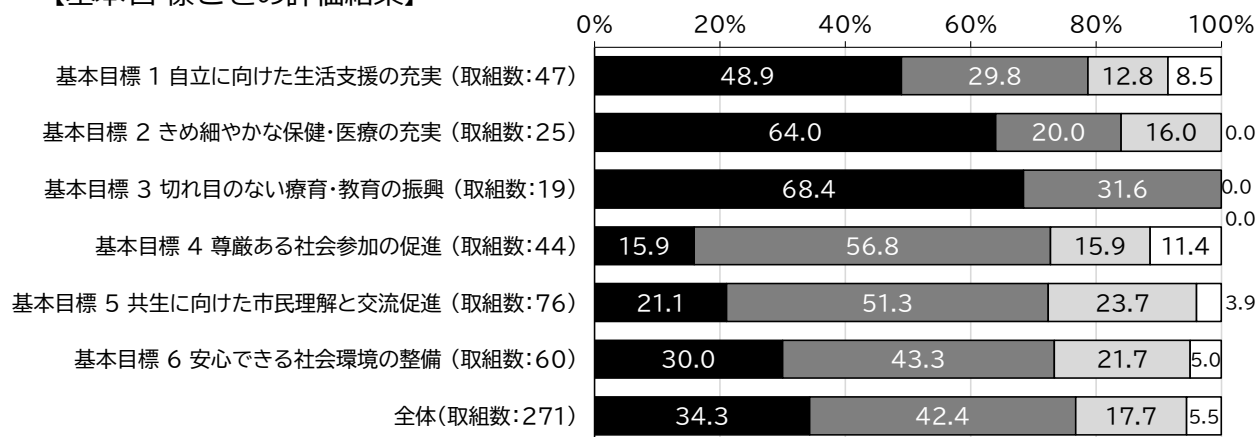
平成30年に策定した「第5次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」の各施策や取組について、関係各課の自己評価に基づき、これまでに取り組んだ内容を取りまとめました。評価は4段階（十分取り組めた、ある程度取り組めた、あまり取り組めなかった、ほとんど取り組めなかった）で行いました。

(2) 第5次プランの評価

「十分取り組めた」「ある程度取り組めた」の割合が高い分野は「基本目標3 切れ目のない療育・教育の振興」となっており、自立支援協議会こども支援部会での検討による様々な取組や、サポートファイルの活用した切れ目のない支援を行っています。その他、「十分取り組めた」「ある程度取り組めた」の割合が高い分野として「基本目標2 きめ細やかな保健・医療の充実」では障害のある人への健康づくりや関係機関等との連携を進め、「基本目標1 自立に向けた生活支援の充実」では志太榛原地区では他市町に先駆けて基幹相談支援センターを設置するなど、着実に取組を推進しています。

一方で、「あまり取り組めなかった」「ほとんど取り組めなかった」の割合が高い分野は「基本目標5 共生に向けた市民理解と交流促進」「基本目標6 安心できる社会環境の整備」となっています。特に交流や啓発イベントにおいては新型コロナウイルスの流行により開催できない状況もみられ、取組が進みませんでした。

【基本目標ごとの評価結果】



- 十分取り組めた
- ある程度取り組めた
- あまり取り組めなかった
- ほとんど取り組めなかった

(3) 第5次プランにおける主な取組内容

基本目標1 「自立に向けた生活支援の充実」について

令和2年度にこの志太榛原圏域では他市町に先駆けて基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の充実を図ってきました。

また、障害のある人のニーズの把握や障害福祉サービスの提供については、協議会において課題を整理し、関係機関との連携の下、解決に向けて協議を行ってきました。

近年、相談件数の増加や相談内容の複合化・複雑化が見られ、市内の相談支援専門員のスキルアップを含め、市全体の相談支援体制の強化・充実を図る必要があります。

基本目標2 きめ細やかな保健・医療の充実

重症心身障害児者の家族の身体的・精神的負担の軽減のため、医療型短期入所でのレスパイトを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用が少ない状況でした。

医療機関のスタッフと障害福祉サービス事業所との「顔の見える関係づくり」や医療的ケア児等に対する適切な支援体制の確保など、行政・医療・福祉との連携が必要です。

また、医療的ケアを必要とする人の日中活動の場に看護師等の配置を促進することや、医療に関し気軽に相談できる場が必要です。

基本目標3 切れ目のない療育・教育の振興

障害のあるこどもが、地域の中で生き生きと暮らしていくためには、それぞれの成長段階に対応した一貫性・継続性のある適切な支援が切れ目なく行われることが重要です。

本市では、乳幼児健診等を通じて、乳幼児の発達・発育状況を確認し、疾病の早期発見や、育児や発達面の相談を実施してきました。

また、乳幼児期から障害のあるこどもに切れ目ない支援をするため、サポートファイル「そらいろ」を作成・配布し、発達に課題のあるこどもが生まれてから成長段階に合わせた一貫性・継続性のある支援に努めました。今後も継続・充実させていくことが必要です。

基本目標4 尊厳ある社会参加の促進

障害のある人の一般就労については、関係機関との連携による企業訪問を通して理解促進を図ってきました。また、就労支援施策として、先進的な障害者テレワークオフィス*に対する支援や農福連携事業等を行いました。

福祉就労においては、利用者の特性に合わせた作業に取り組むなどし、一人ひとりに合った適切な支援体制を推進するとともに、事業所間の情報共有の場として協議会の「働き方支援部会」を設置し、福祉的就労における支援の質の向上などについて協議を行ってきました。

引き続き、障害のある人の多様な働き方を推進していく必要があります。

基本目標5 共生に向けた市民理解と交流促進

障害者基本法では、基本理念として「共生社会の実現」がうたわれており、障害があってもなくても社会の一員として地域で安心して暮らすことができる地域共生社会*の実現が求められています。

障害のある人の社会参加を阻む要因の一つとして、障害やその障害特性に対する理解が足りないことが挙げられます。本市においても障害や障害のある人に対する理解を促進するための様々な啓発事業を行ってきましたが、障害があることにより、あたりまえのことがあたりまえにできなかつたり、嫌な思いをされたりすることがまだ多い状況にあります。

引き続きあらゆる機会を捉え、障害や障害のある人について市民の方に知っていただき、理解や配慮を深めるための広報や啓発活動を推進していく必要があります。

基本目標 6 あんしん 安心してできる社会環境の整備

本市では、ほんし 声の広報や市議会だよりの作成等による、せいじじょうほう 市政情報のアクセシビリティの向上に
つとめ、また、しゅわつうやくしゃ 手話通訳者などの人材育成や視覚情報のためのカラーユニバーサルデザインガイ
ドラインを策定するなど、あらゆる障害に配慮した施策を行ってきました。しかしながら
じょうほうつうしんぎじゅつ 情報通信技術の進歩により便利さを感じる人もいる一方、必要な情報が入手しにくい人もい
るといった格差も生じています。しょうがい 障害特性に応じ、じょうほう 情報が適切に届くよう、じょうほう 情報バリアフ
リーを進めていく必要があります。

さいがいたいさく 災害対策については、きんねんたはつ 近年多発する風水害や新型コロナウイルスのような未知の感染症への
たいおうさく 対応策を検討し、にちじょうせいかつ 日常生活をどのように継続していくかが課題となっています。

1

障害のある人への理解促進について

障害のある・なしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するためには、あらゆる場面で、障害を理由とする差別や偏見をなくし、障害や障害のある人に対する理解を促進することが何よりも重要です。

本市では、これまで、ともフェス*をはじめ、各種イベントや広報、ホームページなど、様々な場面・媒体を活用して、理解促進に努めてきました。

しかしながら、令和4年度に行った「障害のある方の生活と意識に関する調査」（以下「調査」という。）の結果、「障害のある人への理解」が、「少し足りない」または「全然足りないと思う」と回答した人の割合が6割以上あり、理解の不足が浮き彫りとなっています。

こうしたことから、引き続き、あらゆる場面において、様々な媒体を活用して、市民に対して、障害や障害のある人に対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

基本目標1 「市民の理解と交流の促進」で推進



2

差別の解消や権利擁護について

障害のある人が、権利や財産を侵害されないよう、障害のある人に対する差別や虐待防止など、障害のある人の権利を守る取組を進めることが必要です。

調査結果では、日常生活の中で「差別を受けたことがある」と回答した方が2割以上あることから、障害のある人の権利を守るとともに、差別や虐待が生じない地域社会を推進していく必要があります。また、「成年後見制度*の利用」について、「利用している」、「利用したい」と回答された方の合計の割合が約1割であるのに対し、「どのような制度か知らない」の割合が5割以上となっており、引き続き、制度の周知・啓発に向けた取組を進める必要があります。

また、障害のある人が自らの選択により自立した生活を送るためには、判断の材料となる正確な情報の取得が欠かせないため、伝達に困難が生じる方については、手話対応や要約筆記、漢字のルビ、音声ガイド等、障害の特性に合わせた配慮が必要です。

基本目標2 「権利擁護の推進」で推進



しょうがい ひと みずか い し い かた せんたく しゃかい さんか ちい き じりつ せいかつ おく
 障害のある人が、自らの意思で生き方を選択し、社会に参加し、地域で自立した生活を送る
 ためには、必要意思決定支援が図られるとともに、しょうがい ひと みずか けつてい もと
 必要サービスを受けられる体制を整備することが必要です。

ほんし れいわ ねん きかんそうだんしえん せっち ちい き そうだんしえんたいせい きょうか
 本市では、令和2年に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化しながら、
 しょうがい ひと じりつせいかつ いしけつていしえん かくしゅそうだんしえんたいせい じゅうじつ ていきょうたいせい
 障害のある人の自立生活や意思決定支援として、各種相談支援体制の充実やサービス提供体制
 のじゅうじつ とく 充実に取り組んできました。

ちょうさけつか こんご じゅうじつ しょうがいふくししきく なん そうだん まどぐち そうだん
 調査結果では、今後、充実してほしい障害福祉施策として、「何でも相談できる窓口など相談
 たいせい じゅうじつ わりあい やく わり もっと おお
 体制の充実」の割合が約7割と最も多くなっています。

また、必要支援制度・サービスとして、「せいかつ ば かくほ つうしよせつ にちじょうせいかつ かい
 生活の場の確保」や「通所施設での日常生活の介
 じょ しゃかいせいかつ くんれん しゅうろう くんれん じゅうじつ しょうがい ひと じりつ
 助、社会生活ができるための訓練、就労のための訓練の充実」といった、障害のある人の自立
 した生活を送るための支援に関する内容が多く挙げられています。

このため、かくしゅそうだんしえんたいせい じゅうじつ しょうがい ひと たよう たいおう
 各種相談支援体制を充実し、障害のある人の多様なニーズに対応するため、サー
 ビス提供体制の確保とともに福祉人材の確保・育成が必要です。

さらに、しょうがい ひと じゅうじつ せいかつ じつげん げいじゅつ ぶんかかつどうとう よ かつどう
 障害のある人の充実した生活の実現には、スポーツや芸術・文化活動等の余暇活動
 とお しゃかいさんか かんきょう じゅうよう
 を通して社会参加できる環境づくりが重要となります。

これに関する調査結果では、「ぎょうじ さんか りゆう ちてきしょうがい ひと
 行事に参加していない理由」として、知的障害のある人では
 かんしん わりあい もっと おお せいしんしょうがい ひと かつどう わ
 「関心がない」の割合が最も多く、精神障害のある人では「どのような活動があるのか分から
 ない」の割合が約1割半ばとなっています。

しょうがい ひと げいじゅつぶん か かつどう たの し お き かい じゅうじつ
 障害のある人がスポーツや芸術文化活動を楽しむ機会をどのように充実させていくかが課題
 となっています。

きほんもくひょう じりつ む せいかつしえん じゅうじつ すいしん
 基本目標3 「自立に向けた生活支援の充実」で推進



4

こよう しゅうろうしえん
雇用・就労支援について

障害のある人が就労することは、単に収入を得、自立した生活を送るための手段だけではなく、就労を通して地域社会の一員とし生きがいをもって社会参加するための糧となる重要なものです。

そのためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境を整えることが大切です。調査結果では、障害のある人の雇用・就業に関して必要な環境として、「働く時間や日数の調整ができること」や「雇う側や同僚が障害を理解してくれていること」が約2割と多くなっています。

法制度の改正などにより、障害のある人の就労機会が今後も増加していくこと予想されますので、障害や障害のある人に対する事業主や職場の同僚の理解の促進や、福祉的就労における収入面での支援を充実することも必要です。

基本目標4 「雇用・就業、経済的自立の支援」で推進



5

りょういく きょういく
こどもの療育・教育について

障害のあるこども一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばしていくためには、産まれてから成長の段階に応じた切れ目のない支援を受け、それぞれの特性に応じた生活能力・機能の向上を図ることが必要です。また、障害や疾病を早期に発見し、適切な医療や訓練を受ける体制が整備されていることも重要です。

本市では、こどもとその家族への一体的な支援を図るため、乳児の家庭を訪問し、発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行うほか、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援しています。

また、教育においては、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加していることや、個々の障害の程度・状況が異なることから、個々の障害や発達の状況に合わせた多種多様な教育内容が求められるほか、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育*の推進が必要です。

また、支援者である家族が気軽に相談できるよう、引き続き、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいくことも必要となります。

基本目標5 「切れ目のない療育・教育の振興」で推進



すみ慣れた地域の中で安心して暮らし続けるためには、生活の基礎となる健康の保持・増進が図られるとともに、地域社会に適切な医療体制が整っていることが重要です。また、自立支援医療等の様々な医療費助成制度を通じて、適切な医療を受け続けられることが必要です。

本市では、生活習慣病の予防を図るとともに、各種検診等の結果に基づき、健康相談等の保健事業を実施するなど、医療・保健・福祉の連携の下で、市民の健康の保持・増進に取り組んでいます。

今後も、こうした各種保健事業を通じて、障害のある人の健康の保持・増進を図り、障害のある人がすみ慣れた地域の中で安心して暮らせる地域社会を形成していくことが必要です。

医療においては、疾病や障害の種類・程度、状況、年齢等、特性に応じた支援が必要となることから、相談先として身近な医療機関が重要となっています。

調査結果では、1か月に1回以上の定期通院をしている人が、全体では5割以上にのぼり、特に精神障害のある人は約7割と多くなっています。

こうしたことから、引き続き、障害のある人が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、地域医療の提供体制を充実させることが必要です。

さらに、医療的ケア児や重症心身障害児者とその家族に対しては、障害の状況、家族の支援の状況などが個々に異なることから、医療・保健・福祉の関係機関・事業者が連携し、情報等の共有化を図りながら、適切な医療・サービスを提供するとともに、地域や職場で配慮が得られるよう、市民に対し障害や疾病の理解・啓発に取り組むことが必要です。

基本目標6 「きめ細やかな保健・医療の充実」で推進



施設や道路等のバリアフリー化、住宅の確保等、ユニバーサルデザインの考えを踏まえたまちづくりに取り組むことは、障害のある人のみならず、全市民が安心して暮らせるための基盤となります。

調査結果では、「外出するために整備または支援を必要とするもの」では、「道路の段差解消や歩道整備」が約2割となっているほか、「タクシー代、バス乗車券の補助」が約3割となっています。社会参加に向け、安心して外出や移動ができるよう、引き続き、道路や駅の段差の解消や歩道等の整備、利用しやすい交通機関の整備などが求められます。

また、現在同居している家族と離れなければならなくなった際の将来の暮らしの希望として、「今住んでいる自宅で引き続き暮らしたい」が4割以上となっているほか、精神障害のある人では「引っ越してアパートやマンションで暮らしたい」が約1割半ばと多くなっています。

こうしたことから、今後も障害のある人が身近な住み慣れた地域で暮らすことのできる環境づくりや、自立した生活、グループホームへの入居に関する相談や手続きなどに関する支援を充実していくことが必要です。

基本目標7 「安全・安心な生活環境の整備」で推進



障害のある人が安定して暮らしていくためには、日常的な生活への支援に加えて、災害時の支援体制の整備や防犯対策がなされていることも大切な要素となります。

災害については、東日本大震災のような大規模な災害だけではなく、近年では、台風やゲリラ豪雨なども多く発生しており、自力で避難することが困難な人にとっては、日頃からの備えや周囲の支援が不可欠となります。

そのため、地域の自主防災組織とともに障害のある人が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりを推進するほか、発災時における地域での支援体制を整備することが必要です。

調査結果では、「災害発生時に困ること」として、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が約6割半ば、知的障害のある人では「周囲とのコミュニケーションをとることができない」が約5割半ばとなっています。

こうしたことから、障害のある人が安心して過ごすことができる避難所の整備等、災害時の避難生活に対する不安の解消や医療的な支援が必要な方への支援体制の強化に向けた取組が必要です。また、新型コロナウイルスのような未知の感染症が発生した際にも安心して生活できるよう感染症対策の充実も必要です。

基本目標8 「防災・防犯・感染症対策の充実」で推進





だい 第 3 しょう 章 きほんりねん きほんもくひょう
基本理念と基本目標



1 けいかく きほんりねん 計画の基本理念

え がお ささ あ きょうせいしゃかい じつげん みんなが笑顔で支え合う 共生社会の実現

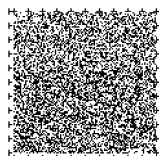


くに だい じしょうがいしゃきほんけいかく きほんりねん きょうせいしゃかい じつげん お しょうがいしゃ みずか
国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自
ら けってい もと しゃかい かつどう さんか のうりよく さいだいげん ほっき じ こじつげん
らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよ
う しょうえん
う支援」するとしています。

ほんし だい じふじ さとしょうがいしゃ しみん こじん
本市では、「第5次藤の里障害者プラン」において、すべての市民がかけがえのない個人とし
て さんちよう みずか しんしん じょうきよう きぼう おう じぶん く
て尊重されるとともに、自らの心身の状況や希望に応じて『自分らしく』暮らしていくこと
が、 きょうせいしゃかい じつげん ふか けつ かんが えがお じぶん く きょうせいしゃかい
が、共生社会の実現には不可欠であるという考えのもと、「笑顔で自分らしく暮らす共生社会
の じつげん きほんりねん さまざま しさく てんかい
実現」を基本理念とし、様々な施策を展開してきました。

きょうせいしゃかい じつげん しょうがい ひと しょうらい ちいき なか あんしん く
共生社会を実現し、障害のある人が、将来にわたって地域の中で安心して暮らしていくため
には、 しみん みな しょうがい しょうがい ひと たい りかい そくしん なに じゅうよう
市民の皆さんの「障害や障害のある人に対する理解の促進」が何よりも重要です。

ほんけいかく くに しょうがいしゃきほんけいかく きほんりねん しょうがいしゃしさく かん どうこう ふ だれ
本計画では、国の障害者基本計画の基本理念と障害者施策に関する動向を踏まえ、誰もが
たが さんちよう あ しょうがい ひと みずか い し もと しゃかい
互いを尊重し合いながら、そして、障害のある人が自らの意思に基づいて、社会のあらゆる
かつどう さんか ちいき
活動に“あたりまえに”参加することができる地域となるように、「みんなが笑顔で支え合う
きょうせいしゃかい じつげん きほんりねん かくしゅ しさく と く すず
共生社会の実現」を基本理念とし、各種の施策や取り組みを進めていきます。



基本目標	基本方針
1 市民の理解と交流の促進	1-1 障害や障害のある人への理解の促進
	1-2 交流・ふれあいの促進
	1-3 地域福祉活動の推進
2 権利擁護の推進	2-1 成年後見制度の利用促進
	2-2 虐待防止・差別解消のための取組の推進
	2-3 情報アクセシビリティの充実
3 自立に向けた生活支援の充実	3-1 相談支援体制の充実
	3-2 障害福祉サービス等の充実
	3-3 社会参加の促進
	3-4 スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の促進
4 雇用・就業、経済的自立の推進	4-1 就労に向けた地域における理解と環境づくり
	4-2 継続的な就労支援と相談機能の充実
	4-3 福祉的就労の推進
5 切れ目のない療育・教育の振興	5-1 インクルーシブ教育の推進
	5-2 子育て支援の充実
6 きめ細やかな保健・医療の充実	6-1 保健・医療体制の充実
	6-2 障害の早期発見・早期支援
7 安全・安心な生活環境の充実	7-1 居住支援の充実
	7-2 ユニバーサルデザインのまちづくり
	7-3 移動・交通対策の推進
8 防災・防犯・感染症対策等の充実	8-1 防犯体制の充実
	8-2 防災体制の充実
	8-3 感染症対策の充実

3

本計画の推進に関する指標

本計画の基本理念である「みんなが笑顔で支え合う共生社会の実現」に向けて8つの基本目標に基づく取組を総合的に展開し、次の指標の値を増加または減少させることを目指します。結果は次期計画策定時に実施する「障害のある方の生活と意識に関する調査」により把握します。

指標【全体】 共生社会が実現している

項目名	指標	現状値 令和4年度	目標 令和9年度
【一般市民意識調査】 地域における共生がどの程度進んでいると思うか	すすんでいると思う割合	15.2%	30.0%

指標【基本目標1】 障害のある人への理解が進んでいる

項目名	指標	現状値 令和4年度	目標 令和9年度
【一般市民意識調査】 障害のある人への対応や理解が足りていると思うか	足りていると思う割合	14.2%	30.0%

指標【基本目標2】 障害のある人の権利が守られている

項目名	指標	現状値 令和4年度	目標 令和9年度
【障害者意識調査】 差別や虐待を受けたと感じることがあるか	あると感じる割合	23.0%	0.0%

しひょう きほんもくひょう そうだんしえんたいがい じゅうじつ
指標【基本目標3】 相談支援体制が充実している

こう もく めい 項 目 名	し ひょう 指 標	げんじょうち 現状値 れいわ ねんど 令和4年度	もくひょう 目標 れいわ ねんど 令和9年度
【障害者意識調査】 藤枝市（基幹相談支援センター や相談支援事業所）は相談しや すいか	相談しやすいと感じ る割合	— %	50.0 %

しひょう きほんもくひょう しゅうろう うえ きぎょう りかい すす
指標【基本目標4】 就労する上での企業の理解が進んでいる

こう もく めい 項 目 名	し ひょう 指 標	げんじょうち 現状値 れいわ ねんど 令和4年度	もくひょう 目標 れいわ ねんど 令和9年度
【障害者意識調査】 就労する上で、企業側の理解 は足りているか	足りていると思う 割合	— %	50.0 %

しひょう きほんもくひょう しょうがい こ あんしん つうえん つうがく
指標【基本目標5】 障害のある子どもが安心して通園・通学できている

こう もく めい 項 目 名	し ひょう 指 標	げんじょうち 現状値 れいわ ねんど 令和4年度	もくひょう 目標 れいわ ねんど 令和9年度
【障害者意識調査】 通学や通園で困っていることは あるか	困っていることは特 にないと思う割合	40.0 %	80.0 %

しひょう きほんもくひょう しょうがい ひと いりよう
指標【基本目標6】 障害のある人がスムーズに医療にかかることができる

こう もく めい 項 目 名	し ひょう 指 標	げんじょうち 現状値 れいわ ねんど 令和4年度	もくひょう 目標 れいわ ねんど 令和9年度
【障害者意識調査】 医療を受けるうえで困っている ことはあるか	困っていることは特 にないと思う割合	36.8 %	80.0 %

指標【基本目標7】 障害のある人にとって暮らしやすいまちとなっている

項目名	指標	現状値 令和4年度	目標 令和9年度
【一般市民意識調査】 藤枝市は障害のある人にとって 暮らしやすいまちだと思うか	暮らしやすいと感じ る割合	16.1%	30.0%

指標【基本目標8】 防災施策が充実している

項目名	指標	現状値 令和4年度	目標 令和9年度
【障害者意識調査】 災害発生時に困ることはある か	困ることは特にな いと思う割合	6.6%	30.0%

だい 第 4 しょう 章 し さ く てんかい 施策の展開



基本方針 1-1 障害や障害のある人への理解の促進

取組の方針

障害や障害のある人に対する理解促進のため、様々な媒体を活用し、情報発信をするとともに、普及啓発活動を推進します。また、地域共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育や地域における福祉教育*を通じて、幼少期から障害のある人と取り組む様々な活動や体験の機会を通して、子どもやその保護者の理解促進に取り組めます。

主な取組

取組	内容
障害のある人への理解を深めていく福祉教育の推進	地域共生社会の実現のため、障害者サポーターの養成や地域住民との交流会の開催、障害のある人への理解のために作成した動画を活用し、福祉教育を推進します。
学校における福祉教育の推進	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、自立と社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に、継続的に実践校を指定し、事業を推進します。
福祉学習機会の充実	藤枝市社会福祉協議会が中心となって、地区社会福祉協議会（地区社協）*の協力により実施する地域福祉懇談会や住民福祉講座が継続実施されるよう支援を行います。また、地区社協*の運営に住民の主体的な参加を促します。
共生社会の実現に向けた啓発事業の推進	共生社会の実現のため、障害者週間における啓発活動を行うとともに、市が主催する各種イベントの場を活用し、障害福祉や共生社会についての普及啓発を行います。

とりくみ 組	ないよう 内 容
しょうがい たい ただ り 障害に対する正しい理 かい ふか けんしゅう 解を深めるための研修 とう すいしん 等の推進	しょうがいとくせい しょうがい ひと り かい しょうがいしゃさべつかいしょう む 障害特性や障害のある人への理解、障害者差別解消に向けて、 しみん けんしゅう こうえんかい だまえこうざ じっし しょうがい 市民への研修や講演会、出前講座*を実施します。また、障害のあ ひと はつげん ば せいしんほけんふくし かいぎ る人の発言の場として、精神保健福祉ネットワーク会議*における こうかい とう かつどう しえん せいしんほけんふくしこうざ かいさい 公開セミナー等の活動の支援や、精神保健福祉講座を開催します。 はったつ かだい ひと きほんてき ちしき まな ちいき さらに、発達に課題がある人についての基本的な知識を学び、地域 り かい ひろ せかいじへいしょうけいはつ けいはつ か における理解を広げるため、世界自閉症啓発デーの啓発を兼ねて、 じへいしょうきょうかいし だはい ばらしぶ きょうさい しみん む けんしゅうかい じっし 自閉症協会志太榛原支部と共催して市民向け研修会を実施しま す。
こうほう とう 「広報ふじえだ」等に こうほう けいはつ すいしん よる広報・啓発の推進	こうほうし とう さまざま ばいたい 広報紙やホームページ、SNS*、マスメディア等の様々な媒体や、 し しゅさい かつよう ふくし かんしん ひと め む 市が主催するイベントを活用して、福祉に関心のない人にも目を向 こうかてき じょうほうはっしん おこな けてもらえるような効果的な情報発信を行います。
しょうがい ひと 障害のある人やその かぞく ちいきじゅうみんとう 家族、地域住民等が おこな しょうがい たい 行う障害に対する けいはつかつどう しえん 啓発活動への支援	さまざま しょうがいしゃだんたい れんけい しょうがい ふきゅうけいはつ かん 様々な障害者団体と連携し、障害の普及啓発に関するイベントの かいさい しょうがい ひと かぞくどうし こうりゅうかつどう 開催、障害のある人やその家族同士の交流活動（ピアサポート*）、 かくしゅりかいそくしん じぎょう すいしん たよう かつどう 各種理解促進のための事業を推進するとともに、多様な活動ニーズ たいおう じぎょうないよう けんとう に対応する事業内容を検討します。
ヘルプカード・ヘルプ みみ マーク、耳カードの ふきゅうそくしん 普及促進	しえん ひつよう しょうがい ひと けいたい とき ひつよう 支援を必要とする障害のある人が携帯し、いざという時に必要な しえん はいりょ しゅうい ひと ねが はいふ 支援や配慮を周囲の人にお問い合わせするためのカードやマークを配布す とう い み しみん ひろ しゅうち るとともに、カード等の意味を市民に広く周知します。



▲ 共生社会普及啓発イベント「ともフェス」

基本方針 1 - 2 交流・ふれあいの促進

取組の方針

障害のある人が、地域での様々な活動に参加し、日常的に交流をすることにより、お互いを理解する機会を増やすための取組を推進します。

主な取組

取組	内容
地域・施設交流事業の推進	福祉施設における地域との交流イベントや障害者関係団体が行う交流事業など、障害のある人と地域住民等の交流が充実するよう、関係部署・関係団体や民生委員・児童委員*、ボランティア等と連携を図ります。また、イベント等の開催情報が幅広く広報されるよう、障害者施設や事業所等に働きかけます。
地域行事・活動への障害のある人の参加の支援	健康福祉大会や各種講座等において、手話や要約筆記、点字パンフレット、磁気ループ席、車椅子席を設けるなど、障害のある人が参加しやすいよう配慮します。
地区交流イベントの充実	各地区のふれあいまつりやスポーツイベント、市内のまつり、文化芸術活動等において、障害のある人が取り組んでいる活動発表のコーナーを設けたり、障害のない人とともに活動できる機会を設けたりするなど、関係部署及び関係機関と連携してイベント内容の充実を図ります。
地域交流を積極的に行う人材の育成	地域福祉懇談会や住民福祉講座の開催を通じて、地域交流を活性化するための人材育成を進めます。

基本方針 1 - 3 地域福祉活動の推進

取組の方針

地域福祉活動の担い手の育成に取り組むとともに、地区社協等の地縁組織やボランティア、NPO*団体等との連携を強化し、地域の資源を活用して地域福祉活動を推進し、共生社会の実現を目指します。

主な取組

取組	内容
地域福祉活動の担い手の育成	地域福祉活動の担い手の育成を図るため、中高生向けのボランティア入門講座や各種ボランティア養成講座を開催するとともに、受講者が活躍できる環境を整備します。
ボランティアの育成とボランティア活動のマッチング強化支援	多くのボランティアの活躍の場を提供できるよう、社会福祉協議会やふじえだ市民活動支援センターと連携をとり、ボランティア活動情報の集約及び発信に取り組めます。
地域支援体制の整備	生活支援コーディネーター、地区担当職員を配置し、地区社協と地域課題、資源を適宜整理し、地域カルテを見直します。また、ボランティアセンター事業及びコミュニティソーシャルワーカーの配置を図ります。
ふれあいの場・居場所づくりの推進	地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育む居場所づくりを推進します。

基本方針 2 - 1 成年後見制度の利用促進

取組の方針

権利擁護を必要とする知的・精神障害のある人の増加に対応し、個人の財産を守り、地域で安心して生活を送るための取組を推進します。

主な取組

取組	内容
成年後見制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会等で実施している権利擁護のための取組について、障害のある人や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。
成年後見制度の利用支援	障害のある人が地域に定着して生活できるよう、藤枝市成年後見支援センター*が中心となり、成年後見制度に関わる相談、手続き支援、周知を行い、制度の利活用を促進します。また、相談支援専門員への事業周知や理解促進とあわせ、法人後見制度の担い手となる法人の確保について検討していきます。
市民後見人*の養成	障害のある人や高齢者等を支える担い手となる市民後見人を地域に増やしていくため、近隣自治体と連携し、広域での「市民後見人養成講座」を継続的に実施し、養成に努めます。
遺言信託の利用促進	障害のある人の確実な財産管理等ができるよう、遺言信託制度の制度内容を周知し、利用を促進します。

基本方針 2 - 2 虐待防止・差別解消のための取組の推進

取組の方針

障害者虐待防止法*に基づく障害のある人への虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。また、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の取組が普及するように、障害者差別解消法について各種の広報・啓発を行います。

主な取組

取組	内容
障害者虐待防止対策支援の推進	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他適切な支援を行うため、藤枝市障害者虐待防止センター*が相談支援事業所などの関係機関と連携しながら支援体制の充実を図るとともに、同センターの周知等の障害者虐待防止対策を推進します。 また、障害者虐待防止研修を実施し、事業所や施設の虐待防止の徹底を図ります。
行政における障害者差別解消支援の推進	市役所全ての部署において、障害特性などの理解が深め、障害のある人への配慮がされるように職員研修を継続して行います。
市民への障害者差別解消に係る啓発活動の推進	障害者差別解消のためのリーフレットの配布や、出前講座及び各種イベントでの普及啓発など、障害者差別禁止や合理的配慮について、市民等への理解普及に向けた啓発を推進します。

基本方針 2-3 情報アクセシビリティの充実

取組の方針

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、様々な方法を活用し、情報提供の充実等を推進します。

主な取組

取組	内容
障害者情報バリアフリーの推進	情報を取得しやすい環境づくりのため、市職員への研修等を通じて、情報を取得することが困難な視覚や聴覚に障害のある人等に支援を行います。
手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の充実	聴覚障害のある人の意思疎通支援手段を確保するため、手話通訳者派遣や要約筆記通訳者の派遣、相談支援を行うため、専任手話通訳者の配置を推進します。あわせて、手話通訳者（奉仕員）の養成講座の開催や、県が主催する要約筆記者養成講座の参加促進を図るなど、人材の育成を図ります。
ICTを活用した意思疎通支援の充実	感染症に感染した場合の療養先や、災害時の避難所など、手話通訳者の同席困難な場合に備え、スマートフォンやタブレット等を活用した遠隔手話通訳の環境を整備します。
「広報ふじえだ」による情報提供の充実	「広報ふじえだ」を通じて、迅速かつ誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。
広報の連携等による効果的な情報発信	広報の連携等による効果的な情報発信を進めるため、福祉施設等が発行する情報誌を紙媒体とあわせて市ホームページで紹介を行います。

とりくみ 取組	ないよう 内容
しょうがいとくせい おうじょう 障害特性に応じた情報提供の充実	しかく ちょうかくしょうがいひと たいてんじか 視覚・聴覚障害のある人に対し、点字やデジ化*によるCDで こうほう しぎかい はっこう りようそくしん 「広報ふじえだ」と「市議会だより」を発行し、利用促進のための しゅうち おこな し けいさいないよう こうしん まいねんど 周知を行うとともに、市ホームページの掲載内容の更新や毎年度 はっこう しょうがいしゃふくし ないよう じゅうじつ はか 発行する「障害者福祉のてびき」の内容の充実を図ります。
いんさつぶつとう おんせい 印刷物等への音声コードの活用	おんせい かつよう いんさつぶつとう じゅうじつ はか 音声コードを活用した印刷物等の充実を図ります。
インターネット等の 活用による情報提供の充実	し うんえい けいさい さいしん 市ホームページの運営や掲載にあたり、最新のウェブアクセシビリティ きかく ふ ひつよう たいおう おこな こうほう 規格を踏まえた必要な対応を行うとともに、SNSによる広報 など こうはんい じょうほうはっしん じょうほうりよう かのう しゅだん どうにゅう はか 等、より広範囲への情報発信や情報利用が可能な手段の導入を図 ります。
たよう じょうほう ていきよう 多様な情報の提供	たよう じょうほう ていきよう しょうがいしゃかんけいだんたい じぎょうしやとう じょうほう 多様な情報の提供のため、障害者関係団体や事業所等への情報 ていきよう つと だんたいどう にゅうしゅ じょうほう し 提供に努めるとともに、団体等から入手した情報を市ホームペ けいさい じょうほうていきよう じゅうじつ つと ジに掲載するなど、情報提供の充実に努めます。



▲ しゅわほうしんようせいこうぎ
手話奉仕員養成講座

基本方針 3 - 1 相談支援体制の充実

取組の方針

複合化・複雑化する相談内容に対し、家族への支援を含め、関連するあらゆる機関が連携し、横断的な支援体制の構築を推進します。また、障害のある人を地域全体で支える相談支援体制の充実・強化を図るために、相談支援に従事する人の人材育成等を行います。また、「自らの意思により自分らしく生きる」ために、相談支援を通じて、わかりやすい情報提供や適切な障害福祉サービスの提供、家族に対する支援などを行います。

主な取組

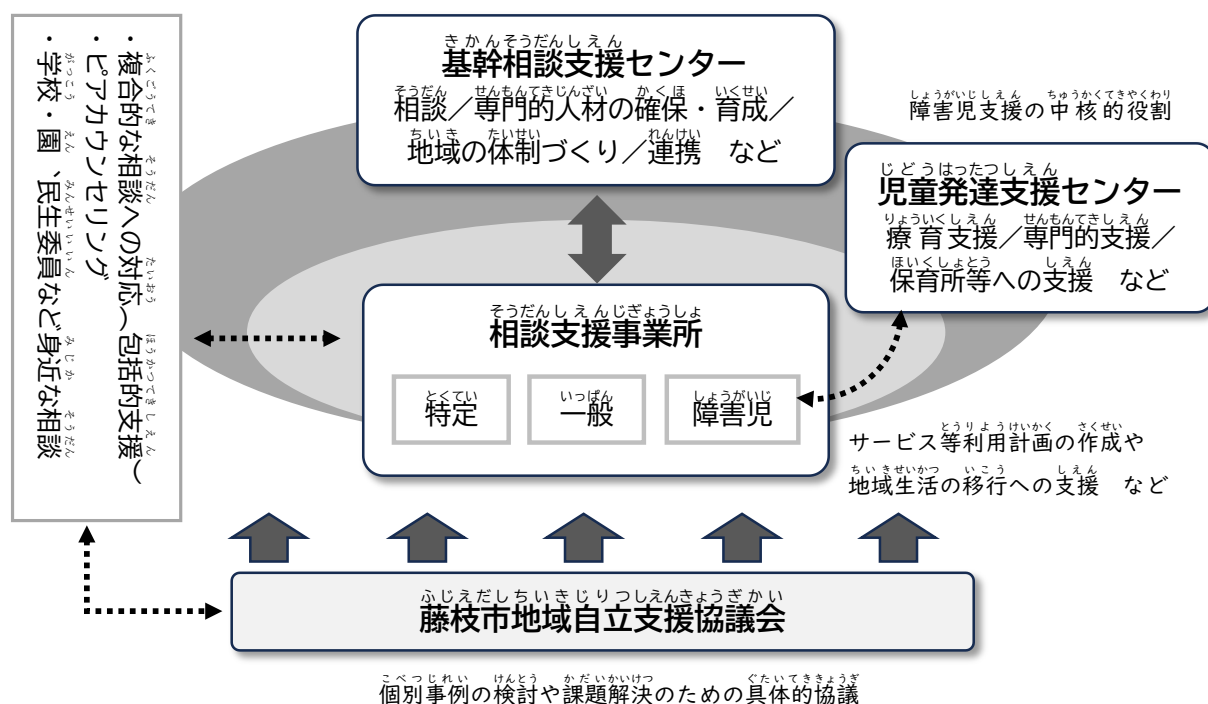
取組	内容
包括的支援体制の強化	高齢や障害、こども、生活困窮等、既存の相談支援機関の更なる機能強化を図るとともに、分野や属性にかかわらず、「制度の狭間」の問題や複合的な課題等、あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援を行う体制を強化します。
基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化	本市における相談支援の中核として、精神に課題を抱える人を含め相談支援に関する総合的な相談を行うとともに、複雑化・複合化する課題に対し迅速かつ適切なサービスへとつなげるべく、地域の相談支援体制を地域生活支援拠点等と一体的に強化する。
藤枝市地域自立支援協議会の充実	地域における障害福祉に関する課題等を解決するため、審議機関としての役割を強化し、個別事例から抽出された地域課題を、専門部会を活用し課題解決のための協議を行います。また、障害福祉計画等の進捗状況の分析や評価に基づく、提言等を行います。
特定相談支援事業所*による計画相談支援の充実	障害福祉サービスの利用を希望する人が適切なサービスを選択できるよう、質の向上を図ります。また、市内社会福祉法人*等との意見交換を通じ、相談支援専門員数や事業所数の動向把握に努めます。

とり ぐみ 取 組	ない よう 内 容
いっばんそうだんしえんじぎょうしょ 一般相談支援事業所* ちいきていやくしえん による地域定着支援 すいしん の推進	す な ちいき きょてん しょうがい ひと じゅうじつ せいかつ 住み慣れた地域を拠点として障害のある人が充実した生活をするこ とができるよう、施設・病院から退所・退院した後の常時の連絡体制を かくほ しょうがい とくせい おう そうだんしえん おこな 確保し、障害の特性に応じた相談支援を行います。
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援 じぎょうしょ 事業所による けいかくそうだんしえん じゅうじつ 計画相談支援の充実	しょうがいじつうしよしえんじぎょう りよう しょうがい じどう せいと たい 障害児通所支援事業を利用するすべての障害のある児童・生徒に対 し、障害児支援利用計画を作成し、計画に基づく適正なサービスの支給 つと ひつよう しえんきかん いちじる へんか に努めます。また、必要な支援機関につなげるため、著しく変化する にゅうようじき はったつ ひょうか かだい みきわ どう おこな そうだんしえん ししつ 乳幼児期の発達の評価や課題の見極め等が行えるよう相談員の資質の こうじょう はか けんしゅうかい かいさい 向上を図る研修会を開催します。
しょうがいじ しえんたいせい 障害児の支援体制の きょうか 強化	ちいき しょうがいじしえん ちゅうかくてきやくわり にな じどうはったつしえん 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに せんもんてき しえん ていきょう あ ちいき しょうがいじしえんじぎょうしょ おける専門的な支援の提供と合わせ、地域の障害児支援事業所や ほいくしやどう しえん おこな どう きのうきょうか おこな ほいくじやどう 保育所等への支援を行う等の機能強化を行うとともに、保育所等への じゅんかいしえん じゅうじつ はか 巡回支援の充実を図ります。
しょうがいとうじしゃとう 障害当事者等による そうだんしえんかつどう すいしん 相談支援活動の推進	しょうがい ひと よ そ かたち しえん すいしん せいしんほけんふくし 障害のある人に寄り添う形での支援を推進するため、精神保健福祉ネ かいぎ かいさい しょうがい ひとみずか そうだんしえんしゃ ちいき ットワーク会議の開催や、障害のある人自らが相談支援者となる地域 かつどうしえん けいぞくてき じっし 活動支援センター*でのピアカウンセリング*を継続的に実施します。
み ちか そうだんまどぐち しゅう 身近な相談窓口の周 ち 知	みんせいいいん ちいきほうかつしえん あんしん とくていそうだん 民生委員や地域包括支援センター*（安心すこやかセンター）、特定相談 しえんじぎょうしやどう たぶんや そうだんまどぐち にんち ひろ こうほう 支援事業所等、多分野の相談窓口について認知を広めるため、広報ふじ し どう しゅうち はか かっぱつ りよう そくしん えだや市のホームページ等での周知を図り、活発な利用を促進します。
そうだんしえん 相談員の資質向上	そうだんしえんせんもんいん しつ こうじょう そうだんしえんぶかい ちゅうしん じれい 相談支援専門員の質の向上のため、相談支援部会を中心に、事例 けんとう べんきょうかい じっし けんいきそうだんしえんぶかいしゅさい けんしゅう しゅうち 検討、勉強会を実施します。圏域相談支援部会主催の研修も周知し、 そうだんしえんせんもんいん しつこうじょう と く きかんそうだんしえん 相談支援専門員の質向上に取り組みます。また、基幹相談支援センタ しゅさい じんざいけんしゅう かつせいか はか ー主催の人材研修の活性化を図ります。
い し けつていしえん すいしん 意思決定支援の推進	しょうがい ひとほんにん たい い し けつていしえん ふ じ こ けつてい そんちよう 障害のある人本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重す かんてん そうだんしえんじぎょうしょ しょうがいふくし じぎょうしやどう たい る観点から、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等に対して、 い し けつていしえん ふきゅうけいはつ すいしん 「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を推進します。

とくみ 取 組	ないよう 内 容
しょうぼうしょうがいしゃ しゃかい 触法障害者*の社会 さんか む そうだん 参加に向けた相談 しえん 支援	しょうぼうしょうがいしゃ しゃかいさんか しえん ひつよう しょうがいふくし 触法障害者の社会参加を支援するため、必要な障害福祉サービス りよう はしわた おこな ちいきせいかつていちゃくしえん れんけい ちいき 利用までの橋渡しを行う地域生活定着支援センターと連携し、地域で せいかつ かんきょう ととの そうだんしえん おこな 生活できる環境を整えるための相談支援を行います。
ふじえだばん 藤枝版サポートファ イル「そらいろ」の ふきゅう かつよう 普及・活用	ほごしゃ かんけいきかん はったつ かだい じどう じょうほう きょうゆう じどう 保護者と関係機関とが発達に課題がある児童の情報を共有し、児童へ しえん いっかんせい けいぞくせい きよ もくてき ほごしゃ しょじ かんり の支援の一貫性や継続性への寄与を目的とし、保護者が所持・管理する ふじえだばん きぼう ほごしゃぜんいん はいふ 藤枝版サポートファイル「そらいろ」を希望する保護者全員に配布する かんけいきかん かつよう すす とともに、関係機関と活用を進めます。
しょうがいふくしぶんや かか 障害福祉分野に関わ じんざい かくほ いくせい る人材の確保と育成	いりようてき ひつよう ひと こうどうしょうがい ひと こうれいか ともな じゅうどか 医療的ケアが必要な人や行動障害のある人、高齢化に伴い重度化し しょうがい ひと たい せんもんてき たいおう じんざい ようせい おこな きのう た障害のある人に対し、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能 きかんそうだんしえん ちゅうしん せいび お じんざい について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、人材の かくほ いくせい はか 確保・育成を図ります。

みじか そうだん ぶんやおうだんてきれんけい
 身近な相談や分野横断的連携

ちいき そうだんしえん きやてん
 地域の相談支援の拠点



基本方針 3-2 障害福祉サービス等の充実

取組の方針

障害のある人と家族等介助者それぞれの状況やニーズの把握に努め、生涯にわたって在宅福祉サービスや入所支援など各種サービスを円滑に利用しながら地域で暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

主な取組

① 在宅福祉サービスの充実

取組	内容
各種制度の周知と在宅ニーズの把握	各種制度や、障害福祉サービス等を周知するため、障害者（児）福祉の手引きを配布します。また、在宅ニーズについての的確に把握するため、必要に応じて、障害のある人や保護者等に対し調査等を行います。
自立支援給付事業*の充実	自立支援給付事業が充実されるよう、障害福祉計画と照らし合わせ、数値目標の達成状況の確認・検証等を行い、必要に応じて重点施策を設定し、推進します。
地域生活支援事業*の充実	本市の地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態の事業について、効率的・効果的に実施できるよう、事業内容の啓発を推進します。また、事業メニューの拡大や見直しについて検討します。
重症心身障害児（者）在宅支援の充実	重症心身障害者等に対し、総合的な支援の提供ができるよう、多分野にまたがる支援を調整し、相談体制を充実させます。また、地域における短期入所サービス等について、医療機関や家族を含め利用者の意向を確認して調整を行います。

とくみ 取組	ないよう 内容
つうしよしせつせいびじぎょう 通所施設整備事業の 推進	しょうがいふくしけいかく もと つうしよしせつせいび たい し えん すず 障害福祉計画に基づき、通所施設整備に対する支援を進めます。 せんもんせい たか しょうがいふくし えんかつ りよう し ない 専門性が高い障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、市内だけ こういきてき たいおう なか しせつせいび たい じょうほうこうかん おこな でなく、広域的な対応の中で施設整備に対する情報交換を行います いりようてき ひつよう ひと う い ふ しょうがい す。また、医療的ケアが必要な人の受け入れを増やすため、障害 ふくし じぎょうしょう たい しん きかいせつ ていいんぞう けんとう 福祉サービス事業所等に対し、新規開設または定員増について検討す はたら るよう働きかけます。
ショートステイ等のレスパイトサービスの 充実	しょうがい ひと かぞくとう きゅうそく もくてき 障害のある人の家族等への休息・リフレッシュを目的としたレスパ じゅうじつ びょういん かぞく ふく りようしゃ いこう イトサービスを充実させるため、病院と家族を含め利用者の意向を かくにん し ないほうじん きそんじぎょうしょ たんきにゅうしょ う い ぞう 確認し、市内法人に既存事業所の短期入所サービスの受け入れ増 か りようじかん かくだい しせつせいび しんきかいせつ はたら 加、サービス利用時間の拡大、または施設整備による新規開設を働 きかけます。
ライフサポート事業の 充実	しょうがい ひと かぞく ちいき あんしん せいかつ しょうがいしゃ 障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者 そうごうしえんほう きゅうふ ほかん せいど じぎょう 総合支援法による給付を補完する制度であるライフサポート事業（ホ はけん たんきにゅうしょ すいしん ームヘルパー派遣、短期入所、デイサービス*）を推進します。ま こうりつてき こうかてき じぎょう じっし りようじょうきょう じっし た、効率的かつ効果的に事業を実施するため、利用状況や実施して こうか ぶんせきとう おこな いるサービスの効果について分析等を行います。
しょうがいふくし 障害福祉サービスの 量・質の向上	しょうがい ひと たよう たいおう しつ たか ていきょう 障害のある人の多様なニーズに対応した質の高いサービスを提 供し つづ ほうかいせい せいどかいせい ともな じょうほうていきょう し ない 続けるため、法改正や制度改正に伴う情報提供をはじめ、市内事 ぎょうしゃとう れんけい しつ こうじょう けんしゅうとう じっし 業者等と連携し、質の向上のための研修等を実施するなどし、 しょくいん しごと たい みりよく も かんきょう じょうせい 職員が仕事に対し魅力ややりがいを持つことができる環境を醸成 じんざい ていちゃく すいしん し、人材の定着を推進します。

② 施設入所支援の充実

とく 組	ない よう 内 容
し せつにゆうしよしゃ ち いきせいかつ 施設入所者の地域生活 いこう すいしん への移行の推進	しょうがい ひと ち いきいこう すいしん じぎょうしよ 障 害のある人の地域移行を推進するため、事業所へのヒアリング ちょうさ おこな し せつ せいび そうだんたいせい そうごうてき けんどう 調査を 行 い、施設整備や相談体制を総合的に検討します。
ち いき ひら にゆうしよ 地域に開かれた入 所 し えんしせつ すいしん 支援施設の推進	たん きにゆうしよ そうだんし えん た よう やくわり にな にゆうしよしえんしせつ 短期入 所、相談支援など、多様な役割を担 う入所支援施設におい し せつけんがく し せつ ち いきじゆうみん いったい かいさい て、施設見学や、施設と地域住 民が一体となってイベントを開催す ち いき ひら し せつ かつどう そくしん るなど地域に開かれた施設となるような活動を促進します。
し せつ しつ 施設サービスの質の こうじょう 向上	しょうがい じゅうどか た よう か たいおう し せつしよくいんどう 障 害の重度化・多様化に対応できるよう、施設職 員等のさらなる し しつこうじょう はか けんしゅうどう おこな けんしゅう まな ないよう 資質向 上を図るため、研 修等を行 うとともに、研 修で学んだ内容 じっせんじれい はっぴよう きかい そうしゅつ の実践事例を登 表するフォローアップの機会を創 出します。

③ サービスの提供体制の充実

とく ぐみ 取 組	ない よう 内 容
にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業 *の利用促進	しょうがい ひと じりつ せいかつしゅうかん み 障 害のある人が自立した生活習慣を身につけることができるよ う、日常生活自立支援事業を周知し、適切な障 害福祉サービスの りよう そくしん 利用を促進します。
きょうせいがた かくほ 共生型サービスの確保	しょうがい ひと こうれいか たいおう ほんにん あ 障 害のある人の高齢化に対応するとともに、本人のニーズに合った サービスの提供ができるよう、障 害福祉サービス事業所等と連携 し、共生型サービスを確保します。
じりつせいかつえんじょ すいしん 自立生活援助の推進	ひと りぐ ちいき せいかつ しょうがい ひと せい 一人暮らしなど地域での生活をはじめめる障 害のある人に対して、生 かつじょう こま そうだん き く じぶん いっ 活上 の困りごとの相談を聞いて、どんな暮らしが自分らしいかを一 しょ かんが じりつ せいかつ おく じりつせいかつえんじょ 緒に考 え、自立した生活を送ることができるための自立生活援助の せいど すいしん していじぎょうしょ そくしん はか 制度を推進するため、指定事業所の促進を図ります。
ICT を活用した市役 所・事業所の業務改 善	しょうがい ひととう ふく し みん りべんせいこうじょう はか ぎょうむ 障 害のある人等を含めた市民の利便性向上を図るとともに、業務 ふたん けいげん はか ぎょうせい てつづ しんせい かくじゅう 負担の軽減を図るため、行政手続きのオンライン申請の拡 充など すす を進めます。

基本方針3-3 社会参加の促進

取組の方針

障害者関係団体等の活動支援に努めるとともに、行政施策等への参加や投票権行使の支援などを通じて障害のある人の社会参加を促進します。

主な取組

取組	内容
障害者関係団体等への活動の支援	障害者関係団体間及び福祉団体間のネットワークの維持・強化を図るとともに、団体活動への支援や共同開催を継続して実施します。
行政施策等への参画	本市の総合計画における政策方針や障害者施策をはじめとする様々な施策分野の検討・決定過程において、障害のある人が当事者として積極的に参画ができる環境を整えます。
誰もが投票しやすい環境づくりの推進	選挙情報入手や投票行為の際に不利にならないよう、障害特性に応じた情報入手や投票行動が行えるよう配慮します。
公共施設の利用促進	障害のある人が、市の公共施設を利用する際に利用料の減免等を行い、様々な活動への参加を促進します。

取組の方針

スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通じて、障害のある人の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害への理解や認識を深め、誰もが気軽に講座やスポーツ教室に参加しやすい環境を整えます。また、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を継承し、パラスポーツアスリートの活躍できる環境整備を含め、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

主な取組

取組	内容
障害のある人の学習やスポーツ、文化芸術活動の機会の確保	障害のある・なしにかかわらず参加できるニュースポーツ教室や障害者サッカー等の障害者スポーツ、または学習講座や文化芸術活動などに誰もが受講、参加しやすくなるように、指導者の育成や施設のバリアフリー化やデジタル技術の活用などにより、活動の場における配慮の提供を推進します。
スポーツ・文化行事等への障害のある人の参加促進	障害のある人がスポーツ・生涯学習・文化芸術活動のイベント等に参加し、市民相互の交流機会となるよう、各種イベント・大会情報の周知方法や会場での配慮や移動支援について検討・協議を進め、誰もが気軽に楽しめる場の創出に取り組みます。
図書館サービス*の充実	障害特性に配慮した図書館サービスの充実を図るとともに、「いろいろ図書館」等により、発達障害のある児童とその保護者が利用しやすい図書館サービスの拡充を図ります。また、電子書籍を中心に、電子媒体を介した新たな読書環境が広がりつつある中で、来館が困難な方が気軽に図書館を利用できる環境の整備を行います。
広域的な大会等への参加選手等への支援	国・県など広域的な規模で開催される障害者スポーツ大会、また、文化祭への派遣に向けて、人材の育成や開催の広報、参加者への出場奨励金の支給や移動の支援等を進めるとともに、支援について周知し、活用を促進します。

とりくみ 取組	ないよう 内容
じしゅてき かつどう しえん 自主的な活動の支援	しょうがいしゃだんたい じしゅてき きかく ぶん かげいじゅつ 障害者団体・グループなどが自主的に企画するスポーツ・文化芸術 かつどうぎょうじ たい しせつ りようじょせい しょうがい ひと しゃかいさんか もくてき 活動行事に対し、施設の利用助成や障害のある人の社会参加を目的 もよお もの しゅうちこうほう じゅうじつ とした催し物の周知広報を充実させます。
しょうがいしゃ しんこう 障害者スポーツの振興	きよてん じゅうなん こうきょうしせつ りよう かのう パラアスリートの拠点となるよう、柔軟な公共施設の利用を可能と します。

基本目標4

こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ すいしん
雇用・就業、経済的自立の推進

基本方針4-1 就労に向けた地域における理解と環境づくり

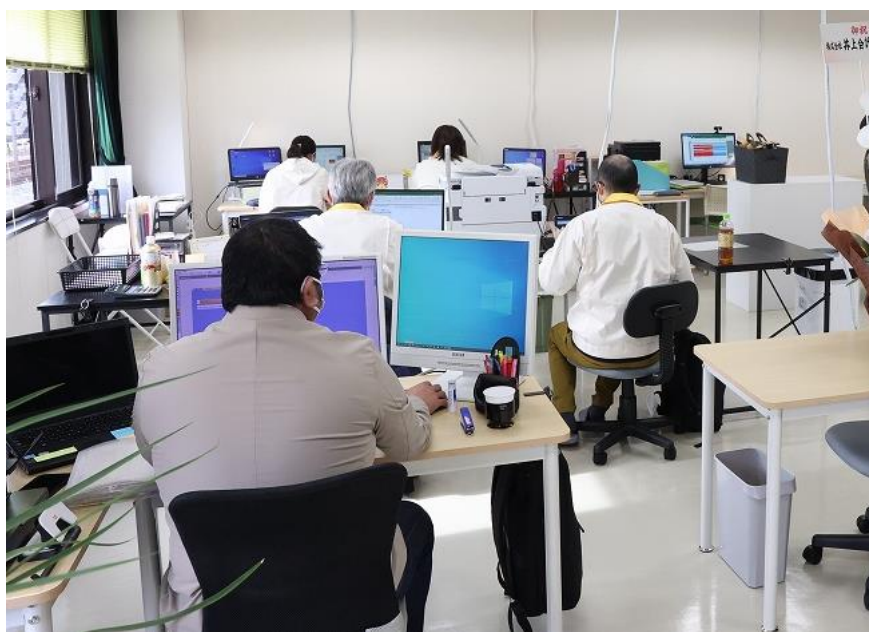
とりくみ ほうしん 取組の方針

しゅうろう たようか なか せいかつめん しえん ふく ていちゃくしえん しょうがいしゃこよう かくだい ふ
就労ニーズが多様化する中、生活面の支援を含めた定着支援、障害者雇用の拡大を踏まえた、
きぎょう たい りかいそくしんとう かんけいきかん れんけい はか しょうがい ひと しゅうろう ささ
企業に対する理解促進等、関係機関と連携を図りながら障害のある人の就労を支えます。

おも とりくみ 主な取組

とりくみ 取組	ないよう 内容
しゅうろう かん とうじしゃ 就労に関する当事者 りかい こうじょう 理解の向上	しょうがいふくし じぎょうしゃ そうだんしえんじぎょうしょ がっこう かんけいきかん れんけい 障害福祉サービス事業者・相談支援事業所・学校や関係機関と連携 して、しょうがい ひと かぞく たい けいざいてきじりつ しゅうろう たい 障害のある人やその家族に対し、経済的自立と就労に対する いしき たか かだい きょうゆう けんとう おこな 意識を高めるため、課題の共有・検討を行います。
しょうがいとくせい おう たよう 障害特性に応じた多様 はたら かた そうしゆつ な働き方の創出	きぎょう しょうがいとくせい りかい うなが 企業における障害特性の理解を促すとともに、ハローワーク等関係 きかん れんけい ちょうじかん しゅうろう こんなん しょうがい ひと たい 機関と連携し、長時間の就労が困難な障害のある人に対して、 たんじかんこよう すいしん おこな しょうがいしゃ 短時間雇用の推進を行います。また、障害者テレワークオフィス しえんじぎょう すいしん 支援事業を推進します。
しゅうろう かん しみんりかい 就労に関する市民理解 こうじょう の向上	しょうがい ひと しゅうろう しみん りかい ふか こうほう 障害のある人の就労について、市民の理解を深めるため、「広報ふ じえだ」や市ホームページ、しょうがいふくし じぎょうしょ 障害福祉サービス事業所のパンフレッ など かくしゅばいたい きかい つう こうほう けいはつ すす ト等、各種媒体や機会を通じて広報・啓発を進めます。
しゅうろう かん きぎょうりかい 就労に関する企業理解 こうじょう の向上	しょうがいしゃこよう すす きぎょう なま こえ じれい つた しょうがいしゃ 障害者雇用を進めている企業の「生の声」や事例を伝え、障害者 しゅうろう たい りかい かんしん たか しょうがいしゃこよう けんとう 就労に対する理解や関心を高めます。障害者雇用を検討している きぎょう こよう かん どう じっし ごうりてきはいいりよ ひつようせい 企業には、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性な きぎょうない しょうがいりかい そくしん はか しょうがいしゃこよう かだい かか ど、企業内での障害理解の促進を図ります。障害者雇用に課題を抱 えている企業には、しょうがいしゃこよう りかい うなが ぎょうせい 障害者雇用への理解を促すとともに、行政 しさく せつめい おこな 施策について説明を行います。

とりくみ 取組	ないよう 内容
しょうがいしゃこよう すいしん む 障害者雇用の推進に向 けた地域への働きかけ	しょうがい ひと しょうがいしゃこようそくしんほう ほうていこようりつ たっせい む 障害のある人の障害者雇用促進法の法定雇用率の達成に向けて、 かんけいきかん れんけい しない きぎょうどう たい 関係機関とも連携しながら、市内の企業等に対して、 しょうがいしゃこようじれいしゅう しょうがいとくせい しょう し せいど しゅうち 障害者雇用事例集、障害特性の仕様、市の制度などを周知しながら ほうもん こうほう けいはつ すす 訪問や広報・啓発を進めます。



▲ 全国的にも先進的な取組である「障害者テレワークオフィス」

基本方針4-2 継続的な就労支援と相談機能の充実

取組の方針

働く意欲のある障害のある人が地域で自立した生活を継続的に営むため、正しい理解や配慮の中で就労し、職場等に定着するための取組の推進を図ります。

主な取組

取組	内容
障害者就業・生活支援センター*機能の活用	障害のある人と企業等とのコーディネート機能の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターとの連携を強化します。
ジョブコーチ*等コーディネート機能の積極的な活用	就労定着の支援充実のため、ジョブコーチ制度等のコーディネート機能を積極的に活用するとともに、制度の活用に向けた広報・周知をします。
就労定着支援の推進	障害のある人が一般就労等をした後に、就労定着するよう、障害のある人をサポートする就労定着支援制度を利用し、事業実施事業所と連携しながら支援します。また、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチ等の関係支援機関と連携するとともに、就労支援マニュアルの活用や、国の障害者のキャリアアップに対する支援策や新規就職者への初期支援の周知に取り組みます。
離職者に対する支援の充実	離職者のフォローアップのため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、各種団体と連携し、必要に応じて福祉的就労の紹介等を行います。
障害特性に応じた支援制度の周知	障害特性に応じた就労を推進するため、県やハローワーク等が取り組んでいる雇用支援制度や本市独自の支援制度の周知を図り、効果的な活用を促します。
企業向けの相談窓口の設置の検討	企業の障害者雇用の担当者向けの相談窓口を設置を検討します。

基本方針4-3 福祉的就労の推進

取組の方針

障害のある人が、その特性に応じ、就労分野で十分に能力を発揮することができるよう、就労支援に関する取組を推進します。

主な取組

取組	内容
市における物品等優先調達*の推進	「藤枝市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定・公表するとともに、障害者就労施設等と連携しながら積極的に優先調達を推進し、新規事業の開拓に取り組みます。
障害者就労施設の自主製品等の啓発	障害者就労施設の提供可能物品の一覧を作成し、自主製品等の広報・啓発を進め、製品等の利用促進に向けて支援します。
共同受注方式等による受注の促進	企業などから、事業所の特色を生かした幅広い仕事を受注できるよう、共同受注のコーディネート機能を検討します。また、市内のイベント等への出展を積極的に行い、自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。
市役所での雇用推進	障害のある人の市役所での就労機会を確保し、雇用の場を提供します。
中小企業等が障害者雇用に取り組むための支援	中小企業等が障害者雇用に取り組むため、関係機関と連携した障害者雇用事業所訪問のほか、障害者雇用事例集の作成、障害者雇用啓発セミナーを開催するなどし、障害のある人の雇用を促進します。また、本市独自の支援策に取り組みます。
農福連携の推進	市内関係各課と連携し、福祉事業所等と、地域の企業や農業者の双方の連携ニーズを調整するための仕組みづくりを検討します。
工賃向上のための支援	障害者優先調達事業の推進を図るため、県が進める工賃向上計画*に合わせて、藤枝市福祉売店連合会が行う自主製品の販売促進と市役所ロビーショップの運営支援に継続的に取り組みます。

とくみ 取組	ないよう 内容
くんれんとうきゅうふじぎょう じゅうじつ 訓練等給付事業の充実	しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた しゅうろうけいぞくしえん がたとう たよう 就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型等、多様な はたら かた かくほ けいかくそうだんしえん ちゅうしん ほんにん のうりよく 働き方を確保できるよう、計画相談支援を中心に、本人の能力や ニーズを踏まえ、適切なサービス利用に繋がります。



▲ のうふくけんけいじぎょう いちごはうす はかさぎょう
「農福連携事業」イチゴハウスでの葉掻き作業

基本目標 5 切れ目のない療育・教育の振興

基本方針 5-1 インクルーシブ教育の推進

取組の方針

第2期藤枝市教育振興基本計画に基づき、全てのこどもに一貫した支援、適切な指導や合理的配慮を提供するとともに、特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。また、障害のある児童が、個々の状況や特性に配慮した上で、十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童と共に学ぶことができる環境の充実に努めます。

主な取組

取 組	内 容
「共に学ぶ」意識の醸成	児童生徒にユニバーサルデザインについての周知・啓発を図り、「共に学ぶ」意識を醸成します。
特別支援教育施設整備（バリアフリー化）	特別な支援を必要とする児童生徒が個に応じたきめ細やかな支援を受けながら学べる環境を整えるための学校施設の整備を推進します。
通常学級における配慮を要する児童生徒への支援	配慮を要する児童生徒が通常学級において、ともに学び合えるよう担任を含めた学校の教職員、学校支援員等により支援に努めます。
特別支援教育支援員等の活用による支援の充実	特別支援学級及び通常学級に支援員を配置し、配慮や支援を要する児童生徒への支援の充実に努めます。支援員には、「学校生活支援員」、「登校支援教室指導員」、「学校看護師」が含まれます。
医療的ケアを必要とする児童の教育の機会の確保	医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。
公立学校のユニバーサルデザイン化の推進	誰もが利用しやすい学校施設を目指し、階段の手すりやわかりやすい案内板の設置、児童生徒用トイレの洋式への改修など、順次計画的に推進します。

基本方針5-2 子育て支援の充実

取組の方針

障害のある児童の自立や主な介助者である保護者の支援等のため、教育・保育・医療・福祉機関等の関連施策との整合性を図りながら、子育て支援の提供を行います。

主な取組

取組	内容
発達支援体制の充実	保護者・保健・医療・福祉・教育・就労関係者・地域住民による支援ネットワークづくりを進めます。また、児童発達支援事業所との連携により支援の充実を図ります。
家族への相談支援体制の充実	保健師や保育士、公認心理士*等によるきめ細かな相談支援体制を構築し、保護者の受容段階に合わせて継続的に支援します。また、ヤングケアラー*やきょうだい児*への支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し必要な支援に繋ぐとともに、障害のある人の必要なサービスの提供体制の確保により家族の負担軽減に取り組みます。
障害児放課後支援の充実	障害のある児童の健全育成や、保護者の養育の負担を軽減するため、相談支援事業所と連携し、放課後等デイサービスの適正利用を推進します。また、サービスの質が向上するよう、事業所、利用者、保護者等の意見を聴取し、必要に応じて指導等を行います。
医療的ケアが必要な児童等に対する支援体制の充実	医療的ケアを必要とする児童を支援するため、保健・医療・障害児福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、潜在需要の把握に努めるとともに、受け入れ環境について検討を進めます。
重症心身障害のある児童への支援	重症心身障害のある児童や医療的ケアのある児童が利用できる障害児通所支援事業所の開設または定員増を働きかけます。

とり ぐみ 取 組	ない よう 内 容
しゅうがくまえ ざいたくしえん 就学前の在宅支援の じゅうじつ 充 実	しゅうがくまえじどう たい てきせつ よういく しえん よういくしえんほうもんじぎょう 就学前児童に対する適切な養育を支援するため、養育支援訪問事業 かくじゅう はったつ ひょうか あ りよう しえんさき を拡充します。また、発達の評価に合わせて利用できる支援先につ てきせつ じょうほうていきょう はか そうだんしえんじぎょうしよ じどうはったつしえんじぎょうしよ いて適切な情報提供を図り、相談支援事業所や児童発達支援事業所 れんけい きょうか との連携を強化します。
ようちえん ほいくしやとう 幼稚園、保育所等にお しえんたいせい じゅうじつとう ける支援体制の充実等	しょうがい はったつ かだい しゅうがくまえじどう あんしん えんせいかつ 障 害や発達に課題がある就学前児童が、安心して園生活を過ごせる しえん かか ほいくしどう ちしき ぎじゅつ こうじょう はか よう、支援に係る保育士等の知識、技術の向上を図るとともに、 かはいほいくしどう はいち ようちえん ほいくじょ にんてい えん たい 加配保育士等を配置する幼稚園・保育所・認定こども園に対して ざいせいしえん おこな 財政支援を行います。
せんもんじんざい いくせいしえん 専門人材の育成支援	えんない しょうちゅうがっこうない しえんたいせい じゅうじつ はか ようちえん 園内や小・中学校内の支援体制の充実を図るため、幼稚園・ ほいくしよ にんてい えんどう せんもんてきじんざい いくせい すいしん 保育所・認定こども園等における専門的人材の育成を推進します。
ファミリー・サポー ト・センター*の充実 じゅうじつ	ふじ さと どうろく ていきょうかいいん 藤の里ファミリー・サポート・センターに登録する提供会員への こうしゅうかいとう じっし しょうがい じどう たいおう かいいん 講習会等の実施により、障害のある児童への対応ができる会員の かくほ ようせい つと 確保・養成に努めます。

基本目標 6

きめ細やかな保健・医療の充実

基本方針 6-1 保健・医療体制の充実

取り組み ほうしん 取組の方針

しょうがい ひと けんこう ほ じ ぞうしん はか けんしん けんこう とりくみ きょうか
障 害のある人の健康の保持・増進を図るため、健診や健康づくりの取組を強化します。また、
せいしんしょうがい ひと ちいき しえんたいせい せいび
精神障 害のある人への地域の支援体制を整備します。

おも とりくみ 主な取組

とり ぐみ 取 組	ない よう 内 容
せいしんしょうがい たいおう 精神障 害にも対応した ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム こうちく すいしん の構築の推進	せいしんしょうがい ひと せいしん かだい かか ひと せいかつ ちいき ささ 精神障 害の人や精神に課題を抱える人の生活を地域で支えるため、 いりよう ほけん ふくし れんけい もと きかんそうだんしえん かく し 医療・保健・福祉の連携の下、基幹相談支援センターを核とし、市 ほけん ちいきかつどうしえん せいしんかびょういん かんけいきかん 保健センターや地域活動支援センター、精神科病院などの関係機関 きょうぎ ば つう ほうかつ こうちく し とりくみ すいしん との協議の場を通じて、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進 します。
せいしんしょうがい ひと 精神障 害のある人の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業	せいしんしょうがい ひと かぞく せいしんしょうがい りかい ふか き 精神障 害のある人とその家族が、精神障 害について理解を深める機 かい そうご いけんこうかん じょうほうていきょう おこな こうりゅう はか き 会や、相互に意見交換・情報提供を行いながら交流が図られる機 かい ていきょう すいしん 会の提供を推進します。
けんこうしんさ けんしんたいせい 健康診 査・検診体制の じゅうじつ 充実	しょうがい ひと けんこう い じ いりようきかん れんけい はか 障 害のある人の健康を維持するため、医療機関との連携を図り、 しょうがいとくせい はいりょ じゅしん たいせい ととの 障 害特性に配慮し、受診しやすい体制を整えます。
とくていけんこうしんさとう じゅうじつ 特定健康診 査等の充実	とくていけんこうしんさとう じゅしんりつこうじょう じゅしん たいせい ととの 特定健康診 査等の受診率向上のため、受診しやすい体制を整えると しょうがい とくせい はいりょ たいおう つと ともに、障 害の特性に配慮した対応に努めます。
けんこう きかい 健康づくりの機会や じょうほうていきょう きかい 情報提供の機会 の じゅうじつ 充実	しょうがい ひと けんこう すいしん うんどう きかい ば 障 害のある人の健康づくりを推進するため、運動の機会や場の ていきょう しみんぜんたい しょうがいしゃしせつとう たい じょうほうていきょう もくてき 提供、また、市民全体や障 害者施設等に対して、情報提供を目的 でまえこうざとう おこな とした出前講座等を行います。

とり ぐみ 取 組	ない よう 内 容
けんこう こころの健康づくりの じゅうじつ 充 実	こ そだ かい ご しゃかいせいかつ なや ごと けいげん 子育てや介護、社会生活におけるストレスや悩み事の軽減のため、 かくしゅそうだんまどぐち しゅうち はか にゅうようじけんしん かていほうもん そうだん 各種相談窓口の周知を図るとともに、乳幼児健診、家庭訪問、相談 じぎょうとう けんこう たいせい じゅうじつ はか 事業等、こころの健康づくりの体制の充 実を図ります。
ほけん いりようきかん 保健・医療機関との れんけいきょうか 連携強化	じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ たよう しょうがいとくせい しえんきょうか 重 症 心身障害児（者）をはじめ、多様な障 害特性への支援強化の ほけん いりよう かんけいきかん そうだんしえんせんもんいん れんけい きょうか ため、保健・医療の関係機関や相談支援専門員との連携を強化しま す。
いりようひ じよせい 医療費の助成	いりようひじよせいせいど しょうがい ひと けいざいてきふたん けいげん 医療費助成制度により、障 害のある人の経済的負担を軽減します。
ほうもん し か しどう すいしん 訪問歯科指導の推進	ね どう つういん し か し どう こんなん かた たいしょう じたく 寝たきり等のため、通院による歯科指導が困難な方を対 象に、自宅 ほうもん し か しどうじぎょう じっし ねん かいかいさい じゅうみん し か かいぎ への訪問歯科指導事業を実施し、年 2 回開催する住 民歯科会議にお しんちよく かんり いて、進 捗を管理します。
にゅういん じ しえん 入 院時の支援	しょうがい じゅうどか にゅういん ちょうきか ひとなど 障 害の重度化によって入 院が長期化している人等が、サービスを てきせつ りよう にゅういん じ じゅうどうほうもんかい ご りよう 適切に利用できるよう、入 院時にも重度訪問介護を利用できること しゅうち りよう そくしん を周知し、利用を促進します。
こうじのうきのうしょうがいしゃ しえん 高次脳機能障 害者への しえん 支援	こうじのうきのうしょうがいしゃ しえん けん れんけい しえんそうだん 高次脳機能障 害者 を支援するため、県・NPOと連携し、支援相談 まどぐち しゅうち そうだんかい けんしゅうかい じょうほうていきょう せっきよくてき 窓口について周知し、また、相談会や研修会の情 報提供を積極的 おこな に行 います。
なんびょうかんじゃ しえん 難 病患者*への支援の じゅうじつ 充 実	なんびょうかんじゃ とくせい りかい き め しえん お いりようきかんとく 難 病患者の特性を理解し、切れ目のない支援に向けて、医療機関等 れんけい きょうか なんびょうかんじゃかぞく しんしん との連携を強化します。また、難 病患者家族の心身ケアのため、 なんびょうかんじゃかい ご かぞく じぎょう ほうもんかん ごじぎょうしょ 難 病患者介護家族リフレッシュ事業において、訪問看護事業所との いたくけいやく せっきよくてき おこな 委託契約を積極的に行 います。
ほけんふく しせんもんぎじゅつしゃ 保健福祉専門技術者の かくほ 確保	ほけんふくし じゅうじつ はか こうにんしんりし じゅんかいしえん 保健福祉サービスの充 実を図るため、公認心理士・巡回支援 せんもんいん げん ごちょうかくし とくべつしえんきょういくし ほいく しどう せんもんてき 専門員・言語聴覚士・特別支援教育士・保育士等の専門的なスキルを しよくいん あんてい かくほ つと いたくそうだんしえんじぎょう もった職 員の安定した確保に努めます。また、委託相談支援事業の じゅうじつ そうだんしえんせんもんいん しつ こうじょう はか 充 実や相談支援専門員の質の向 上を図ります。

基本方針6-2 障害の早期発見・早期支援

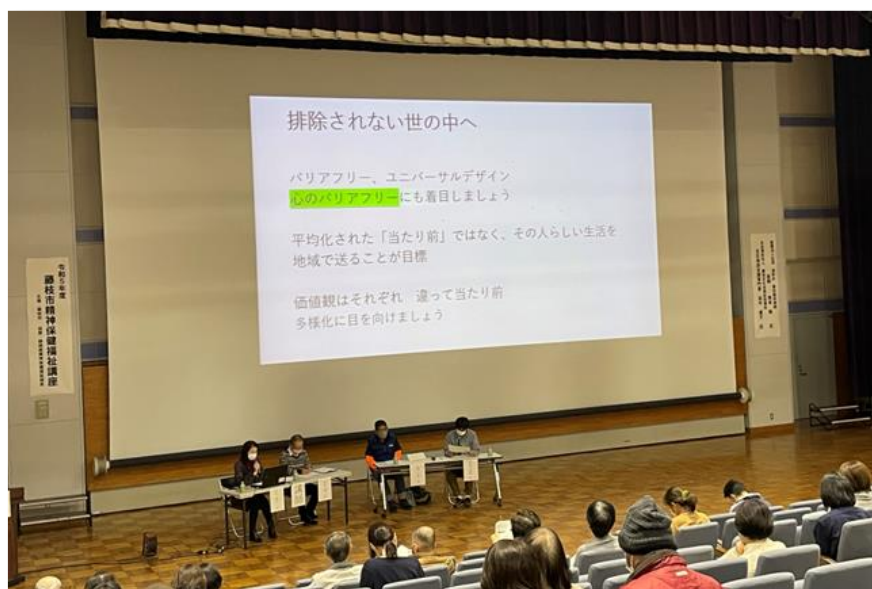
取組の方針

医療機関等の関係機関と連携し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた体制を充実するとともに、障害のある人が、気軽に医療や介護サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

主な取組

取組	内容
保健福祉事業従事者研修の充実	発達支援実践セミナーや発達障害児者療育支援研修会等の各種研修・視察等、保健福祉事業従事者が基礎から専門分野にいたるまで、幅広い知識と技術を習得することを支援します。
発達に課題のある児童の保護者に対する支援の充実	こどもの発達や発達の課題について、保護者・家族や本人と相談を行うとともに、家庭内での支援力を高めるための親塾やペアレントトレーニング等を実施します。 また、発達に課題のあるこどもを早期に発見し、適切な支援へとつなげるよう巡回相談を実施します。
乳幼児健康診査・就学前の相談の充実	障害の早期発見のため、保健師等に対して発達障害等に関する研修等の充実を図ります。また、乳幼児健診でスクリーニングされた児童に適切な支援が継続されるよう、母子への切れ目のない支援体制を整備します。
学童期・青少年期の早期発見・早期支援に向けた体制強化	特別支援教育士を確保します。また、中学から高校への移行を円滑にしていいため、藤枝市中学校・高等学校等の移行支援体制に関する情報交換会を開催し、教育と福祉の連携を深め、支援体制を強化します。
保健・医療・福祉・教育の連携による療育相談等の充実	乳幼児の発達相談等について、障害のある児童の状況や保護者の受容や理解の状況に合わせ、関係機関と連携した相談支援を提供します。

とくみ 取組	ないよう 内容
いりょうてき　じ　そうき 医療的ケア児の早期 はあく　せいちょう　あ 把握と成長に合わせた しえん 支援	いりょうてき　じどう　はいち　けんどう　たいしょう 医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討するとともに、対象 じどう　しゅっせい　せいちょう　ともな　しょうがい　へんか　かんけいきかん　れんけい 児童の出生や成長に伴う障害の変化について、関係機関が連携し じょうほうきょうゆう　おこな　しえん　ひつよう　じゅうしょうしんしんしょうがい　いりょうてき て情報共有を行い、支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア じ　そうきはあく　つと　たきかん　れんけい　しえん 児の早期把握に努めます。また、多機関が連携する支援をこどもの せいちょう　はったつ　あ　き　め　しく 成長や発達に合わせて切れ目なくつなげる仕組みづくりについて けんどう　すす 検討を進めます。
いりょうてき　じどう 医療的ケア児等の しえんしゃようせい 支援者養成	いりょうてき　じどう　う　い　たいせい　じゅうじつ　ほか　かくしせつ　じぎょうしょ 医療的ケア児等の受け入れ体制の充実を図るため、各施設や事業所 いりょうてき　じ　しゃどう　うけい　せっきよくてき　おこな において、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行うことがで しえん　ひつよう　ちしき　ぎじゅつ　ふきゅうけいはつ　おこな　しえんしゃ　ようせい きるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。
いりょうてき　とう　たいおう 医療的ケア等に対応し たショートステイの じゅうじつ 充実によるレスパイト きょうか の強化	いりょうてき　ひつよう　じゅうしょうしんしんしょうがい　しゃどう　ざいたく　かいご 医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者等を在宅で介護する かぞく　ふたんけいげん　ざいたくせいかつ　あんてい　もくてき　びょういん　う　い 家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、病院での受け入れ きょうか を強化します。



▲ せいしんほけんふくしこうざ　かいさい
「精神保健福祉講座」の開催

基本方針 7-1 居住支援の充実

とりくみ ほうしん 取組の方針

しょうがい ひと かぞく ほごしゃ ふ ちいき あんぜん あんしん く
障害のある人やその家族・保護者のニーズを踏まえつつ、地域で安全に安心して暮らしていける住環境を整備します。

おも とりくみ 主な取組

とりくみ 取組	ないよう 内容
たよう く かた む 多様な暮らし方に向けた きょうぎ けんとう 協議・検討	しょうがい ひと たよう く かた けんとう ほんにん 障害のある人の多様な暮らし方へのニーズについて検討し、本人 のぞ く たい ぐたいてき しえん かた けんとう が望む暮らしに対する具体的な支援のあり方を検討します。
かくほ グループホームの確保	しょうがいふくしけいかく もと しせつせいび たい しえん 障害福祉計画に基づき、グループホームの施設整備に対する支援 おこな しょうがい じゅうどか こうれいか たいおうかのう を行い、障害の重度化・高齢化にも対応可能なグループホーム どう かくほ 等を確保します。
ちいきせいかつしえんきよてん きのう 地域生活支援拠点の機能 じゅうじつ 充実	しょうがい ひと こうれいか じゅうどかどう そな ちいききこう すず 障害のある人の高齢化・重度化等に備え、地域移行を進めるため しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう じたい ひつよう に障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに必要なサービ ていきょう そうだん た しえん おこな きのう きかんそうだん スの提供や相談、その他の支援を行う機能について、基幹相談 しえん ちゅうしん せいび けんとう たいおう はか 支援センターを中心とし、整備・検討・対応を図るとともに、 みんせいいいん そうだんしえん じぎょうしょうかかんけいきかん れんけい じょうほうていきょう つと 民生委員や相談支援事業所等関係機関と連携し情報提供に努め ます。
しょうがい ひと む じゅうたく 障害のある人向け住宅の かくほ 確保	しょうがい すべ ひとびと かいてき じゅうたく 障害のある・なしにかかわらず全ての人々にとって快適な住宅 かくほ はか の確保を図るため、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮 かりあげがたしえい じゅうたく かくほ した借上型市営住宅を確保します。
じゅうたくかいしゅう にゆうきよしえん 住宅改修・入居支援に かん せいで しゅうち りよう 関する制度の周知と利用 そくしん 促進	しょうがい じゅうたくかいしゅうひじょうせいせいで しゅうち 障害のある・なしにかかわらず、住宅改修費助成制度の周知・ かつよう はか じゅうたくそうだんいん はけん じゅうたく せつび かん 活用を図るとともに、住宅相談員の派遣など住宅や設備に関する そうだんじぎょう じゅうじつ じゅうたくこんきゅうしゃ す かくほ 相談事業を充実します。また、住宅困窮者の住まいを確保す ていれん やちん しえいじゅうたく ていきょう おこな こそだ るため、低廉な家賃の市営住宅の提供を行います。また、子育て いじゅう そくしん ひっこしひょうなどいてん じぎょうひ ファミリーの移住を促進するため、引越費用等移転事業費の いちぶじょうせい おこな 一部助成を行います。

基本方針 7-2 ユニバーサルデザインのまちづくり

取組の方針

公共施設や道路等におけるバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた誰もが安心して暮らせる障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

主な取組

取組	内容
公共施設等のバリアフリー化の推進	障害のある人を含めたすべての市民が利用しやすいよう、市内の公共施設や市立総合病院、道路、学校、都市公園等について、合理的配慮の視点から、計画的にバリアフリー化や安全対策等を推進します。
歩道の整備	段差の解消や歩道幅員の確保など、バリアフリー法に適合した歩道の整備に努めます。
視覚障害者用誘導ブロック等の設置	公共施設、道路、歩道、学校、公園等について、視覚障害者用誘導ブロック及び音声誘導装置の計画的な設置を進めます。また、国の方針に基づき、踏切道内に点字ブロック設置を検討します。
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、藤枝市都市計画マスタープランを定め、各事業担当課と連携してまちづくりを推進します。

基本方針 7-3 移動・交通対策の推進

取組の方針

地域生活を安心して進めていくため、また、障害のある人の高齢化や重度化などにも対応するため、移動しやすい環境の整備を図ります。

主な取組

取組	内容
移動支援体制の充実	利用希望者への適切な支給を行うため、相談支援事業所と連携し、利用者及び障害福祉サービス事業者の理解啓発を進めます。
障害者タクシー料金の助成	障害のある人の通院時等の負担軽減を図るため、タクシー料金を助成します。
福祉有償運送*の充実	障害のある人の移動等を支援するため、移動手段に制約を受ける人に対して、福祉有償運送サービスを継続して支援します。
福祉自動車の貸し出し	リフト付き福祉自動車（ハンディキャブ）の貸し出し及び運転ボランティアの充実を図ります。
路線バスの車いす対応、低床バス導入の促進	障害のある人を含めたすべての市民の利便性の向上のため、バス事業者が新たな車両購入時には低床ノンステップバス等の導入を進めます。
自主運行バス路線の充実	障害のある人を含めたすべての市民の移動を支援するため、自主運行バス*、バス停型乗合タクシー、家用有償旅客運送及びAI オンデマンド*等次世代交通*など地域の特性や需要に合わせた交通網維持について研究していきます。
障害者用駐車スペースの整備と適正利用	障害者用駐車スペースの確保・整備に努めるとともに、県と連携し「ゆずりあい駐車場」の適正利用に向けた啓発を行います。

とりくみ 取組	ないよう 内容
こうつう かん いしき 交通マナーに関する意識 けいはつ すいしん 啓発の推進	けいさつ こうつうあんぜんきょうかい れんけい かくしゅ 警察、交通安全協会と連携し、各種イベントにおける啓発活動や こうつうあんぜんきょういく じっし 交通安全教育を実施します。
ヘルプカード・ヘルプマ ーク、耳マークの普及促 進【再掲】	しえん ひつよう しょうがい ひと けいたい 支援を必要とする障害のある人が携帯し、いざという時に必要な しえん はいりょ しゅうい ひと ねが 支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードやマークを配布す るとともに、カード等の意味を市民に広く周知します。
しんたいしょうがいしゃほじょけん りよう 身体障害者補助犬の利用 そくしん 促進	ほじょけん りようそくしん しんたいしょうがいしゃほじょけんほう どうはん かん じぎょうしゃ 補助犬の利用促進、身体障害者補助犬法、同伴に関する事業者へ しゅうち はか の周知を図ります。

ヘルプマーク



ぎそく じんこうかんせつ ないぶしょうがい なんびょう にんしんしよき ひと
義足や人工関節、内部障害または難病、妊娠初期の人など、
えんじょまた はいりょ ひつよう がいけん
援助又は配慮を必要としていることが外見からわからない人たちが
がいます。

ひと ひと み つ しゅうい ほう はいりょ ひつよう
そのような人たちが身に着け、周囲の方に配慮を必要として
いることを知らせるために、このマークが導入されました。

みみ 耳マーク



みみ き ひと がいけん
耳が聞こえにくい人は、外見ではわかりません。そのため、
まわ ひと ごかい う きけん め あ
周りの人から誤解を受けたり、危険な目に合うことがあります。
また、「わたし みみ ふじゆう か
自分から言うことは、とても勇気がいることです。
じぶん い ゆうき
そのため、しゅうい ひと ひとめ みみ き
周囲の人に一目で耳が聞こえにくいと気づいてもら
うことができるよう、このマークが考案されました。

基本目標 8

ぼうさい
防災

ぼうはん
防犯

かんせんしょうたいさくとう
感染症対策等

じゅうじつ
充実

基本方針 8-1

防犯体制の充実

取組の方針

しょうがい ひと ひが い ま こ ぼうはんたいさく しょうひしゃ はっせい
障害のある人が被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策や消費者トラブルの発生や
ひが い かくだいぼうし つと
被害の拡大防止に努めます。

おも とりくみ 主な取組

とり くみ 取 組	ない よう 内 容
ぼうはんちしき ふきゅう けいはつ 防犯知識の普及・啓発	しょうがい ひと かぞく たい ぼうはん いしき たか 障害のある人やその家族に対して、防犯への意識を高めるため、 こうしゅうかい けいはつ すす 講習会による啓発を進めます。
てきせつ じょうほうていきょう じっ し 適切な情報提供の実施	ひごろ ふしんしゃ ふ こ さ ぎとう かん ぼうはんじょうほう はっしん くわ 日頃から不審者や振り込め詐欺等に関する防犯情報の発信に加 え、非常時には市のホームページへの掲載やキックオフメール*及 び市公式LINE*を活用し、迅速な情報提供と情報発信の じゅうじつ はか 充実を図ります。
しょうひしゃひが い ぼうし む 消費者被害防止に向けた けいはつ そうだん 啓発・相談	しょうひしゃひが い じんそく ひつよう そうだんし えん 消費者被害について、迅速に必要な相談支援につなげます。また、 ひが い ぼうし でまえこうざ すいしん けいはつ はか 被害の防止のため、出前講座の推進による啓発を図ります。

基本方針8-2 防災体制の充実

取組の方針

障害のある人が安全・安心な生活を送ることができるよう、災害に強いまちをつくるとともに、災害発生時において、障害特性や個々の状況に配慮した適切な支援を行うことができるよう、関係機関が連携し、適切な情報共有や避難に関する支援、障害福祉サービスの継続利用を行うことができる取組を推進します。

主な取組

取組	内容
防災知識の普及・啓発	災害時に配慮や支援が必要な人やその支援者等に対して、研修や出前講座を通じて防災知識の普及・啓発を図ります。
住宅耐震診断の推進	耐震改修の重要性を啓発するため、障害のある人の世帯に対して、住宅耐震診断・補強工事を行うとともに、はがきによる啓発や民間の住宅相談員の派遣を行います。
自主防災会*等の育成	地域防災連絡会の開催や地域防災指導員の養成等、自主防災会の支援・育成を図るとともに、自主防災会の防災計画や避難生活計画書における要配慮者対策のさらなる強化・充実に進めます。
災害時避難行動要支援者*の支援	災害時における避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に行うため、自主防災組織や民生委員・児童委員、ケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉専門職等との連携のもと、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動の実効性を高めるため、個別避難計画の作成を推進します。
緊急時連絡体制の充実	障害のある人に対し、緊急時にスムーズな情報伝達を行うため、「Fネット*（ファクシミリ通信網）」や「キックオフメール（携帯メール）」、「藤枝市防災（防災アプリ）」への加入を促進するとともに、現在実施している市ホームページやSNSによる情報発信ツールの周知を図ります。

とり ぐみ 取 組	ない よう 内 容
さいがい じ ひなんゆうどうたいせい 災害時の避難誘導体制 せいび じゅうじつ の整備・充実	さいがい じ ようはいりよしや てきせつ しえん ようはいりよしや しえんしや 災害時に要配慮者に適切な支援ができるよう、要配慮者やその支援者 じしゅうぼうさいかい れんけい きょうか ようはいりよしや ひなんばしよ と自主防災会との連携を強化します。また、要配慮者を避難場所まで つ い ゆうどうくんれん けいぞく じっし 連れて行く誘導訓練を継続して実施します。
ふくしひなんじよ かくじゅうおよ 福祉避難所の拡 充 及び きのうじゅうじつ 機能 充実	ふくしひなんじよ かくじゅう びちくひん じゅうじつとう ひなんしえんたいせい じゅうじつ はか 福祉避難所の拡 充 や備蓄品の充 実等、避難支援体制の充 実を図り ます。
ひなんご しえんたいせい 避難後の 支援体制 の じゅうじつ 充 実	しょうがいとくせい はいりよ ひなんせいかつとう しえん お ひなんしえんけいかく もと 障 害特性に配慮した避難生活等の支援に向けて、避難支援計画に基 まどぐち せっち そうだんしえん じょうほうていきょう おこな づいて窓口を設置し、相談支援や情報提供を行います。また、 しずおかけんそうごうぼうさいくまれん せいしんかびょういん う い ちようせい れんけい 静岡県総合防災訓練において精神科病院と受け入れ調 整などの連携 はか せいしんしょうがい ひと しえんたいせい せいび を図り、精神障 害のある人の支援体制を整備します。
さいがい じ じゅうしょうしんしんしょう 災害時の重 症心身障 がい じ しゃ とう しえん 害児（者）等への支援 じゅうじつ の充 実	ふじえだしりつそうごうびょういん かくふくしひなんじよ じしゅうぼうさいかい きょうりよく れんけい 藤枝市立総合病 院 や各福祉避難所、自主防災会との 協 力・連携 たいせい せいび いりようてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ とう ひなん 体制を整備し、医療的ケアが必要な重症心身障 害児（者）等の避難 しえん ひつよう ぶっし あんていてき かくほ はか みんかんきぎょう れんけい 支援や必要な物資の安定的な確保を図ります。民間企業とも連携して きんきゅう じ でんげんかくほ けんとう 緊急時の電源確保を検討します。
ひなんじよ じょうほう 避難所における情報 ほしょう 保障について	ひなんじよ しょうがい ひと ひつよう じょうほう かんたん 避難所において、障 害のある人が必要とする情報に簡単にたどりつ てがる りよう じょうほう きょうか す け、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。

基本方針 8-3 感染症対策の充実

取組の方針

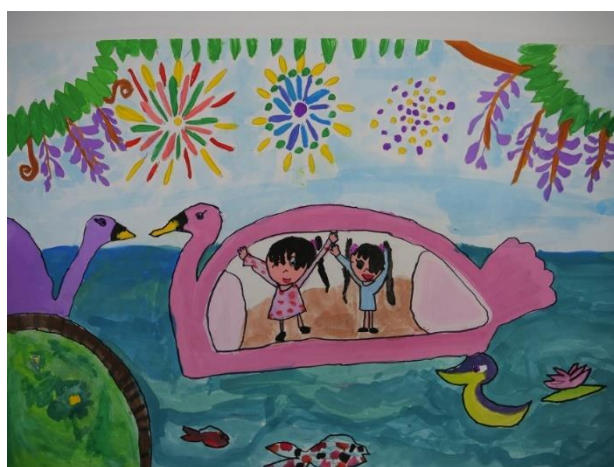
感染症の流行時において、必要な福祉サービス等が提供され、障害のある人の生活が守られるよう、感染症対策の充実を図ります。

主な取組

取組	内容
感染症発生時の関係機関との連携体制の強化	感染症の発生予防と感染拡大防止のため、県やサービス事業者等関係機関との連絡体制や情報共有など連携体制の強化を図ります。また、感染症発生の各段階に応じた対策を実施します。
サービス事業者への感染症対策の普及啓発	サービス事業所等に対して、平時から感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準備について、普及啓発を行います。



だい 第 5 しょう 章 けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制



1 ちょうないれんけいたいせい せいび 庁内連携体制の整備

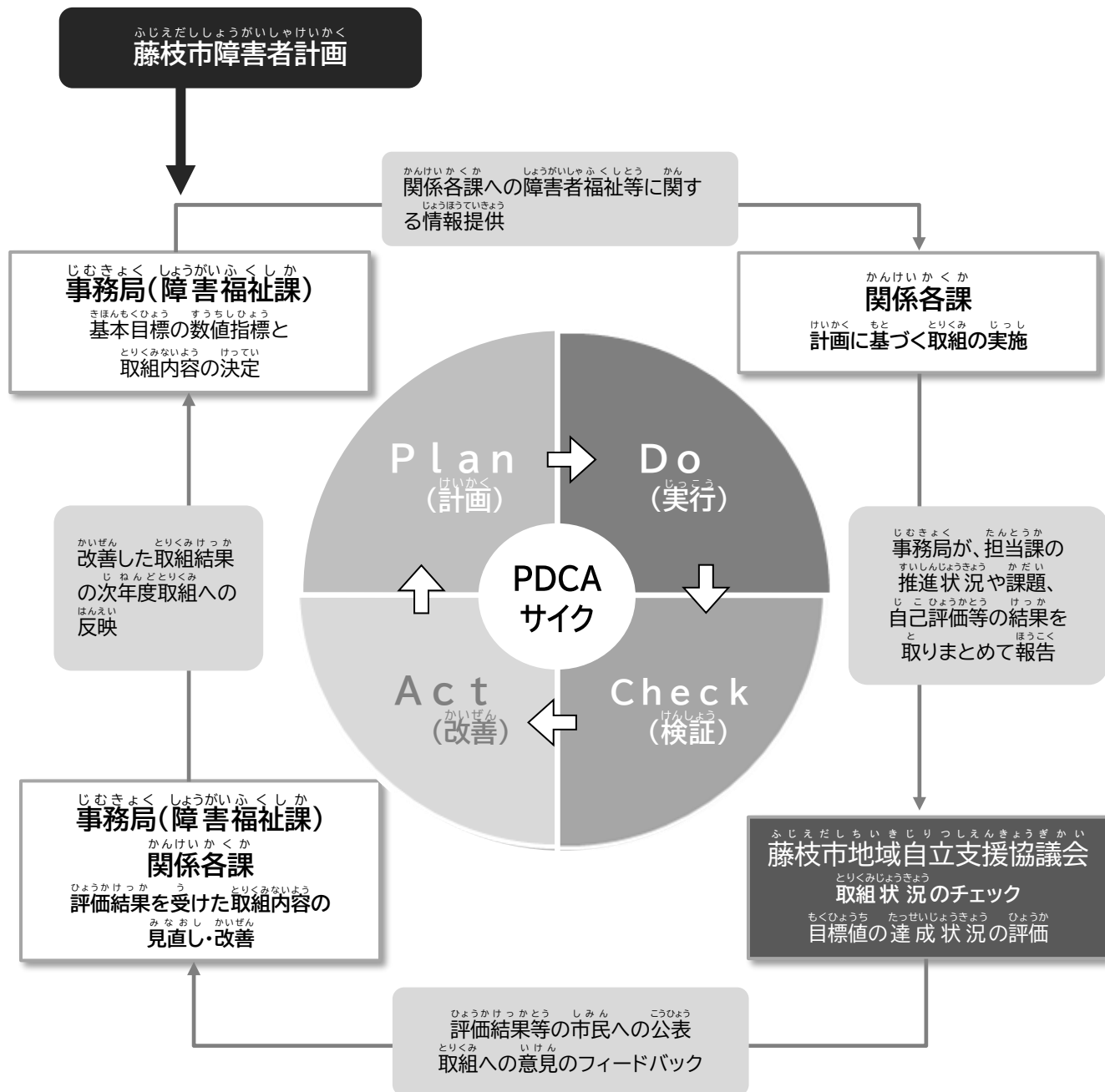
しょうがいしゃふくし かん しさく ほけん いりょう ふくし きょういく しゅうろう せいかつかんきょう こうはんい
障害者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたる
ことから、しょうがいふくしか はばひろ ぶんや かんけいかくか れんけい そうごうてき
効果的な計画の実施に努めます。

2 けいかく しんこうかんり 計画の進行管理

けいかく てんけん ひょうか しさく しんちよくじょうきょう けんしょう かいぜん し く
計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサ
イクル）をかくりつ こうりつてき こうかてき けいかく すいしん ふじえだしちいきじりつしえん
確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、「藤枝市地域自立支援
きょうぎかい けいかく もと と く じっしじょうきょう けんしょう けいかく すいしんじょうきょう はあく
協議会」において計画に基づく取り組みの実施状況を検証し、計画の推進状況を把握してい
きます。

◆PDCAサイクルとは

Plan (計画) → Do (実行) → Check (検証) → Act (改善) を繰り返
し、業務を継続的に改善する仕組みのこと。



3

くに けん きんりんし れんけい 国や県、近隣市との連携

けいかく すいしん
計画を推進するにあたっては、
こんご せいどかいせい
今後の制度改正なども重
じゅうよう
要となるため、
くに けん
国・県からの情
じょうほう
報を
しゅうしゅう
収
せいどかいせいとう
集し、
へんか
制度改正等
ふ
の変化を踏
かくしゅしやく
まえて各
てんかい
種施策を
また、
しだはいばらちいき
志太榛原地域
じりつしえんすいしんかいぎとう
自立支援推進会議等
つう
を通じて、
きんりんし
近隣市
れんけい
との連
じょうほうこうかん
携や情
おこな
報交
ほんし
換を
かいけつこんなん
行い、
本市
だけでは
かいけつこんなん
解決困
じれい
難な
けんとう
事例
おこな
などの
こういきてき
検討を
しょうがいしゃしやく
行
てんかい
うと
展
開
し
ま
す
。

4

かんけいきかん かんけいだんたい しみん れんけい 関係機関や関係団体、市民との連携

ちいき
地域
ほけん
における
ふくし
保健・福
じゅうじつ
祉を充
ふじえだししゃいふくしきょうぎかい
実する
ため、
とうじしゃだんたい
藤枝市
だんたいとう
社会福
れんけい
祉協
きょうか
議
し
会
や
し
ハ
ロ
ー
ワ
ー
ク
、
また、
ぎょうせい
当事
きょうりよくたいせい
者
きず
団
体
や
ボ
ラ
ン
ティ
ア
団
体
等
の
連
携
を
強
化
し
、
し
民
と
行
政
の
協
力
体
制
を
築
く
た
め
、
しょうがい
障
害
の
あ
る
人
を
ひ
と
対
象
と
し
た
ボ
ラ
ン
ティ
ア
団
体
の
育
成
に
努
め
ま
す
。

5

あら けんとう ひつよう じこう たいおう 新たな検討が必要となる事項への対応

けいかくきかんない
計画期
ほうせいどう
間内
おおはば
において、
かいせい
法
くに けん どうこう
制
国
や
けん
県
の
どうこう
動
ちゅうし
向
ひつよう
につ
お
い
ても
注
視
し
、
必要
に
応
じて、
てきぎ
適
き
い
か
く
な
い
よう
宜
、
け
い
か
く
な
い
よう
計
画
内
容
の
見
直
し
、
み
な
お
あら
新
た
な
たいさく
対
策
の
けんとう
検
討
な
ど
を
おこな
行
い
、
ひつよう
必
要
な
し
さ
く
施
策
を
てんかい
展
開
し
ま
す
。

しりょうへん
資料編



1

さくていけいか 策定経過

年 度	月 日	内 容
れいわ 令和 4年度	れいわ ねん 令和5年 2月3日～2月22日	しょうがいふくし かん しみん いしきしょうさ 障害福祉に関する市民意識調査 【調査対象】一般市民1500人・障害のある人1500人
れいわ 令和 5年度	4月19日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい1かい かいじむきよくかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会* 第1回事務局会議
	5月17日	だい6じ ふじ さとしょうがいしゃ さくていいんかい だい1かい 第6次藤の里障害者プラン策定委員会<第1回>
	5月23日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい2かい かいじむきよくかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第2回事務局会議
	5月24日	ぎょうせいけいめいかいぎ 行政経営会議
	5月30日～6月12日	げんこうしきくひょうか さくせい 現行施策評価シート作成
	6月6日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい1かい かいうんえいかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第1回運営会議
	7月3日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい1かい かいだいひょうしゃかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第1回代表者会議
	7月7日～7月21日	かんけいだんたい ちょうさ 関係団体ヒアリング調査 【調査対象】障害者関係団体・障害者福祉サービス事業者等
	8月31日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい3かい かいじむきよくかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第3回事務局会議
	9月4日	だい6じ ふじ さとしょうがいしゃ さくていいんかい だい2かい 第6次藤の里障害者プラン策定委員会<第2回>
	9月14日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい2かい かいうんえいかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第2回運営会議
	9月25日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい2かい かいだいひょうしゃかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第2回代表者会議
	10月5日～10月12日	ちやうない 庁内パブリックコメント
	10月20日	しぎかいけんこうふくしいんかい 市議会健康福祉委員会
	11月20日	ぎょうせいけいめいかいぎ 行政経営会議
	12月14日	しぎかいぜんいんきょうぎかい 市議会全員協議会
	12月22日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい4かい かいじむきよくかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第4回事務局会議
	12月22日 ～令和6年1月23日	パブリックコメント
	1月16日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい3かい かいうんえいかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第3回運営会議
	1月29日	ふじえだしちいきじりつしえんきょうぎかい だい3かい かいだいひょうしゃかいぎ 藤枝市地域自立支援協議会 第3回代表者会議
	2月7日	ぎょうせいけいめいかいぎ 行政経営会議

2

いいんめいぼ 委員名簿

(1) 第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）策定委員会

	やく しょく 役 職	し めい 氏 名
いいんちょう 委員長	けんこうふくしぶちょう 健康福祉部長	まきた つよし 牧田 剛
いいん 委員	そうむかちょう 総務課長	わたなべ つよし 渡邊 剛
いいん 委員	きかくせいさくかちょう 企画政策課長	わたなべ あきひろ 渡邊 章博
いいん 委員	ざいせいかちょう 財政課長	おおくぼ のぶひろ 大久保 宣宏
いいん 委員	きょうどうせいさくかちょう 協働政策課長	こやま かよ 小山 佳世
いいん 委員	かんこうこうりゅうせいさくかちょう 観光交流政策課長	おおくぼ ゆきひろ 大久保 幸廣
いいん 委員	さんぎょうせいさくかちょう 産業政策課長	むらまつ なおき 村松 直樹
いいん 委員	としせいさくかちょう 都市政策課長	おおつか しげる 大塚 繁
いいん 委員	かんきょうせいさくかちょう 環境政策課長	しらさぎ ひでき 白鷺 秀樹
いいん 委員	きょういくせいさくかちょう 教育政策課長	きんばら まさゆき 金原 雅之
いいん 委員	ふくしせいさくかちょう 福祉政策課長	もりや ひろお 森谷 浩男
いいん 委員	びょういんそうむかちょう 病院総務課長	ますい たかのり 増井 孝典
いいん 委員	がっこうきょういくかん 学校教育監	こやま じゅんいち 小山 純一
いいん 委員	ちいきぼうさいかちょう 地域防災課長	おおすが やすゆき 大須賀 靖幸
いいん 委員	こどもかちょう こども課長	おかむら としあき 岡村 敏明
いいん 委員	わかものしえんかちょう こども・若者支援課長	かざま くにお 風間 邦男
いいん 委員	こどもはつたつしえんしやちやう こども発達支援センター所長	なかや なみじ 中谷 波路
いいん 委員	かいごふくしかちょう 介護福祉課長	すぎむら なるみ 杉村 成美
いいん 委員	ちいきほうかつすいしんかちょう 地域包括ケア推進課長	いくみ かよ 伊久美 佳代
いいん 委員	けんこうきかくかちょう 健康企画課長	はなざわ すみこ 花澤 澄子
いいん 委員	けんこうすいしんかちょう 健康推進課長	かたやま みつこ 片山 美津子
いいん 委員	かんせんしやうたいさくかちょう 感染症対策課長	おおいし ひろき 大石 裕己
いいん 委員	しやうがいふくしかちょう 障害福祉課長	すぎむら ともひさ 杉村 友久

(2) 藤枝市地域自立支援協議会

No.	選出区分	委員名	所 属
1	学識経験者	増田 樹郎	静岡福祉大学 学長
2		櫻井 郁也	静岡県中西部発達障害者支援センター センター長
3		菅原 小夜子	静岡県精神保健福祉士協会 会長 聖隷クリストファー大学 社会福祉学部 臨床教授 社会福祉法人こころ 理事長 志太榛原圏域スーパーバイザー
4	地域福祉関係機関	杉原 久雄	藤枝市自治会連合会 副会長
5		山本喜代子	藤枝市民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会 会長
6		小澤 一成	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 常務理事
7	障害者関係団体	磯部 勝弘	藤枝市身体障害者福祉協会 会長
8		加藤 靖行	NPO法人藤枝友の会 理事長
9		河原崎 守也	藤枝市手をつなぐ育成会 会長
10		三嶋 末子	静岡県重症心身障害児(者)を守る会 会長 藤枝市重症心身障害児(者)を守る会 会長
11		小野 清子	NPO法人精神保健福祉藤枝心愛会 理事長
12	障害福祉サービス 提供事業者	山本 利彦	社会福祉法人藤枝すみれ会 理事長
13	医療・教育・ 就労・司法機関	(医療) 中江 清員	心のクリニック 院長
14		(教育) 岩附 祥子	静岡県立藤枝特別支援学校 校長
15		小山 純一	藤枝市教育部 教育政策課 学校教育監
16		(雇用・ 就労) 飯妻 宏典	焼津公共職業安定所 所長
17		飯田 敏之	藤枝商工会議所 副会頭
18	市障害福祉スーパーバイザー	井出 一史	NPO法人障害者生活支援センターおのころ島
19	関係行政機関	牧田 剛	藤枝市健康福祉部長 兼 福祉事務所長
20		中谷 波路	藤枝市健康福祉部 こども未来応援局 こども発達支援センター 所長

用 語	解 説
アルファベット	
AI オンデマンド交通	AI (人工知能) を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
Fネット	聴覚に障害のある人に対し、地震などの災害時、情報をファクシミリで提供するサービス。
NPO	Non Profit Organization (民間非営利組織)。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育など様々な分野で活躍する営利を目的としない民間の組織のこと。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。
SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)。「人同士のつながり」を電子化するサービスで、自己情報の発信や人との出会いなどを目的としたネットワーク。
あ行	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
いっぱんそうだん し えん じ ぎょうしよ 一般相談支援事業所	障害者総合支援法による地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援) 及び基本相談支援を行う事業者で都道府県・政令指定都市が指定するものの。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。
おや こつうえん へいこうつうえん 親子通園・並行通園	藤枝市在住の療育を必要とする児童を対象に、療育の場所において療育指導・相談支援を行う事業。(市が児童発達支援センターに委託)

用 語	解 説
ぎょう か行	
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	ちい き そうだんし えん ちゅうかくてき やくわり にな き かん しょうがいしゃそうだん 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談 し えん じぎょうおよ せいねんこうけんせい どし えん じぎょう ぎょうむ そうごうてき おこな 支援事業及び成年後見制度支援事業などの業務を総合的に 行うことを もくてき し せつ しょうそんちよくえい いたく せつ ちとう ちい き じつじょう おう 目的とする施設。市町村直営または委託による設置等、地域の実情に応じ もつと こうかてき ほうほう せつち て最も効果的な方法により設置することができる。
キックオフメール	し きのう りよう じしん きしやう ぼうさいじょうほう どうほうむせん 市がEメール機能を利用し、地震や気象などの防災情報のほか、同報無線 ほうそうないよう しやくしょ し じょうほう の放送内容、市役所からのお知らせ・イベント情報などをリアルタイムで はいしん 配信するサービス。
きょうだい児	しょうがい きょうだいし まい 障害のある兄弟姉妹がいるこどものこと。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グループ ホーム）	しょうがい ひと しょくじ か じ まいにち く せわにんなど 障害のある人が、食事や家事など毎日の暮らしについて世話人等による えんじょ う ちい き しょうにんずう きょうどうせいかつ せいかつ ば 援助を受けながら、地域において小人数で共同生活をする生活の場。
きょたくかいご 居宅介護	じたく ほうもん にゅうよく はい しょくじとう かいご ちょうり ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、 せんたく そうじなど か じ せいかつとう かん そうだん じよげん せいかつぜんばん 洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる えんじょ おこな 援助を行う。
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害	こうつう じ こ てんとう がいしょうせいのおそんしょう のうけっかんしょうがい のうしゅよう のうえん 交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や脳血管障害・脳腫瘍・脳炎・ ていさんそせいのうしょう しつかん ばっしょう しょうがい さまざま げんいん のう いちぶ 低酸素性脳症などの疾患により発症する障害。様々な原因で脳の一部分が そんしょう う きおく い し かんじょう こうど のう きのう しょうがい あらわ 損傷を受けることで、記憶、意思、感情などの高度な脳の機能に障害が現 れる場合がある。外見上障害があることがわかりにくく、一見健常者との み わ ばあい がいけんじょうしょうがい いっけんけんじょうしゃ 見分けがつかない場合もあり、周囲の理解を得られにくいといった問題が ある。
こうちんこうじょうけいかく 工賃向上計画	しょうがい ひと ちい き けいざいてき じりつ せいかつ とどうふけん 障害のある人が地域で経済的に自立して生活していくため、都道府県や じぎょうしょ さくてい けいかく いっぱんしゅうろう こんなん しゅうろうけいぞくし えん がたどう 事業所が策定する計画。一般就労が困難な就労継続支援B型等における こうちんすいじゅん こうじょう お ひつよう とりくみとう さだ 工賃水準の向上に向け、必要な取組等について定めている。
こうどうえんご 行動援護	こうどう いちじる こんなん ゆう ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひと 行動に 著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、 こうどう さい しょう う きけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつじ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時におけ いどうちゅう かいご はい しょくじとう かいご こうどう さい ひつよう えんじょ る移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助 おこな を行う。

用 語	解 説
こうにんしんりし 公認心理士	しんりてき かだい かか ひと たい しんりがく ちしき ぎじゆつ もち 心理的な課題を抱えた人に対し、心理学の知識と技術を用い、カウンセリング おこな じよげん しどう つう しえん おこな せんもんか グを行い、助言や指導を通じて支援を行う専門家。
ごうりてきはいりょ ていきよう 合理的配慮の提供	にちじようせいかつ しゃかいせいかつ ていきよう せつび とう 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等について しょうがい ひと かんたん りよう しょうがい ひと りよう は、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が かつどう せいげん ばあい しょうがいしゃさべつ 難しいことにより、活動などが制限されてしまう場合がある。障害者差別 かいしょうほう ぎょうせい かんなど じ ぎょうしゃ たい しょうがい ひと 解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する ごうりてきはいりょ ていきよう ごうりてきはいりょ ひつよう 「合理的配慮」の提供を求めている。「合理的配慮」は、「必要とされる はん い ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがい ひと 範囲で本来の業務に付随するものに限られること」「障害のない人との ひかく どうとう きかい ていきよう 比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること」「事務・ じぎょう もくてき ないよう き の う ほんしつてき へんこう およ み 事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと」の3つを満たす りゅうい ひつよう ものであることに留意する必要があるとされている。
コミュニティソーシャルワ ーカー	ちいき こうてき ふくし たいおう せいかつ CSW。地域においては公的な福祉サービスだけでは対応できない生活 かだい ふ せいど はざま こんきゅう こうれいしゃ しょうがい 課題も増えており、制度の狭間にいて困窮している高齢者や障害のある ひと ひんこんかてい たんしんしゃ がいこくじん ろじようせいかつしゃ しえん ひつよう 人、貧困家庭、単身者、外国人、ホームレス（路上生活者）など支援を必要 ひと たい あんぴかくにん みまも せいかつかだい ほっけん そうだんえんじょ ひつよう とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサ せんもんきかん おこな じゅうみんどうし さき あ ービスや専門機関へのつなぎなどを行う。このほか、住民同士の支え合い かつどうしえん たいせい ちいきふくし けいかくてき の活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的 すいしん はか かんけいきかん だんたい はたら おこな な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかけを行っている。
ぎよう さ 行	
さいがい じ ひ なんこうどうよう し えん 災害時避難行動要支援 しゃ 者	さいがいはっせい じ じりき ひなん こんなん ひなん はいりょ しえん ひつよう 災害発生時に、自力で避難することが困難で、避難に配慮や支援が必要 し めん な市民。
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人	しゃかいふくしじぎょう おこな もくてき しゃかいふくしほう せつりつ 社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されて ほうじん こうえきせい たか ひえいりほうじん しょうがいふくししせつ とくべつようごろうじん いる法人。公益性の高い非営利法人であり、障害福祉施設、特別養護老人 にんか ほういくじょう しゃかいふくしじぎょう おこな ホーム、認可保育所等の社会福祉事業を行う。
じしゅうんこう 自主運行バス	こうきょうこうつう ふべん じゅうたく ち く し し めん にちじようせいかつ 公共交通がない、または不便な住宅地区などで、市が市民の日常生活の こうつうしゅだん かくほ どうろうんそうほう きよか う ちよくえい いたく 交通手段を確保するため、道路運送法の許可を受け、直営または委託の ほうほう うんこう 方法により運行するバス。

用 語	解 説
自主防災会	災害発生時、住民のみなさんが地域ごとに団結し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもとに、自主的に結成された組織。
次世代交通	最先端の情報通信技術を駆使して安全で運転しやすく、経済的で環境にもやさしい車社会の実現を目指すシステム。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活の動作のトレーニングや、集団生活への適応訓練、コミュニケーションの円滑化など、一人ひとりの状態や課題に合わせたサポートを行うこと。
市民後見人	親族からの支援を受けることが難しく、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場でその生活を支援するために、家庭裁判所より選任された市民による後見人。
社会福祉協議会	地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国のとどうふけん、しちょうそん、せっち、かくしゅ、ざいたくふくし、ていきょう都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常にかいご、ひつよう、ひと、たい、じたく、ほうもん、にゅうよく、はい介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護をそうごうてき、おこな、しょうがいふくし総合的に行う。
就労移行支援	一般企業等での就労が可能と見込まれる障害のある人に対して、就労にひつよう、くんれん、きゅうしよくかつどう、かん、しえんどう、おこな、しょうがいふくし必要な訓練、求職活動に関する支援等を行う障害福祉サービス。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な障害のある人に対して、生産活動等の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のための支援を行う障害福祉サービス。雇用契約に基づいて働く場を提供するA型と、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に働く場を提供するB型がある。

用 語	解 説
しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	平成30年度から開始された障害福祉サービスであり、一般就労へ移行した障害のある人の内、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人等に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行うサービス。
しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法	障害のある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる人を発見した際の通報義務を課すなどしている。
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着にあたって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県が指定するもの。
しょうがいしゃそうごうし えん ほう 障害者総合支援法	「障害者自立支援法」を改め、新たに成立した法律。「自立」に代わり新たに基本的人権を保障された個人としての尊厳を明記。障害者の範囲に難病等が加わるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大などの方向性が示されている。
しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	障害のある人として公的機関の認定を受けると発行される、障害の程度を証明するための手帳。身体に障害のある人が持つ身体障害者手帳、知的障害のある人が持つ療育手帳、精神に障害のある人が持つせいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しゅるい 精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。
しょうがいしゃ 障害者テレワークオフィス	主に、精神・発達障害のある人を雇用する企業に対し、見守り人付きのレンタルスペースを貸し出し、一般企業での就労が困難な人が就労可能となるほんしどくじ し く 本市独自の仕組み。
しょうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう 障害者優先調達推進法	障害のある人が障害者就労施設で作った製品を地方自治体などの公的機関が優先的に購入するよう求める法律。各地方自治体では、優先購入の方針に沿って購入を進め、障害のある人の就労を支援していく。

用 語	解 説
じょうほう 情報アクセシビリティ	しょうがい ひと こうれいしゃ ふく だれ えんかつ じょうほう しゅとく りよう い し 障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思 ひょうじ おこな 表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。
しょうほうしょうがいしゃ 触法障害者	ほうりつ ふ こうい しょうがい ひと 法律に触れる行為をしてしまった障害のある人のこと。
ジョブコーチ	しょうばてきおうえんじょしゃ しょうがい ひと しゅうしょくまえ じっしゅうだんかい しゅうしょくご 職場適応援助者ともいい、障害のある人が就職前の実習段階や就職後に しょうばていちやく むづか さい しょうがい ひと しょうば てきおう し えん 職場定着が難しくなった際に、障害のある人の職場への適応を支援する こと。職場に出向き、障害のある人が職場に適応できるよう仕事への対応 しょうば で む しょうがい ひと しょうば てきおう しごと たいおう を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても、助言を し えん にんげんかんけい しょうば かんりしゃ じゅうぎょういん たい じょげん 行い、職場や職場環境の改善を提案する。 おこな しょうば しょうばかんきょう かいぜん ていあん
じりつくねん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな さだ きかん 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、 しんたいきのう せいかつのうりよくこうじょう ひつよう くんれんどう おこな しょうがいふくし 身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービ スであり、機能訓練と生活訓練に分かれる。 きのうくんれん せいかつくんれん わ
じりつしえんきゅうふじぎょう 自立支援給付事業	しょうがいふくし こ こ しょうがい ひと しょうがい しゅるい ていど しゃかい 障害福祉サービスは、個々の障害のある人の障害の種類や程度、社会 かつどう かいごしゃ じゅうきょうどう じょうきょう ふ こべつ しきゅうけつてい おこな 活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる じりつしえんきゅうふ しちようそん そういくふう りようしゃ じょうきょう おう 「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて じゅうなん じっし ちいきせいかつしえんじぎょう たいべつ じりつしえんきゅうふ 柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。「自立支援給付」 かいごきゅうふ くんれんどうきゅうふ げんそく しょうがいふくし には、「介護給付」「訓練等給付」があり、原則として、障害福祉サービ ス しょうがいしえんくぶん にんてい ひつよう など しょうがいふくし 受けるために障害支援区分の認定が必要である等、障害福祉サービ ス りよう てつづ こと 利用するための手続きが異なる。
しんがた 新型コロナウイルス かんせんしょう 感染症	こくない ねん がつ はじ けんしゅつ はつねつ せき しょうじょう ひ 国内では2020年1月に初めて検出された、発熱や咳といった症状を引 お しんがた ひまつかんせん せつしよくかんせん おも けいろ き起こす新型コロナウイルス。飛沫感染、接触感染が主な経路とされているた め、組織の運営や地域活動、人々のつながりの維持においても大きな影響 そしき うんえい ちいきかつどう ひとびと い じ おお えいきょう を及ぼしている。 およ

よつ 用 語	かい ぜつ 解 説
せいかつかいご 生活介護	しょうがいしゃしえんしせつ つね かいご ひつよう ひと おも ひるま 障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間に おいて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活 とう かん そうだん じよげん た ひつよう にちじょうせいかつじょう しえん そうさくてき 等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的 かつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しんたいきのう せいかつのうりよく こうじょう 活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のた めに必要な援助を行う。
せいかつしえん 生活支援コーディネーター	こうれいしゃ せいかつしえん かいごよぼう きばんせいび すいしん もくてき 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的と し、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の こうちく む きのう は ひと 構築に向けたコーディネート機能を果たす人
せいしんほけんふくし 精神保健福祉ネットワーク かいぎ 会議	せいしんしょうがいとうじしゃ さんか はつげん ば もくてき ほっそく ふじえだし 精神障害当事者が参加し発言できる場づくりを目的に発足した藤枝市 における自主的組織。市内の精神保健福祉関係団体や医療機関、行政 きかん などによって構成され、定期的な会議を通じて連携を深めている。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	にんちしょう ひと ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひと はんだんのうりよく 認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の ふじゅうぶん かがたがた ざいさん けんり ほご ほうてきせいど 不十分な方々の財産や権利を保護するための法的制度。
ぎょう た 行	
短期入所（ショートステイ）	じたく かいご おこな ひと びょうき りゆう かいご おこな 自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことが できない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等 たんきかんにゅうしょ にゅうよく はい しょくじ ひつよう かいご おこな に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行 う。
ちい いかつどうしえん 地域活動支援センター	ちい き しょうがい ひと つうしょ そうさくかつどうまた せいさんかつどう きかい てい 地域の障害のある人に通所による創作活動又は生産活動の機会を提 きょう しゃかい こうりゅう そくしん ちい き 供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における りようしゃ じりつ そくしん しゃかいさんか ほか もくてき しょうがい 利用者の自立の促進と社会参加を図ることを目的としており、障害のあ ひと いばしょ しゃかい で ば じゅうよう る人の居場所や社会に出ていくためのステップアップの場として重要な やくわり にな 役割を担う。
ちい ききょうせいしゃかい 地域共生社会	だれ さまざま せいかつかだい かか す な ちい き じぶん く 誰もが様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮 らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という かんけい こ ちいきじゅうみん ちいき たよう しゅたい さんかく ひと ひと にん 関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と しげん せだい ぶんや こ じゅうみんひとり く 資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと い ちい き つく しゃかい 生きがい、地域をともに創っていく社会。

用 語	解 説
ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ か い 地域自立支援協議会	しょうがいしゃそうごうしえんほう せっち ほうていか きょうぎかい しょうがい 障害者総合支援法において設置が法定化されている協議会で、障害の ある・なしにかかわらず共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかか る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための ば 場。
ち い き せ い か つ し え ん じ ゃ う 地域生活支援事業	しょうがいしゃそうごうしえんほう ほうていか じぎょう しちやうそんおよ 障害者総合支援法によって法定化されている事業で、市町村及び と どう ふ け ん じ っ し そうだんしえん しえん 都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援 とうかなら じ っ し さだめられている事業。
ち い き ほう か つ 地域包括ケアシステム	ようかいごじやうたい す な ち い き じ ぶ ん せいかつ さいご つづ 要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続 けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に ていきやう しゃかい 提供される社会システムのこと。
ち い き ほう か つ 地域包括ケアセンター	かいご いりやう ほけん ふくし そくめん こうれいしゃ ささ そうごうそうだんまどぐち 介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口で あり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できる ようかいご かいごよぼう ほけんふくし ように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、 にちじやうせいかつしえん そうだん おう かいごほけん しんせいまどぐち にな 日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担ってい る。
ち く し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い ち く 地区社会福祉協議会（地区 社協）	ししやきやう か ぶ そ し き しゅたいてき ち い き ふ く し すす し み ん そ し き 市社協の下部組織ではなく、主体的に地域福祉を進める市民組織。 し み ん せいかつ ちか ち い き ふ く し じ っ せ ん じ ち か い ちやうないかい 市民の生活により近い地域で福祉を実践するため、自治会・町内会や みんせいいいん じ どう い い ん こうせい 民生委員・児童委員、ボランティアなどによって構成されている。
デイサービス	しょうがい ひと にっちやう あず にゆうよく きやうしよく にちじやう 障害のある人を日中に預かり、入浴サービス、給食サービスなどの日常 せいかつ せ わ そうだん じやげん どう おこな しょうがいふくし 生活の世話や、相談・助言、レクリエーション等を行う障害福祉サービ ス。
デージー化	DAISY（デージー、Digital Accessible Information System）とは、 デジタル録音図書の国際標準規格で、音声及びテキストデータにより、 おも し か く しょうがい ひと ろくおんとしよ さくせいどう つか 主に視覚障害のある人のためのデジタル録音図書の作成等に使われて いる。この規格に基づいて作られた録音図書はDAISY図書、DAISY ろくおんとしよ きかく もと つく ろくおんとしよ としよ 録音図書、あるいはマルチメディアDAISY図書などと呼ばれる。

用 語	解 説
でまえこうざ 出前講座	市民の方が日頃集う集会等に、市職員等が出向いて、地域で希望するテーマについて講義・説明し、また、意見交換等を行うことにより、市民の学習機会の拡大と市政への理解に役立てる趣旨のもの。
どうこうえんご 同行援護	移動に 著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に 行う。
とくていそうだんし えんじぎょうしょ 特定相談支援事業所	障害のある人の利用計画を作成する事業所。利用者の面談や訪問などを通じてプランを 考 え、作成した計画が最適かどうかのモニタリングも 行い、必要なサービスがあれば見直しや修正を行う。
とくべつし えんがっきゅう 特別支援学級	学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により「特殊学級」から名称変更されたもの。軽度の障害のある児童・生徒のために、学校教育法第75条の規定により小・中学校等に設置される学級で、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害のある児童・生徒を対象としている。
とくべつし えんきょういく 特別支援教育	幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズを把握し、ニーズに可能な限り対応した適切な指導と必要な支援を行う教育のこと。
としょかん 図書館サービス	図書館で行われる図書の利用や情報の伝達に関わる幅広いサービスを 含む概念であり、資料の収集や保管といった技術的なサービスと、図書館が利用者に対して直接関わる利用者サービスに分けられる。
ともフェス	共生社会の実現に向けた第一歩として、地域住民に対し障害や障害のある人への理解を広げるためのイベント。関係団体や関係事業所による展示や自主製品の販売、ステージ発表等の催しが行われる。
ぎょう な 行	
なんびょうかんじゃ 難病患者	国が定める難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病の中で、国が対象範囲を定めることになっているもの）等を患っている人。

用 語	解 説
にちじょうせいかつじりつ しえん じぎょう 日常生活自立支援事業	はんだんのうりよく ふじゅうぶん こうれいしゃ しょうがい ひと じりつ にちじょうせいかつ す 判断能力の不十分な高齢者や障害のある人が、自立した日常生活が過 ごせるように、適切な福祉サービスの利用をはじめ、日常生活の権利や りえき まも もくてき じぎょう ふくし サービスの利用と預貯金管理な ど日常生活支援の範囲に限られる。
ぎょう は行	
パブリックコメント	こうてき きかん きそく めいれいどう せいてい ひろ おおやけ いけん 公的な機関が規則や命令等を制定しようとするときに、広く 公 に意見・ かいぜんあんどう もと てつづ 改善案等を求める手続きを言う。
バリアフリー	しょうがい ひと しゃかいせいかつ うえ しょうへき 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるもの を除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の じょきよ という意味と、しょうがい ひと しゃかいさんか こんなん 除去という意味と、障害のある人の社会参加を困難にしている しゃかいでき せいどてき しんりてき しょうへき じょきよ いみ 社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。
ピアカウンセリング	しょうがい きょうつうてん ひとどうし たいどう なかま そうだんあいて たす 障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などと助 け合う方法の一つをピアカウンセリングと言い、ピアカウンセラーはこれを おこな ひと 行う人。
ピアサポート	しょうがい ひと かぞく どうじしゃどうし こうりゅう かだい きょうゆう つう 障害のある人や家族などが、当事者同士の交流や課題の共有を通じて、 おたが たす あ じりつ お互いに助け合うことにより自立していくことをピアサポートと言い、ピア サポーターはこの活動の主体者や支援者。
ファミリーサポートセンター	いくじ えんじょ いくじ えんじょ う ひと かいいん こそだ 育児を援助したい人と育児の援助を受けたい人が会員になって、子育て たす あ せいど ていきょう を助け合う制度を提供すること。
ふくしきょういく 福祉教育	ひとりひとりがおたが さんざい みと あ かか たいせつ い 一人ひとりがお互いに存在を認め合い、関わりを大切にしながら生きて いく「共に生きる」という考 え方を育てていくもの。
ふくしゆうしょううんそう 福祉有償運送	こうきょうこうつうきかん しょうたいしょうがい ひと たい タクシーなどの公共交通機関によっては、身体障害のある人などに対す る十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、 こうえきほうじん しゃかいふくしほうじん じっぴ はんい ない えいり みと 公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認めら れない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ド アの個別輸送サービス。

用 語	解 説
ふじえだがたはったつしえん 藤枝型発達支援システム	はったつ かだい ほごしゃ たいしやう にゅうようじき しゅうろうき 発達に課題のあるこどもとその保護者を対象に、乳幼児期から就労期までのライフステージに応じた一貫した発達支援を行う、本市が構築をめざすシステム。
ふじえだししょうがいしゃぎゃくたいぼうし 藤枝市障害者虐待防止センター	し やくしよ せっち しょうがい ひと たい ぎゃくたい はっけん ひと つうほう 市役所に設置し、障害のある人に対する虐待を発見した人の通報や ぎゃくたい う ほんにん とどけで うけつけまどぐち ぎゃくたい う ひと 虐待を受けた本人からの届出の受付窓口であり、虐待を受けた人の あんぜんかくにん けん けいさつ いりようき かん れんけい たいおう しえん 安全確認や、県や警察、医療機関などと連携しながら対応したり、支援 ほうほう けんとう 方法を検討する。
ふじえだしせいねんこうけんしえん 藤枝市成年後見支援センター	ふくし せっち まどぐち せいねんこうけんせいど しゅうち 福祉センターきすみれに設置している窓口。成年後見制度の周知や そうだんぎょうむとう おこな 相談業務等を行う。
ふじえだしぼうさい ぼうさい 藤枝市防災(防災アプリ)	どうほうむせん ほうそうないよう ぼうさいきしょうじょうほう ひなんじょうほう ふじえだし とっか 同報無線の放送内容、防災気象情報、避難情報など、藤枝市に特化した かくしゅぼうさいじょうほう しゅとく 各種防災情報をスマートフォンで取得できるアプリ。
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	しょうがい しゅうだんせいかつ てきおう しょうがい 障害のあるこどもが集団生活に適応することができるよう、障害のある しんたいおよ せいしん じょうきょう なら お かんきょう こどもの身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて てきせつ こうかてき しえん しえん ほうもんしえんいん あ 適切かつ効果的な支援を行う。支援には、訪問支援員が当たる。
ほうかごとう 放課後等デイサービス	しゅうがく しょうがい ほうかご なつやす どう ちょうききゅうかちゅう 就学しているの障害のあるこどもが放課後や夏休み等の長期休暇中に せいかつのうりよくこうじょう くんれんとう けいぞくてき ていきょう おいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより しょうがい じりつ そくしん ほうかごとう いばしよ 障害のあるこどもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくり おこな を行う。
ぎょう ま行	
みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	こうせいろうどうだいじん いしよく う しゃかいちょうさ ふくしぎょうせい きょうりよく ちいきふくし 厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉 すいしん はか しゃくむ じどうふくし かん もんだい こそだ しえん そうだんしどう の推進を図る職務。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を おこな じどういいん か 行う児童委員も兼ねている。
ぎょう や行	
ヤングケアラー	ほんらい おとな にな そうてい かじ かぞく せわどう にちじょうてき 本来ならば大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的 おこな に行っているこどものこと。

用 語	解 説
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢・性別・身体・国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等を設計していこうという概念。
ぎょう ら 行	
りょうい く 療育	障害のあるこどもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
りょうようかい ご 療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を 行う。
レスパイト(サービス)	障害児・者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障害のある人の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復するためのサービスや支援。

● 表紙や各章の扉ページ等の挿絵について

令和5年度に実施した「ともフェス2023」絵画コンクールの金賞・銀賞作品を掲載させていただきます。※「ともフェス」については、用語P113を御参照ください。

「笑顔」「手を取り合う」「しあわせ」のいずれかをテーマとした作品です。



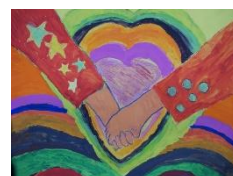
「ともだちとわたし」



わたし ともだち
「私の友達」



「ハートスマイルと
にぎやかな町」



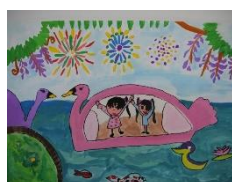
なかま きずな
「仲間と絆」



「おちやばたけをみたよ」



「しあわせ」



じいけこうえん
「れんげ寺池公園」



「だいすきなくまちゃん」



さくひんめい ひ とり
作品名「火の鳥」

だい　じ　ふじ　さとしょうがいしゃ
第6次藤の里障害者プラン
ふじえだししょうがいしゃけいかく
(藤枝市障害者計画)

はっこうねんげつ　れいわ　ねん　がつ
発行年月：令和6年3月

はっこう　へんしゅう　ふじえだし
発行・編集：藤枝市

しずおかけんふじえだしおかいずるやま
〒426-8722静岡県藤枝市岡出山1-11-1

ちよくつう
TEL　054-643-3149（直通）

だいひょう
054-643-3111（代表）

FAX　054-644-2941

ホームページ　<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>